

**連 合 総 研**

JAPANESE TRADE UNION CONFEDERATION  
RESEARCH INSTITUTE FOR  
ADVANCEMENT OF LIVING STANDARDS

# 現代の分配を考える

“バブル”をめぐる資産所得格差問題

財団法人

**連合総合生活開発研究所**

---

# 現代の分配を考える

“バブル”をめぐる資産所得格差問題

---

連合総合生活開発研究所

## ㈱連合総合生活開発研究所

連合総合生活開発研究所（略称、連合総研）は、「連合」のシンクタンクとして、連合および傘下の加盟労働組合が主要な闘争、政策・制度要求を推進するうえで必要とする国内外の経済・社会・労働問題等に関する調査・分析等の活動を行なうとともに、新たな時代を先取りする創造的な政策研究を通じて、日本経済社会の発展と国民生活全般にわたる総合的向上をはかる目的で、87年12月に設立、その後88年12月、財団法人として新たなスタートをきった。研究活動は研究所長を中心に、テーマ別に学者、専門家の協力を得ながら進めている。

これまでの研究所の主な活動は以下のとおりである。

### 1. 主要テーマ —— 90～91年

「日本の進路」に関わる経済・社会展望と指針の策定  
社会経済環境の変化に対応する産業・雇用構造改革および地域開発ビジョンの策定  
新たな時代における資産・所得分配、労使関係の展望

### 2. 経済・社会・産業・労働問題に関するシンポジウム、セミナーの開催

#### <連合総研フォーラム>

- 第1回 「生活の質向上をめざして」～88年11月4日
- 第2回 「新成長時代にむけて」～89年11月13日
- 第3回 「調整局面をいかに乗り切るか」～90年11月8日
- 第4回 「内需主導型経済の第二段階へ」～91年11月1日

#### <連合総研国際フォーラム>

- 第1回 「90年代世界と新たな社会経済政策の展望」～91年7月1～2日

### 3. 経済・社会・産業・労働問題に関する情報の収集および提供

- (1) 情報収集—国内外の機関との連携、ネットワーク、情報交換の促進
- (2) 研究広報誌の発行—機関誌『D I O』（毎月）、および“RENGO Research Institute Report”（年2回）の発行
- (3) 資料提供等—労働組合や勤労者の学習活動の便宜を提供

### 4. 研究シリーズ

- No.3 『ゆとりある生活の構図』～89年11月
- No.4 『労働時間短縮の経済効果の研究』～90年6月
- No.5 『人間優先の経済社会システムの創造へ』～90年10月
- No.6 『生活者優先の地域創造をめざして』～91年5月
- No.7 『90年代世界と新たな社会経済政策の展望』～91年12月
- No.8 『現代の分配を考える』～92年10月
- No.9 『人間尊重の中小企業政策』～92年10月

### 5. 年次報告書

- 89年度経済情勢報告『新成長時代にむけて』
- 90年度経済情勢報告『調整局面をいかに乗り切るか』
- 91年度経済情勢報告『内需主導型経済の第二段階へ』
- 92年度経済情勢報告『人間中心社会の基盤構築にむけて』

## 現代の分配を考える

—— “バブル” をめぐる資産所得格差問題 ——

## 目次

要 約	9
第1章 格差問題の意味と視点	19
1. 現代日本の格差問題	19
2. 「分配」の価値基準	20
3. 機会均等、平等な競争、公正な評価	21
4. 資産格差問題	24
5. 企業と個人	25
6. 貨幣に換算されない格差	27
7. 政策の方向	28
8. 具体的な政策	30
(1) 土地政策	30
(2) 住宅政策	31
(3) 所得税制	31
(4) 相続税	31
(5) 男女平等の推進	32
第2章 ストック経済における分配問題	33
1. ストック経済における分配問題の性質	33
2. バブルの増殖・崩壊と分配問題	34
(1) 国民資産の変動	34
(2) バブルのマクロ的推移	34

---

---

(3) キャピタルゲインの偏在	34
(4) 企業への富の集中	37
(5) バブルの崩壊とキャピタルロスの発生	39
3. 資産格差と所得格差の相互関係	40
(1) 資産を持つことのメリット	40
(2) 資産運用と資産性所得の格差	41
(3) 所得階層別貯蓄率と資産格差の拡大	42
4. 資産の世代間移転と階層化	43
(1) 高齢者の貯蓄行動	43
(2) ライフサイクル資産と移転資産	44
(3) 教育を通じた世代間移転	45
(4) 資産格差の世代間波及のパターン	46
5. ストック経済における再分配政策を考える	48
第3章 統計からみた所得資産格差の現状	50
1. 所得及び家計資産に関する統計	50
(1) 所得に関する統計	50
(2) 家計資産に関する統計	52
2. 統計からみた所得格差の実態	53
3. 統計からみた資産格差の実態	59
(1) 金融資産の格差	59
(2) 実物資産の格差	61
4. 統計上の問題点	64
第4章 法人対個人の問題を考える	66
1. いわゆる企業型社会	66
2. 企業と個人の分配状況	67
(1) 生産性上昇と賃金上昇	67

- (2) 労働時間の動向 68
- (3) ストック保有の個人・法人比率 70
- (4) 企業と個人の利害対立はあるか 72
- 3. 個人生活への企業支配の発生メカニズム 73
  - (1) 年功賃金制度 73
  - (2) 企業内能力開発制度 76
  - (3) 企業を通じないと得られない各種のサービス 77
  - (4) 企業型資源配分の見直し 78
- 4. 企業型社会をこえて 80
  - (1) 必要な政策対応 80
  - (2) 労働組合も発想の転換を 81

## 第5章 分配の公正にむけた政策・運動の課題 83

- 1. 分配問題の再登場 83
  - (1) 政策・運動の視点 83
  - (2) 分配の公正に係る日本システムの現在 87
  - (3) 分配問題の特質——土地問題と資産相続の問題 89
  - (4) 性差別、年齢差別、外国人問題 91
  - (5) 「個人原理」と社会モデル 92
- 2. 企業型社会の歪みを正す 95
  - (1) はじまった日本社会の問い直し 95
  - (2) 「企業中心型社会」の発展と見直しへの転機 96
  - (3) 是正の考え方と課題 99
- 3. 税制をつうじた公正な分配 104
  - (1) 資産課税の是正がカギ 104
  - (2) 総合課税が望ましい株式キャピタルゲイン 105
  - (3) 土地のキャピタルゲイン課税 107
  - (4) 避けられない納税者番号制度 109

- 
- 
- (5) 再分配効果のある相続税・贈与税 110
  - 4. 住宅政策と労働者の資産形成 112
    - (1) 大都市の持家政策の転換 112
    - (2) 労働者の資産形成をどう考えるか 120
  - 5. 地域間格差の是正 124
    - (1) 東京圏一極集中で広がる地域間格差 124
    - (2) 地域間の格差是正 129
    - (3) 財政による再配分 131
    - (4) 社会資本形成による格差是正 132
  - 6. 社会保障を通じた分配是正 137
    - (1) 社会保障制度の目的 137
    - (2) 社会保障制度による所得再分配の状況 137
    - (3) 社会保障制度と資産問題 144

## 第6章 労働分配率を改めて考える 146

- 1. 労働分配率をめぐる最近の議論 146
- 2. 労働分配率の現状と推移 147
  - (1) マクロレベルの労働分配率 147
  - (2) ミクロレベルの労働分配率 150
- 3. 高い内部留保 153
  - (1) 内部留保と設備投資 153
  - (2) 内部留保とフリンジベネフィット 154
- 4. 労働分配率をどう考えるか 154
  - (1) 分配率問題への一つの視点 154
  - (2) 生活大国と労働分配率 155
  - (3) 国際的共生と労働分配率 156
  - (4) 企業型社会と労働分配率 157
  - (5) 労働組合の役割 158

第7章 現代の格差と労働組合の役割 ————— 160

1. 賃金・労働協約、就業規則の見直し 160

(1) 人間を基準にした賃金交渉を——個別賃金の重視 161

(2) 時間に関する協約の見直し——実効性ある協定を 161

(3) 時間主権——個人に選択権を 161

(4) 単身赴任——「同居権」の主張を 162

2. 職場の人間化と産業民主主義の確立 162

(1) ヒューマンな職場づくりを——「過労」のない職場をめざして 162

(2) 労使対等関係の形成と産業民主主義 163

3. 社会的標準形成機能を担う労働組合 164

4. 労働組合内部機構と運営の見直し 165

## 要 約

## 1. 報告書の性格

連合総合生活開発研究所（連合総研）は、1991年1月に資産・所得格差問題研究委員会（主査・竹内啓東京大学経済学部教授）を発足させ、以来月1回のペースで1年間余、「共産主義」の崩壊と新保守主義の後退の中で、現代における「公正」とは何かの観点から“バブル”経済に関わる資産・所得格差の問題点と是正の政策方向について研究討議を重ねてきたが、これらの討議にふまえて研究委員会の各委員の執筆分担により本報告書をまとめた。

本報告書の特徴は、通常の広範囲にわたる所得分配論とは異なり、1つには「社会主義」による名目としての「平等主義」やそれへの批判としての「悪平等主義」論、新古典派の「限界生産力」にもとづく分配論を超えて、現代における分配の「公正」を考える視点を明確にしたこと、2つには“バブル”をめぐる資産・所得格差とくに資産問題を中心にその分配問題に焦点をあてたこと、3つには「法人擬制説」の問題点を指摘しつつ「法人対個人」の新たな視点から分配問題を考え、わが国特有の企業依存型の分配構造の歪みと企業型社会の是正問題をとりあげたこと、4つにはキャピタルゲイン課税、相続・贈与税など公正な税制、住宅と労働者の資産形成、東京一極集中排除・社会資本形成による地域間格差是正、社会保障を通じた再分配などを検討したこと、5つには盛田論文以来の労働分配率論争を振り返り改めて労働分配率問題を企業パフォーマンスのあり方、国際社会との共生、生活の豊かさの実現など広い角度から検討を加えたこと、6つには今後の問題として国際比較も可能とするような資産・所得格差の精度の高い把握を可能とするよう政府統計調査の改善を求めたことなどである。

現在わが国経済は“バブル”が破裂し、土地など実物資産、株式など金融資産の下落が続く資産性所得の格差はマクロ的には縮小傾向にあるともいえるが、バブル期に利益を得た者と破裂期に不利益を得た者は必ずしも一致せず、しかもこの時期に拡大

---

---

した格差は固定化傾向にあることも指摘されており、改めて資産・所得格差問題を考えてみる意義は十分にあると考える。さらに今資産デフレが景気循環の後退局面と重なる「複合不況」の様相を呈し、景気も楽観できない局面にあるが、こうした時期をチャンスに“バブル”と資産・所得格差の是正方向について冷静に議論しておくことも重要であろう。また中長期的にもわが国社会の健全性と活力を維持していくためにも社会の「公正」とは何かを普段に考えていくことが必要であろう。本報告書がその一助になれば幸いである。

## 2. 報告書の内容

### 〔格差問題の現代的意味と視点〕

第1章では「格差問題の現代的意味と視点」が改めて明確にされる。まず分配を考える際に3つの価値基準がある。1つは健康で文化的な最低生活を営む権利としての人権、2つは本人に属する責任以外の理由で格差が生ずるべきではないという意味での平等主義、3つは本人の功績や貢献による「公正な」格差である。さらにこうした「公正な」格差を容認するとすればその前提条件として人生の出発点にあたっての機会均等、自分の力を発揮する際の平等な条件と明確なルールによる競争、開かれた市場における公正な評価とその結果としての正当な報酬の保証などが必要である。

また現在の分配問題としてとくに資産格差、企業と個人間の格差の存在が指摘される。“バブル”の中でキャピタルゲインを得たものは一部の人に限られ、しかもその分布が極めて不平等であるという問題がある。また土地価格の高騰で多くの利益を得たのは企業であり、「含み」資産の増大は企業の資金力を増し、この資金力の差は土地、株式の企業所有への移転を促進させた。個人と企業の不均衡は、新古典派の言うように個人間の分配問題に解消できない意味を持ってきている。また都市と地方の生活上の格差、社会的サービス、文化的施設に接する機会など貨幣に換算されない格差も無視できない。こうした問題点の是正の政策方向としてインフレ、デフレを回避するマクロ経済政策を基本としながら具体的政策としては土地対策、住宅政策、所得税制、相続税制、男女平等などの政策が強調される。

## 〔ストック経済における分配問題〕

第2章では「ストック経済における分配問題」が論じられる。“バブル”という短期的問題と高齢化、年金制度の成熟、社会資本・住宅の整備など長期的なストック経済化の中での分配問題を区別して検討すべきが前提とされる。まず金融・実物資産の価格上昇によるキャピタルゲインなどで国民資産は90年末で7,106兆円となった。89年末のキャピタルゲインは504兆円でGNPに匹敵する程となった。このキャピタルゲインは高額所得者や東京圏・大阪圏の土地所有者に集中するなど偏在がみられる。とくに土地、株式は資金力もあり、税制上の法人優遇もある企業の所有に集中していった。

92年になって株式は大幅下落が始まり、地価高騰も89年にピークアウトして91年から下落が続いている。こうした資産価格の下落で90年には株式で307兆円、地価で100兆円超の巨額なキャピタルロスが発生した。しかし資産価格上昇期にキャピタルゲインを獲得した者と下落期にキャピタルロスを被った者とは異なり、バブル破裂後とはいえ資産格差の存在が指摘される。金融資産の保有者は、それを取り崩して消費に充当でき、土地保有者は、それが生み出すサービスを楽しむことなどから所得格差にも影響を及ぼすことになる。また資産運用による格差、しかも大規模資産になるほどハイリスク・ハイリターンの運用が可能となり、資産格差は大きくなる。さらに高所得者ほど資産蓄積のスピードが速くなり、所得格差が資産格差を拡大する面もある。

また高齢者の遺産動機が高く資産の世代間の移転による階層化の問題も出てくる。この移転資産には遺産相続や生前贈与など目に見えるものだけでなく親の子供に対する教育費負担を通じた人的資本の形成による無形の資産移転もあり、本人の責任の及ばないところで人生の出発点での格差をつくりだすことにもなる。

同一階層内での結婚指向による階層の固定化もある。ストック経済化の分配問題としては、キャピタルゲイン課税の強化、総合課税化、金融緩和に偏ったマクロ経済政策の是正、相続税・贈与税の適正化、奨学金制度の充実、大学の助成のあり方などの検討課題が指摘される。

---

---

### 〔統計からみた格差〕

第3章では「統計からみた資産・所得格差の現状と政府統計の問題点」が具体的に説明される。まず所得面では、勤労者世帯の可処分所得は、「家計調査」でみると86～87年以降の景気上昇期にも格差の縮小傾向はみられない、「賃金構造基本調査」でも産業別、企業別の男子労働者の1人あたり平均所定内賃金格差は拡大している。資産面では、「貯蓄動向調査」で勤労者世帯の金融資産の不平等度をみると“バブル”期に拡大したがその後は横ばいとなっている。「全国消費実態調査」でみると勤労者世帯の1人あたりの正味資産は4,060万円で宅地資産（73%）、金融資産（12%）、住宅資産（11%）、耐久消費財（4%）となっており土地を持つか持たないかなど資産保有による不平等度が示される。全世帯の正味資産を地域別に比較してみると東京が全国平均の2.4倍となるなど地域間格差が拡大していることが示される。統計上の問題点として、1つには平均値のデータが主で、分布の詳細な統計がない、2つには「家計調査」は、勤労者世帯以外は家計簿調査がない、単身者、農林漁家世帯が含まれない、3つには家計資産の金融、実物資産を総合的に把握できない、「貯蓄動向調査」では単身者・農林漁家世帯が含まれない、自営業・自由業の信頼度が低い、4つには「全国消費実態調査」（1989年）、「住宅統計調査」（1988年）で現住居以外に所有する土地・住宅調査に踏み出したことは評価される、5つにはプライバシー保護を前提に世帯・個人の所得、資産のマクロデータが必要、などの問題点が指摘される。

### 〔法人対個人を考える〕

第4章では、「資産・所得格差問題が法人対個人という従来の分配論とは別の新しい視点」から論じられる。企業と個人の分配問題は存在しないとの法人擬制説の考え方もありそれなりに説得力があるが、企業と個人のバーゲニングポジションが平等であれば妥当性を持つが、現実にはその条件は満たされておらず、企業と個人の分配問題は存在すると考えざるを得ない。企業に対する労働側のバーゲニングポジションの低下が、所得と労働時間などフローや土地と株式などストックの両面での分配の歪みをもたらしていることは否定できない。

まずフロー面では、80年代後半のマクロの労働分配率低下は、企業の内にかね余りを引き起こしたことから、ミクロの企業レベルでも労働分配率低下と社内留保率増加

の同時進行がみられ、“バブル”と労働分配率が無関係ではないことが示される。80年代中盤以降、賃金と無関係の有給休暇取得率も低下傾向にあり、時短の形をとった分配も低下している。ストック面では、株式の法人所有の増大、土地など不動産の企業所有の増大が進み、個人が住宅を持てなくなるなど無視できない分配の歪みを生じている。

さらに企業と個人のバーゲニングポジションの違いの背景には、個人の企業に対する依存度の高い企業型社会がある。これを形成したメカニズムとして生涯所得配分制度としての年功賃金制度、企業内能力開発制度、さらにはFRINGE BENEFITなど企業を通じないと得られない各種サービスの問題点が指摘される。しかしこうした企業型資源配分も労働力の構造的不足、市場・技術構造変化などによって矛盾に直面しつつある。

こうした中、企業型社会の歪みを是正してゆくには、いくつかの政策対応が必要であろう。まず1つには企業年金も個人年金も平等に扱う、訓練・教育も企業と個人で行うものも平等に援助するなど企業を通すと有利になり、個人で行うと不利になる法制度を見直すことである。2つには金融情報、雇用情報を政府や労働組合が集めて個人に提供する仕組みを整備する、公的な職業訓練、教育施設を整備するなどして個人の交渉力を高めることである。3つには時短によって拘束時間を短縮し、個人の能力開発の時間を増やすことである。労働組合も発想を転換して、企業型社会を超えるこうした雇用生活ビジョンを描くことを真剣に検討すべきことが指摘される。

#### 〔分配の公正にむけた政策・運動課題〕

第5章では、「分配の公正のむけた政策・運動の課題」が企業型社会の是正、税制を通じた分配、社会保障を通じた分配、住宅と労働者の資産形成、地域間格差の是正など5つの観点から論じられる。分配の歪み是正は、まず社会の健全性、活力維持の観点から重要であるとともに「ゆとり、豊かさ、社会的公正」確保の連合の運動目標の観点からも取り組む必要がある。

① まず企業中心型社会の是正として、企業内の労使関係のあり方、企業と企業との関わり方、企業と行政との関わり方、企業と消費者、企業と社会との関わり方、個人の尊重と自己責任原則に立つライフスタイルの確立などが求められる。また労働

---

---

組合としても企業のモニタリング機能の強化、交際費、フリンジベネフィットの透明化、労務管理の見直し、産業民主主義の確立などに取り組む必要がある。

- ② 「税制を通じた公正な分配」として、資産課税の適正化が必要である。とくに株式のキャピタルゲインについては、投資家がリスクを支払った結果の正当な所得としてとらえ、総合所得課税化により所得再分配をはかることが適当である。キャピタルロスも総合所得の中で調整し、非上場の株式も納税者番号制度の導入により把握することが可能である。

土地のキャピタルゲインについては、土地保有者の努力・リスクとは無縁の不労所得と位置づけ課税することまた含み益課税強化のために課税評価額の適正化（1物4価の是正）が必要である。資産性所得の正確な把握には、納税者番号制度の導入は避けられない、所得把握以外の目的外利用と個人のプライバシー保護を前提に制度化をはかるべきであろう。

相続・贈与は、配偶者間で行われる場合は、人生の苦楽を共にしてきた観点から当然評価し容認されるべきである。しかし親子間の場合には、子供は本人の努力なしに偶然に遺産を取得する不労所得となり、世代間の資産の移転と資産格差拡大を防ぐため課税の適正化が必要である。土地・建物の相続にあたっては、課税評価額は金融資産と同様時価評価すべきである。

親の子供の教育に対する投資としての過大な教育費の支出も家庭内の目に見えない資産移転であり課税化が必要であり、奨学金制度の充実とくに所得階層別奨学金制度が求められる。

- ③ 「住宅政策と労働者の資産形成」の面から分配問題を考えてみる。

勤労者世帯の持ち家比率は全国平均で63.6%であり、50歳以上では8割超となっている。しかし大都市圏（東京23区、名古屋市、大阪市）では、地価高騰により持ち家取得困難者が3分の1強でてきている。持ち家指向の理由をみると、所有より安心して住めることが重視されている。今後の住宅政策としては、大都市での中高層共同住宅、公的賃貸住宅の充実とともに借り上げ型共同社宅など労働者のライフスタイルに応じた多様な住宅政策が求められる。

また財産形成としての終身利用権方式の制度化、2世代高齢者の終身利用権型老

後用住宅なども考えられてよい。東京圏での住宅需要の分散化のためにも東京一極集中の抑制が必要である。その1つとして首都機能の移転が重要である。労働者の資産形成の面からは、財形年金・財形住宅貯蓄について中小企業労働者の加入率が低いことから団体加入方式の検討も必要である。株式による資産形成についてもアメリカの従業員株式取得プラン、イギリスの株式オプション制度なども注目に値する。今後の労働者の資産形成については、老後生活のための貯蓄などとともに自分の能力を高めるための教育投資など精神的豊かさを深めるようなストックの形成も検討していく必要がある。

- ④ 東京一極集中による地域間格差拡大で、「地域間の分配」にも歪みが生じてきている。

所得格差は90年指数では東京を100とした場合、全国平均は78.2（毎月勤労統計）であり、一人あたり県民所得でも格差が拡大傾向にあり、賃金水準の産業別決定指向と地域別最低賃金制度の実効性ある改善と地域間格差の是正が必要である。所得面の他に住宅、通勤、生活環境、文化環境など生活条件の格差も広がっている。これらは基本的には分散化政策の中で解決を指向していくべきである。

分散化を進展させる方策として地方拠点都市法、パイロット自治体構想等が期待されたが、地方の独自性発揮の保証となる権限・財源の地方委譲が不十分であり地方の側の制度的制約に対抗する一層の努力が期待される。東京集中排除策として、オフィス規制のための事務所税、地方移転の優遇税制が必要であり、また通勤定期の廃止など市場メカニズムを活用した施策の有効性も検討されてよい。また東京圏の膨張抑制策として、都市政策面からはアメリカなどの「成長管理」的都市政策なども検討に値する。

財政面からの直接的分配是正策として地方交付税の配分機能を維持しつつ、補助金などは一般財源化を図り、地方の自主性を一層保証するような分配機能を高めるべきである。基本的には懸案となっている国・地方間の権限、財源の再配分が必要である。地域間の生活格差の是正策として生活関連の社会資本整備も重要であり、新経済計画にある5カ年計画の実行が望まれる。しかし公共投資基本計画を見ると昭和50年代後半以来今日まで、各事業費別配分、各省庁別配分はほとんど変わらず

---

硬直性が際立っており、生活関連重視の社会資本整備の充実となるか疑問であり、弾力的配分システムへの改革が必要である。

これからの社会資本を考えるにあたって、地球環境問題などを考えれば、自然環境などを自然資本、介護マンパワーなどを制度資本、施設設備などを狭義の社会資本と位置づける広義の社会的共通資本概念も検討に値する。

- ⑤ 社会保障と資産問題の関連に着目した政策が求められている。近年の社会保障を通じた所得再分配効果は有効に機能し、所得格差の縮小傾向がみられる。所得階級別にみても高所得から低所得への再分配が行われ、年齢階級別にみても若い世代から高齢者世代への再分配が行われている。年次比較でも年金、医療など社会保障を通じた再分配機能は有効に働いており、今後ともこうした機能を維持していく必要がある。しかし近年資産問題が社会保障による再分配に新たな問題を投げかけている。高齢者、身障者の住宅は身体機能の特性にあったものとはいえない実情であり、賃貸住宅の建て替えによる高齢者の追い出し問題もでてきている。高齢者のシルバーハウジング、ケアハウス、障害者のグループホームなどの施策が始まっているがまだ欧米諸国の水準には及ばない、住宅政策の充実が望まれる。また社会保障制度の受給要件、受益者負担などは、所得状況で決められるが、資産格差の拡大と巨額の資産保有者もでてきているなかでは、フローの所得のみに着目して資産を無視すると新たな不公平が生ずる恐れがあり、これらのストックを評価していくことが検討されるべきであろう。さらに社会保障制度の対象者が資産を保有している場合は、これら担保とした生活費・医療費・住宅などの貸付などのシステムも考えられてよい。

#### 〔労働分配率問題を考える〕

第6章では、盛田論文をめぐる議論などを受けて改めて「労働分配率問題」が検討される。春闘を控えた時期の盛田論文は、労働分配率問題を労使間の賃金問題という土俵から将来の日本のあり方をめぐる広い土俵に置きなおしたものと理解すべきである。わが国の労働分配率は、マクロ・ミクロレベルで見ても低下傾向にあるが、それは企業の内部留保の高さを意味するといえよう。わが国企業は、持てるリソースを研究・開発、設備投資に注ぎ、結果として高い経済成長を維持し、完全雇用と大幅な所

得向上を実現してきたことは事実である。しかしこの方程式の矛盾も拡大・累積してきたことも事実であろう。経済大国にふさわしい豊かな生活の確保、国際社会との共生などの観点から企業型社会の問題点が指摘されてきている。

労働分配率問題も賃金問題中心から広く国民的課題として検討されるべきである。安定的経済成長確保の立場から労働分配率の上昇には批判的意見もあるが、内部留保が設備投資の絶対的条件ではない、家計部門の貯蓄率は高く法人部門から家計部門に所得移転しても金融市場から必要な資金が法人部門に還流する余地はあるのである。さらに低い労働分配率と関連しているFRINGE BENEFIT問題についても、給料に置き換えていく検討も必要ではないか。これからは春闘時をはずして労使で広い見地から議論し労働分配率白書などを策定することを考えるべきであろう。

#### 〔労働組合の役割〕

第7章では、格差是正に果たす「労働組合の役割」が論じられる。賃金面では、賃金源資総額交渉から労働者一人ひとりの個別賃金重視の賃金交渉方式が考えられるべきである。時短については、時間外労働・残業規制など協約のあり方と運用の改善の必要性が強調される。単身赴任など労働条件の変更についても家族の同居など個人の選択の尊重が確保されるべきである。さらには過労死のない人間的職場の実現、個々人の苦情、提案、要求が生かされていくような産業民主主義の確立が必要である。また労働組合は全国、地域、産業レベルなど労働条件の社会的標準形成の役割もある。こうした社会的労働標準形成を可能とするような中央、産別、地域組織など労働組合機能の強化が求められていることが指摘される。(文責・事務局)

---

---

## 資産・所得格差問題研究委員会

(委員会メンバーと執筆分担)

主査	竹内啓東京大学経済学部教授	(第1章)
委員	甘粕啓介日本労働研究機構理事	(第6章)
	奥田久美労働省政策調査部労働経済課長	(第5章4)
	清家篤慶応大学商学部教授	(第4章)
	炭谷茂厚生省保健医療局企画課長	(第5章6)
	三浦由己駿河台大学経済学部教授	(第3章)
	山内直人大阪大学経済学部助教授	(第2章)
	事務局	井上定彦連合総研副所長
	宮崎紘一連合総研研究員	
	高木健二連合総研研究員	
連合	名井博明企画室長	
	田嶋義明経済産業局次長(当時)	
	榊本純労働政策局次長(当時)	

なお委員会メンバー以外で次の方々からヒアリングの機会を戴き勉強させていただいたことに感謝申し上げます。

石川経夫東京大学教授(「分配の公正を考える」)

宮島洋東京大学教授(「税務統計からみた所得・資産分配と税負担」)

岩田規久男上智大学教授(「法人対個人の所得・資産問題」)

樋口美雄慶応大学教授(「教育をつうじた世代間所得移転」)

岡本正人総務庁消費統計課課長補佐(「統計調査からみた資産格差の状況」)

府川哲夫国立公衆衛生院社会保障室長(「社会保障を通じた分配問題」)

下野恵子新潟産業大学助教授(「同上」)

(敬称略)

## 第1章 格差問題の意味と視点

### 1. 現代日本の格差問題

現在の日本における分配問題を考えるにあたって、まずそれはそもそもどういう問題であり、なぜいまそのことを問題にするかを明らかにしなければならない。

これまで経済学や社会問題の議論の中で分配問題は、いくつかの異なる形でとりあげられたことがあった。

第一は貧困問題としてである。社会におけるある部分、それも小さくない部分の人々が人間にふさわしい「最低生活」を営むことができないほど貧しいことが問題とされた。産業革命初期の段階の国々、19世紀のヨーロッパ諸国、戦前の日本、あるいは現在の開発途上国では、これが大きな問題であったことはいうまでもない。

現在の日本でも貧困問題が全くなくなっているわけではないかもしれないが、その比重は極めて小さくなっており、またそれは経済学的な問題というよりも社会保障の問題であろう。

第二は、階級あるいは社会階層、地位などと結びついた「特権」問題としてである。かつては資本家階級の「特権」問題と労働者階級の貧困問題とが結びついて、大きな社会問題となっていた。最近では社会主義諸国における支配政党の党員および官僚の「特権」に対する人々の不満が、体制崩壊の原因となった。

現在の日本では、階級や階層の間の格差はアメリカやヨーロッパ諸国とくらべても、はるかに小さいといわれている。日本の社会が欧米先進諸国とくらべても均一性が高いことは確かであり、少なくとも表面的には所得や資産の格差が小さいことは事実である。しかし、日本が階級や階層の格差が存在しない、完全な平等社会であるという議論は誤りであり、より目立たない形では「階級」といえるような社会グループの形成、および固定化が進行していると考えられる徴候もある。しかし現在このことがあまり

---

問題となっていないことは確かである。

第三は上記の問題と似ているが、制度的な「特権」ではなく、社会的な構造と結びついた格差、あるいは「差別」問題である。現在のアメリカでは人種間、あるいは民族間の格差が重大な問題となっていることはいうまでもない。現在の日本ではこの意味では、男女間の格差が最大の問題である。また大企業と中小企業間の格差、あるいは二重構造問題も前からの問題であると同時に、現在でも決して解消しているとはいえない問題である。次に都市と農村、あるいはより一般に地域間の格差問題、労働者と農民、自営業者、あるいは専門職業者等間の職業間格差の問題もある。

最近の日本でとくに問題とされているのは、ある意味では特殊な格差問題としての、宅地とくに大都市圏における土地を持つ者と持たない者の間の資産格差である。このことは後にくわしく論ぜられる。

最後は、同じ社会グループの中での違い、すなわち分布問題である。あるいは異なる社会グループをまとめて分布問題として論ぜられることもある。統計的な所得分布にもとづいて、ローレンツ曲線を描いたり、ジニ係数その他の「不平等度」の尺度を計算したりする。このような尺度によれば、日本の所得分布は勤労所得に関しても、また全所得についても、他の国々より平等であるといわれている。しかしこのような不平等の尺度について、どのような値が適当であるかについては、定まった基準があるわけではないので、それを論ずることはあまり意味のあることとは思われない。

## 2. 「分配」の価値基準

分配問題を考える際のもう一つの観点は、それに関する価値基準である。そこに三つの基準がある。第一はいわば「人権」にかかわるものであり、日本国憲法にいう「健康で文化的な最低生活」を営む権利、それを購うだけの収入がすべての人に保証されなければならないということである。これは上記の「貧困」問題にかかわるものであり、このような「最低生活」に必要な額以下の収入しかない者が、本来の意味での「貧困層」ということになる。

第二は「平等主義」、すなわち所得や資産はできる限り一様であるべきだという考

え方である。近代社会においては、その人自身の責任に属すること以外の理由によって格差が生ずるべきではないという原理が承認されており、その意味では原則として平等主義に立っているといえる。またロールズが唱えたミニマックス原理、すなわち最も恵まれない者の状況を改善することを「正義」の基準とする考え方も、平等主義の一つのものと考えられる。

第三には同時に現在の社会では、本人の功績や貢献にもとづく「公正な」格差の存在は一般に容認されている。もちろん何が「公正な」格差であり、またどの程度までそれが容認されるかについては、いろいろな考え方があり、原則論としての平等主義と、正当な「格差」の存在とを、具体的にどのような形で両立させるかは簡単には解決されない問題である。

現在の日本では、一部の人々は過度の平等主義があると主張している。確かに労働者とトップ経営者との所得格差は、アメリカや西ヨーロッパ（北欧を除く）とくらべても小さいが、これが「小さすぎる」という根拠はない。逆にアメリカでは最近それが大きすぎるのが問題となっている。

しかし逆に現在の日本では、格差一般に対する不満もあまり大きくないように思われる。いいかえれば、格差をつくり出すことにおいて現在の社会システムそのものが「不公正」であるという考え方は、社会主義運動の世界的な退潮、一般的な生活水準の上昇とともに、現在の日本ではほとんど力を持たなくなったように思われる。

現在の日本で格差が問題にされるとき、それはほとんど一部の人々あるいはグループが「不当」な利益を得、あるいは不利益を被っているとされるところからおこっているといっていよいであろう。

### 3. 機会均等、平等な競争、公正な評価

所得や収入の格差の存在を正当化するものとして、それが違法行為や犯罪によるものであってはならないという消極的な基準のほかに、二つの原理がある。

一つはそれが本人の努力と勤労の結果に対する「正当な」報酬でなければならないということである。そこにはさらに二つの原理がふくまれる。一つは人々が自分の力

---

---

を發揮する際、平等な条件で競争しなければならない、あるいは「均等な機会」が与えられなければならないということであり、もう一つは人々の貢献に対する評価が「公正」なものでなければならない、すなわち報酬は貢献や功績の大きさに比例するものでなければならないということである。

ただしこれにも具体的にはいろいろ問題がある。

「機会均等」の一つの重要な条件は、人々が生まれによって差別されてはならないということであり、現に性、人種、宗教、身分、階級等によって差別することは法的に禁止されている。現在の日本では男女の差以外には、これらは大きな問題となっていないが、しかし事実上出身家庭によって競争条件に大きな差が生じていることは否定できない。親の得た財産を子が獲得する相続問題において、このことは最も明確に現れるが、しかし現在では財産相続よりも、高等教育や専門的職業訓練を受ける機会、一般の人々には手に入らない情報を得たり、特定の人々と知り合うことのできる可能性などにおいて、親の社会的地位や経済力が大きな影響力を持っている。

とくに一般的に寿命が大きく延びている現在では、親の死より前に、子が成年後にもなおいろいろな形で受ける援助の方が大きな意味を持っている。現在、政治家、経営者、医師、法律家、芸能人などの間に「世襲化」といわれる現象が見られるのは、親の職業が同じ職業を選択する子にとって、競争上有利に働くことを示している。しかし親が子に期待し、子の利益をはかろうとすることは「人情」であるから全面的にそれを否定することもできないであろう。

「正当な報酬」については、一般に開かれた市場における競争によって評価されたものであればよいとされている。芸術、芸能、プロスポーツのような、個人の「業績」が明確に市場で評価されている場合には、その結果収入、所得に莫大な格差が生じても、あまり問題とされない。これらの世界の「スター」の収入は「無名」のもののお百倍以上にもなるが、それが不当とされることはほとんどない。

しかし集团的組織内における各個人の「正当な」報酬を正しく評価することは難しい。新古典派的経済学の理論にもとづいて、個人の貢献の大きさを、その「限界生産力」により評価すべきであるなどといっても、それは現在の具体的な場合に適用することは不可能である。

さらに理論的に考えれば、労働者が企業に雇用されるとき提供するものは、生産要素としての「労働能力」であって、それから限界生産力をひき出すことは経営側の責任である。したがって経営側の成功や失敗は賃金に関係するものではないということになる。そうして一般均衡理論の予定調和の世界では、すべての企業におけるすべての労働の限界生産力は、その最大能力に等しく、そうしてそれが賃金に一致するということになるかもしれないが、実はあまりにも非現実的な想定である。

そこで現実には、あるグループの労働に対して一応の市場価格が成立し、さらに状況に応じて個人の収入や所得が変動するということになるが、異なるグループ間の格差、あるいは同じグループ内での個人の格差について何が妥当なものであるかについては、経済学的にも、社会学的にも、あるいは倫理的にも明確な基準は存在しないといわなければならない。

格差を正当化するもう一つの原理は、社会的効率性の観点である。すなわち人々が最大限の能力を発揮すること、その努力を社会にとって望ましい方向にむけることを促進するために、社会的に評価される努力に対してはより大きな収入や所得を保証するということである。市場による評価にもとづく所得や収入の格差の存在が、それ自体「正当」なものというよりも、社会的効率性の観点からは認められることもある。

逆に市場による評価であっても「市場の不完全性」すなわちある種の独占にもとづく「異常に高い」収入や「市場の失敗」すなわち偶然的な大きな利得や、社会的外部不経済をもたらしながら得た利益は「正当性」の観点からも「効率性」の観点からも非難されるであろう。

効率性の観点から興味あることは、インセンティブとしては、必ずしも税引き後の可処分所得でなく、名目所得自体が意味を持つことである。したがって最初から所得の平等化をはかるよりも、所得格差の存在を容認した上で累進所得税によって可処分所得を平等化する方が、社会の活性を維持する上では有効であろう。

最後に「正当な格差」の前提として、競争のルールのもろ確さが要求される。つまりそれがすべての人々に明らかにされているものでなければならない。それがなければ「機会の均等」も保証されないし、また結果の妥当性も検証できない。社会主義社会における人々の不満は、党や国家の特権を握る人々が、表面上の所得の平等のかげで

---

「不明瞭な」巨大な特権的利益を得ているところにむけられている。現在の日本でも、社宅や福利厚生施設、あるいは交際費などの見えない格差が、企業間に賃金以上の大きな格差をつくり出している。

#### 4. 資産格差問題

現在の日本には、分配をめぐる上記のような一般的な問題のほかに、いくつかの特殊な側面がある。その一つは資産格差問題であり、もう一つは企業と個人の問題である。

資産問題は、金融資産ならばその生み出す金利、配当等の資産所得について、また実物資産ならばその利用によって生じるサービスあるいは収入の価値について考えることにより、結局所得フローの問題に還元することができると考えられる。さらにその資産が個人の労働に対する正当な報酬から形成されたものであれば、そのような資産から生ずる所得もまた正当なものと思なされるであろう。

現在の日本で、資産格差すなわち株式の格差がフローの格差とは離れた別個の問題として取りあげられるのは、いわゆる「バブル」によって生じた莫大な「キャピタルゲイン」が存在するためである。キャピタルゲインは単なる再評価によって生ずるものであるから、実質的な価値の生産によって裏づけられていない。したがってそれが資産運用の効率化を進める上でのインセンティブを持つことは認められることがあり得るとしても、それによって将来の所得に大きな差をもたらすことは正当化されない。

ただしキャピタルゲインのうち、いわゆる未実現部分については簡単でないところがある。それはバブルの形成と崩壊の過程ではっきり示されたように、その大きさが極めて不確定なものだからである。実際バブルによってつくり出されたキャピタルゲインは、土地についても株式についてもその他の資産についても、それが一斉に売られれば、つまりその価値をすべて実現しようとするれば、すぐ価格が下がってその大きな部分が消滅してしまうようなものである。したがって名目上のキャピタルゲインの大きさが、ただちに分配上それだけの不平等をつくり出したとはいえないである

う。

さらにキャピタルゲインについて注意すべきことは、多くの場合上昇した資産価格が、その生み出す収入やサービスのフローの価値に対応していないこと、つまりフローの価値を資本還元した価格よりはるかに高くなっていることである。それがスペキュレーションにもとづく全ての「バブル」でない場合であっても、将来のフローの増加の見込みを現在の価格に反映したものとなっているからである。

キャピタルゲインにまつわる不平等は、金融資産を最も高価な時に処分したり、あるいはそれを担保として資金を得て、それを実物資産や一定利を生む資産に変えたりしたりする場合は現実化する。それについては逆の場合つまりキャピタルロスについても考慮に入れなければならない。しかし実現されたネットのキャピタルゲインの大きさ、さらにその分布の状態を正確に把握することは難しいであろう。しかしいづれにしてもキャピタルゲインを得たのは一部の人に限られ、かつその分布が極めて不平等であることは確実である。

## 5. 企業と個人

もう一つ特別の問題として、企業と個人の関係がある。もちろん原理的には分配問題は個人の享受する経済福祉の水準にかかわるものであるから、福祉を享受する主体とはなり得ない企業は視野に入らない。企業擬制説をとって、企業の行動をすべて個人に還元する場合はいうまでもなく、企業実体説をとって、企業が経済主体として一つの実体であるとみなすとしても、個人と企業間の分配問題は直接には生じない。

しかしながら企業の所得が最終的に個人に帰着するとしても、しかし個人が企業を通じて得る収入や利益が、個人の努力や貢献にどのように対応するかは、判定し難い。とくに戦後のいわゆる「日本的経営」の中で、企業の利益がいろいろな形で従業員全体に配分されるようになると、「強い」企業に属する従業員はそれだけ多くの利益を受けることになり、それはかならずしも一人一人の能力や業績とは比例しないものとなっている。企業規模による資金格差はその最も顕著な例である。

現在の日本では、名目的な賃金格差よりも社宅、福利厚生施設、交際費などを通じ

---

て企業の力が個人に配分される場合が多い。それは「目に見える」形になっていないだけに、課税の対象にもなり難く、不平等不公正なものとなりやすい。またそれを享受する側からしても、請求権や選択の自由がほとんどないから、その配分が経営側の恣意に左右されることになりがちである。

本来個人としての消費者によって選択されるべき、消費財や住宅などの市場が、企業の力によって左右されるとすれば、これらの財が結局は個人に配分されるとしても、その配分が歪められることになる。企業による「現物給付」よりは、それだけ賃金を増やして、消費者としての労働者の自由選択に委ねる方が、社会的公正の見地からも、効率性の視点からも望ましい。

日本で企業の力が強いのは、労働への分配率が低だけでなく、株主への配当も低く、経営者への利益配分も少なく、内部留保分が多いことにある。それは日本企業の競争力の源泉ともなっているが、同時に日本企業の経営者に、その所得や所有株式で表される以上の力を与えることになっている。莫大な利潤を直接所得として獲得する「資本家」にしても、結局その中の大きな部分を自らの事業のために再投資しなければならないことを考えれば企業の内部留保という形で資本蓄積を進めることは、経営者にとって有利であることは明らかである。さらに企業は税法、その他の制度上でも、個人より有利になっている面があり、「法人化」によって利益を得ることができる場合が多いことは、法人の存在が分配を歪める傾向があることを示している。

現在の日本では資産の不平等と、個人と企業の間の不均衡の問題が、相互に関連している。土地価格の高騰によって、多くの利益を得たのは企業であり、またそのキャピタルゲインを実現しない場合でも、「ふくみ資産」の増大は企業の資金力を増すことになった。そうして資金の力の差から、土地はますます個人の手を離れて企業の所有に移される傾向が生じている。株式についても、法人所有の率の高い日本では、その価格の上昇は企業の経済力がより一層強くなることを意味している。

したがって現在の日本では、個人と企業の不均衡の問題は、個人間の分配の問題には解消できない意味を持っているといわねばならない。

## 6. 貨幣に換算されない格差

分配問題には、収入や貨幣に換算できる利益の他に、貨幣に換算されない、あるいは市場で取引されないものに関するものも考えられる。社会的サービスや文化的施設に対する機会、自然環境、あるいは社会的地位や名誉というようなものも考えられるかもしれない。それが収入や資産評価には反映されない地域格差や、身分、階級差を生じさせることもある。都市とくに首都と地方との生活上の格差は、このような無形の面によるところが多い。

また、教育・文化的環境、あるいは社会的な影響力を持つ人々に接近する機会などは、家庭によるところが大きい。それはある意味では機会の均等に反することは、すでに指摘した通りである。

ここでは地位や名誉まで考える必要はないであろう。そこまで範囲を広げると、問題が不明確になってしまう。

文化的、あるいは社会サービスの面での地域格差は、戦後半世紀の間に大きく減少したといってよいが、なおかなり残っている。

土地価格の差、それにもとづく家賃をはじめとする物価の差、あるいは自然環境の面では、逆に都市、とくに東京に住む人々は不利な立場におかれている。

広い意味の社会的不平等の問題には、ここでは立ち入らないことにしたいが、しかし一つ注意すべきことは、このような問題の議論がとかく都市のサラリーマンの視点から論ぜられがちなことである。国民の中にはその他にも多数の農民や自営業者、あるいは職人などがいることを忘れてはならないであろう。たとえば遺産相続問題にしても、これらの人々にとっては「後継者問題」を考慮に入れなければならないという点で、複雑な様相を持つことに注意しなければならない。このような人々の間では均分相続制は現実には守られていない場合が多いが、そのことを単純に批判することはできないであろう。

---

---

## 7. 政策の方向

そこで現在の日本において、所得・資産の分配・格差について、何が問題であり、どのような方向で政策が考えられなければならないかを検討しよう。

最近最も大きく問題となったのは、「バブル」によって生じた格差である。投機的な利益が生ずることは、資本主義社会には必然的なものであるとしても、1988～90年に「バブル」によって生まれたキャピタルゲインは、国民総生産と同じ、あるいはそれ以上にもなるものであり、やはり異常な大きさといわねばならない。またその分配が著しく偏ったものであり、正当性を持たないものであることもいうまでもない。したがってキャピタルゲインに対して課税を強化することは望ましいことである。

しかし最近の株価の低落をはじめとする資産価格の低下によって「バブル」はすでに消滅しつつあり、キャピタルゲインの大きな部分は実現されないまま消滅してしまうかもしれない。したがって「バブル」の影響については、短期的一時的な現象と長期的な傾向とを区別する必要がある。短期的にはいろいろなスキャンダルや不法行為があったことも暴露されつつあるが、不法行為に厳しく対処すべきことは当然として、政策的には長期的な観点を重視すべきである。

長期的な観点からすれば、金融資産にもとづくキャピタルゲイン、とくに未実現のキャピタルゲインに対する課税の問題は、逆にキャピタルロスを生じた時には課税所得からの控除を認めるべきかという問題も生ずるので困難がある。それよりも大きなキャピタルゲインやキャピタルロスが生ずることのないようにマクロ経済政策を運用することの方が大切である。

最近不況感が広がるにつれて、景気対策が要望されている。そのためにどのような財政政策、金融政策がとられるべきかはここでは論ずることはできないが、少なくとも景気刺激策の名目の下に「バブル」の再現をもたらすような政策を取ることはさげなければならない。その点で金利をあまりに大きく引き下げることは危険である。

マクロ経済政策は、場合によっては直接所得分配を目標とした租税制度や社会保障政策よりも、所得分配に対して、実質的に大きな影響を及ぼすことがあることに注意すべきである。インフレーションは実質賃金に直接影響し、また年金等固定収入の

人々の生活を脅かす。またデフレーションは失業の増大や賃金の上昇の停止をもたらす。また同じ景気刺激策といっても、財政政策と金融政策、あるいは減税と公共投資の増額では、分配面には異なる影響がある。

マクロ政策の効果についても、それが全体として国民所得のどれだけの増加をもたらすかだけでなく、それが国民の各層にどのように配分されるかも検討しなければならず、不合理な不平等を増大させることのないような政策をとるべきである。最近のマクロ政策の論議においてはこの点の考慮が不十分であるといわざるを得ない。

キャピタルゲインに関して、土地価格の問題は別個に考えるべきである。大都市圏の土地価格も一時よりはかなり低落し、したがって土地にかかわる「バブル」も少なくとも一部は消滅したといえる。しかし土地についてはなおそれが十分であるといえるかどうかについては問題がある。

土地に関しては、資産分配の問題と、住宅あるいはその他の目的での利用の問題とは分けて考える必要がある。そうして現在の土地価格の問題については、その利用の問題の方がより重要である。すなわち土地の価格の異常な動きのために、とくに首都圏では、適当な場所に住宅を持つ（必ずしも所有するという意味ではない）ことが著しく困難になっているということが問題である。

長期的には土地によるキャピタルゲインによって、個人や企業が大きな利益をあげることがないようにすべきである。そのためには土地の所有権や占有権と、居住権や営業権とを切り離して考え、前者については私権の制限も考慮しなければならない。

原理的な問題として、権利の平等と、その実質的な実現の保証については、なお努力すべき所が多い。男女の雇用上の平等については原理的な考え方は確立されたが、しかし実質的にはまだ多くの問題があり、日本は女性の社会進出に関し、欧米よりおこなっているといわざるを得ない。その点で単に法律上形式的に差別を禁止するだけでなく、アメリカで行われているいわゆる「affirmative action」のような「逆差別」を導入すべきかどうかは微妙な点をふくんでいる。

ただし身体障害者に対し、実質的な社会参加を保証する、いわゆる「ノーマライゼーション」については、より積極的な政策をとることが望まれる。それは単なる差別の禁止や、権利の保証だけでとどまってはならない。

---

現在の大きな問題としては、パートタイマーあるいはアルバイトなどと呼ばれるような臨時労働者と常用労働者との格差がある。前者は数的にもますます増加しつつあり、かつ事実上基幹労働者の役割を果している場合も少なくないにもかかわらず、賃金の上でもその他の待遇の上でも常用労働者とは大きな格差がある。前者はほとんど女性であり、しかも30代以上の主婦が大部分であって、この問題は男女差別と密接な関係がある。臨時雇用の形態は、いろいろな理由により当の人々が自ら選択したもの、あるいは選ばざるを得ないものであるだけに、その地位の向上には積極的な政策的対応が必要である。

将来大きな問題となり得るものとして、外国人労働力の扱いがある。それに対して、すべての人に対する基本的人権の保証と、合法的に雇用された人々に対する平等な待遇の保証と、そして外国人労働力の導入の可否の3つの問題は明確に区別しなければならない。そうして第3の問題を離れて、人種・国籍による一切の差別の禁止という原則を明確にすべきである。

すべての問題を通じて、制度上の「建前」の問題と「実際」の乖離を縮小すべきであり制度上の不合理や「建前」を貫くことの困難性を、実際と建前とのギャップを容認することによって補正したり、回避したりすることは正しくない。そのような「便宜主義」的な方策をとることは、一時的には好都合のように思われても、結局いろいろな歪みを残すことになる。制度の欠陥は明確に改めるべきであって、制度からの逸脱を容認することによってどうかすべきではない。

## 8. 具体的な政策

政府に対して、具体的な政策として要請されるものには次のような項目が上げられる。

### (1) 土地政策

地価抑制策は原則として堅持すべきである。景気対策を名目として地価抑制を緩めるべきではない。

なお土地利用に関して、企業と個人が競合することをさけるために、利用区分を明確にしたいいわゆるゾーニングをもっと強化すべきであり、市街地農地もその枠内で処理すべきである。

## (2) 住宅政策

住宅については「持ち家」中心主義は再検討すべきである。少なくとも大都市の中心部については「庭つき一戸建て」を増設ないし更新することは不合理であり、それよりも快適な集合住宅の建設を目指すべきである。そのために零細な土地所有の統合を促進する政策を進めるべきである。

住宅政策について、資産としての住宅よりも、快適な居住条件を保証することを明確な目標とすべきである。(資産として高価な住宅が、必ずしも快適な住宅条件を持たないことにも注意しなければならない)

また社宅については、一定の意味は認められるが、その比重を高めることは望ましくないで、それを奨励すべきではない。

## (3) 所得税制

収入の捕捉率の格差、いわゆる「クロヨン」の是正については、なおなすべき所が大きい。また社宅等の現物給与分の課税も強化することが望ましい。

公平の観点からすれば、多くの種類の所得控除を認めるよりも、むしろ控除は少なくして一率に税率を下げる方が望ましい。

所得税一般の減税については、今後高齢化にともなう国民負担率の上昇がさけられない状況の下では、軽々しく行うべきではない。特にそれが逆進的な間接税の増大や、社会保障給付の切下げに通ずる危険性がある限り「金持ち優遇」になる可能性が大きい。

## (4) 相続税

相続税の資産再分配効果は維持すべきであり、とくにキャピタルゲインが世代を超えて固定化されることを防ぐために、資産評価を強化すべきである。ただしその際生

---

ずる居住権の問題については、居住権を保障した上での部分的物納の制度を導入することが考えられる。

ただし寿命の延びにともない、相続が行われるときに、すでに相続人が高齢化している場合も少ない。このような場合には実質的な相続がすでに少しずつ行われてしまっていることもある。そこで公平を保つためには親子間の贈与についてもっと把握と課税を強化すべきであるということになるが、そこにはプライバシーの問題もある。配偶者以外の相続については、相続税について、その年齢や所得、資産などを考慮に入れることも考えられよう。

#### (5) 男女平等の推進

女子の深夜労働禁止などの保護規定は、妊娠、出産にかかわるもの以外は廃止する方向で検討すべきである。ただしその前提として、男女ともに労働時間の短縮が進むことが必要である。

また税制上の配偶者控除の制度については少なくとも現在の制度によって、主婦パートタイマーの年間所得の上限が事実上決められるような点は改めるべきである。

## 第2章 ストック経済における分配問題

### 1. ストック経済における分配問題の性質

日本経済の様々な問題を検討する上で、GNPや国民所得として表されるようなフローの経済活動だけでなく、国民の所有する土地や金融資産の取引や価格変動といったストックの演じる役割が増大している。これは、経済活動の成果配分（分配面）を評価する場合にも同様であり、フローの分配とストックの分配を総合的に評価することが必要になっている。

日本経済のストック面の問題は、ここ5年ほどの間におこった地価、株価の急上昇と下落に関わる短期的な問題と、少し長い目でみたときの、人口高齢化、年金制度の成熟、社会資本・住宅ストックの整備スピードといった経済構造変化に関わる問題を明確に区別して考える必要がある。

1980年代後半の地価・株価の急上昇は、ストックレベルの分配問題を考える契機となった。現に、地価高騰が資産格差の問題を深刻化させたことは疑う余地がない。しかし、現在では、株価が大幅に下落し、地価も上昇から下落に転じた。このように地価や株価が下落しても、資産の分配の問題は依然として重要である。むしろ、個人、企業、国民経済といった様々なレベルで、資産をどのように蓄積し、その成果をどのように分けるか、あるいは次世代にどのように引き継ぐかといった長期的、構造的な問題は今後ますます重要性を増してくると考えられる。

以下では、まず、第2節でバブル経済とは何だったかという短期的な資産価格変動に関わる問題を、経済活動の適切な成果配分とは何かという観点からレビューする。第3節では、ストック・レベルの資産分配の問題とフローの所得分配の相互関係について検討する。また第4節では、資産（格差）の世代間移転と階層化の問題について論議する。最後に第5節では、ストック経済の分配問題について、若干の政策的意味

---

付けを試みる。

## 2. バブルの増殖・崩壊と分配問題

### (1) 国民資産の変動

日本の国民総資産は、1990年末の時価で評価して7,106兆円となっている。85年末には3,936兆円であったから、この5年間で2倍近くに膨張したことになる。

国民総資産は、金融資産と実質資産から成る。このうち、この5年間の国民総資産の増加を支えたものは、金融資産のなかの株式と実質資産のなかの土地であった。しかも、それらは株価や地価の上昇による名目額の膨張によるものである。同様に、国内の金融資産と負債をネットアウトした正味資産＝国富（結局実質資産に對外純資産を加えたもの）のベースでみても、その増加は、主として資産価格上昇によるキャピタルゲイン分であることがわかる（第2－1図）。

### (2) バブルのマクロ的推移

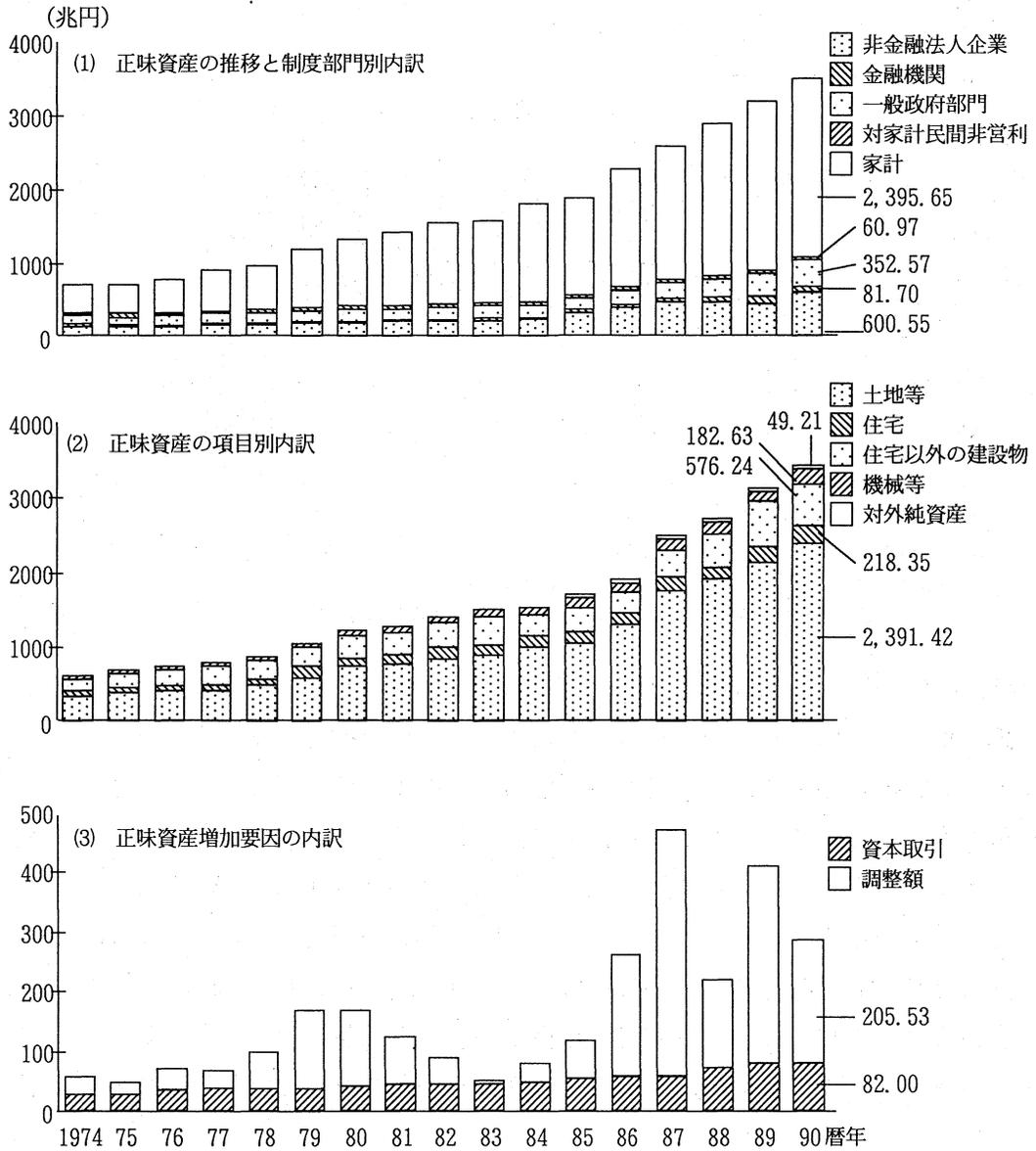
国民経済計算によって、株価と地価の価格上昇による株式、土地から発生したキャピタルゲインの大きさをみると、86年372兆円、87年489兆円、88年341兆円、89年504兆円となっており、毎年の付加価値の合計であるGNPに匹敵するほどのキャピタルゲインが発生していたことになる（第2－2図）。

もちろん、そのすべてが実現したものではない。むしろ未実現のまま含み資産として蓄積されているものの方が大きいかもしれない。しかし、所得を資産の純増によって定義する「包括的所得概念」の立場からすれば、両者を区別することの意義は乏しい。

### (3) キャピタルゲインの偏在

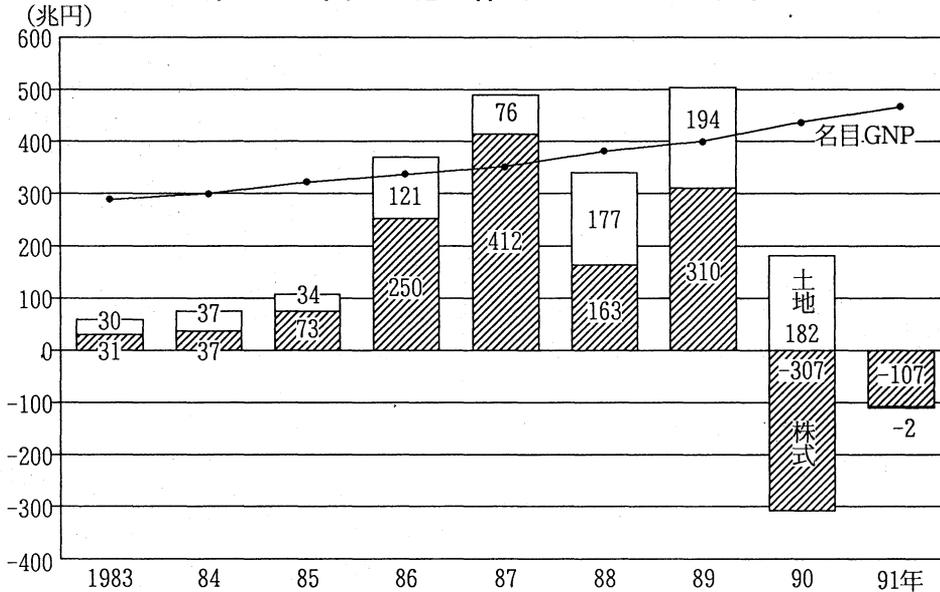
キャピタルゲインも所得であることには変わりなく、莫大なキャピタルゲインが発生すること自体が直ちに問題というわけではない。しかし、その帰属が偏ったものになっていれば、それが所得分配にも悪影響を与えることになろう。

第2-1図 正味資産（国富）の推移と内訳



(注) ① 正味資産の推移と制度部門別内訳：ストック編制度部門別勘定  
 ② 正味資産の項目別内訳：ストック編付表4  
 ③ 正味資産増加要因の内訳  
 資本取引：ストック編資本調達勘定  
 調整額：ストック編調整勘定  
 (資料出所) 経済企画庁「国民経済計算年報」

第2-2図 土地と株式のキャピタルゲイン



(備考) ① 1990年までは経済企画庁「国民経済計算年報」による。  
 ② 1991年は公示地価と東証の株価時価総額を用いて筆者が推計した。

実際、今回の地価・株価の上昇過程では、キャピタルゲインを得たのはごく一部の人があった。土地についていえば、当然ながら、土地を所有している人だけがキャピタルゲインを得たわけで、持つ者と持たざる者の格差は確実に拡大した。また、地価上昇が大都市中心であったことから、土地保有者の間でも地域によって獲得したキャピタルゲインは大きく異なっていた。たとえば、1984年末から1989年末の5年間に発生した私有地からのキャピタルゲインは1,147兆円であるが、そのうち55%にあたる636兆円を東京圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）の土地保有者が、また25%を大阪圏（大阪、兵庫、京都）の土地保有者が獲得したという計算になる。すなわち、この間の土地のキャピタルゲインのおよそ8割が2大都市圏で発生したわけである（第2-1表）。

一方、株式にしても、株式の保有分布自体がかなり高額所得者に偏っており、したがって、仮に株式の運用の巧拙がないとしても、得られたキャピタルゲインはかなり偏っていたと考えられる。もし、保有株式が多いほど運用効率が高まるとすると、株式の保有の偏り以上にキャピタルゲインは偏在することになる。

第2-1表 民有地からのキャピタルゲイン

	民有地 資産額		キャピタルゲイン 金額 (A-B)	キャピタルゲイン 構成比
	1984年末 (A)	1989年末 (B)		
	兆円	兆円	兆円	%
全 国	850.9250	1,997.9449	1,147.0199	100.0
東京圏	327.8697	963.5669	635.6972	55.4
埼玉県	53.1414	119.1809	66.0395	5.8
千葉県	42.7383	124.5077	81.7694	7.1
東京都	170.5081	561.1786	390.6705	34.1
神奈川県	61.4819	158.6997	97.2178	8.5
大阪圏	132.2556	414.6810	282.4254	24.6
京都府	20.0129	63.4536	43.4407	3.8
大阪府	70.0423	233.7672	163.7249	14.3
兵庫県	42.2004	117.4602	75.2598	6.6

(備考) 経済企画庁「国民経済計算年報」による。

#### (4) 企業への富の集中

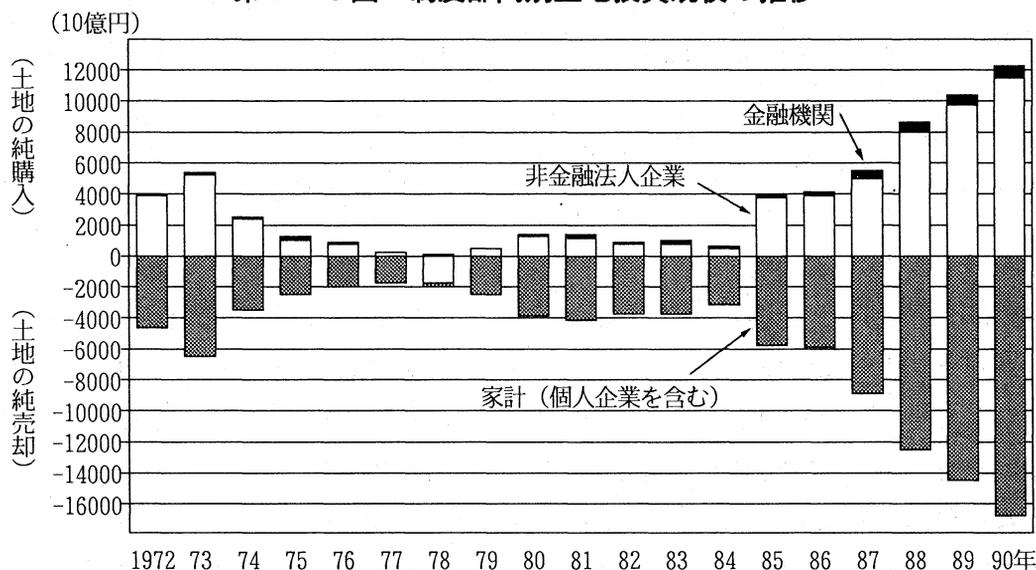
80年代後半の資産インフレーションの進行過程では、個人間の資産格差問題が発生したばかりでなく、企業への富の集中がおこったことは特筆すべきである。

土地については、マクロ的にみて、家計部門のネット売却額が増大し、これと呼応して企業部門のネット購入額が顕著に増加した。すなわち、企業が家計から土地を購入する形で土地の「囲い込み」を進めたことが伺われる(第2-3図)。

また、株式については、法人の持株比率の上昇に示されているように、法人の株式相互持合いが進展している(第2-4図)。

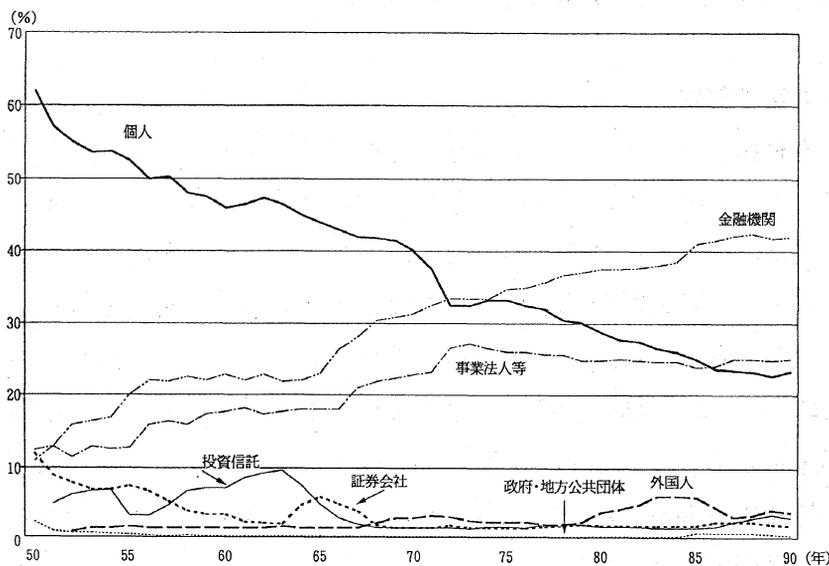
資産価格上昇期に企業が土地や株式資産を購入しうるのは、第一に個人と比較して情報収集能力や資金力(あるいは担保力)の面で勝っているからであると考えられる。また、土地については、税制上法人が優遇されていることも関係している可能性がある。

第2-3図 制度部門別土地投資規模の推移



(備考) ① 経済企画庁「国民経済計算年報」による。  
 ② 図に示した部門以外に、一般政府、対家計民間非営利団体があるので、純売却と純購入の額は一致しない。

第2-4図 所有者別持ち株比率の推移



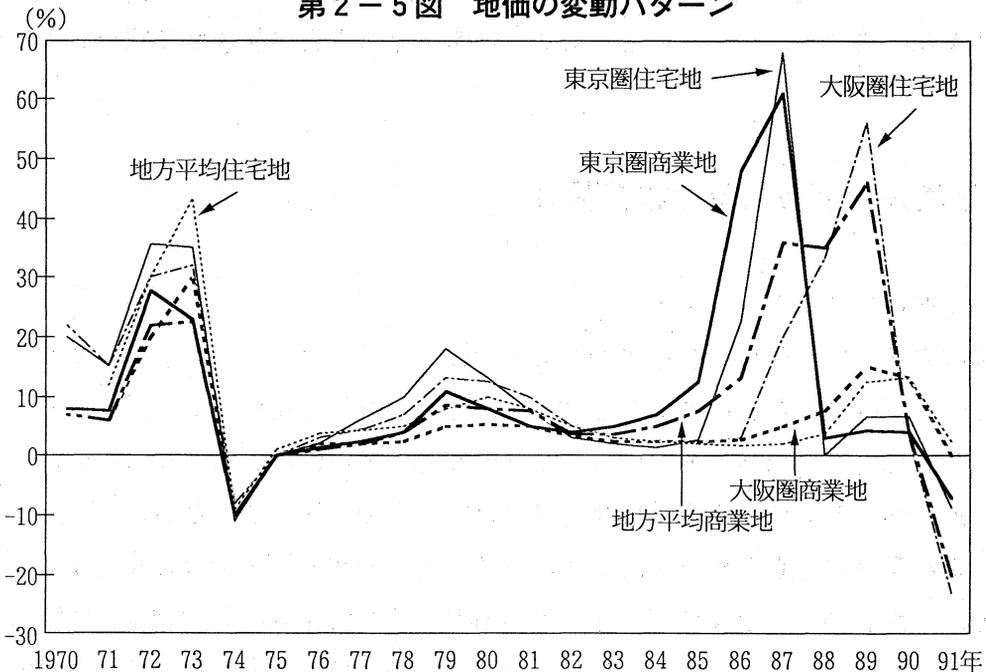
(備考) ① 全国証券取引所協議会「株式分布状況調査」による。  
 ② 調査対象：全上場会社（外国会社を除く）の上場普通株式。  
 ③ 1985年度以降は単位数ベース。  
 ④ 金融機関は投資信託を除く。

(5) バブルの崩壊とキャピタルロスの発生

1980年代後半における地価、株価の上昇の原因をどのようにみるかについては、かねてから見解の対立があった。それは大きく分けると2つあり、一つは、地価や株価の上昇を日本経済の潜在成長力などに求め、経済ファンダメンタルズによって基本的に説明できるとする立場である。もう一つは、そうしたファンダメンタルズで説明できない部分が大きく、主として投機的バブルによって地価、株価が上昇したとする主張である。

1990年代に入ると、金融政策の引締めへの転換を一つのきっかけとして、資産価格の下落が始まった。株価は、いわゆるブラックマンデーのクラッシュ以降、89年末にかけて順調に回復してきたが、90年に入るとすぐに低下し始め、同年中下落が続いた。91年中はならしてみるとほぼ横這いの動きであったが、92年に入ると再び大幅に下落して現在に至っている。一方地価は、高騰の先駆けとなった東京の商業地についてみると、86年には上昇率がピークアウトし、89年頃からは上昇率がほぼゼロになってい

第2-5図 地価の変動パターン



(注) 国土庁「地価公示」による。

---

---

る。それ以外の地域についても数カ月から数年のタイムラグで同じ様な足取りで推移している。しかし、地価が下落に転じたのはごく最近のことである。91年に入ると、大都市圏で顕著な下落がみられ、特に住宅地については、ピーク時と比較すると、東京圏で2割、大阪圏で3割程度下落している（第2-5図）。こうした、株価、地価の最近の下落をみると、それまでの上昇過程をバブルによらずに説明することは困難であるように思われる。

こうした資産価格の下落によって、経済の各部門には大きなキャピタルロスが発生した。たとえば、90年については、株価の下落により307兆円のキャピタルロスが発生し、91年になると、地価の下落により100兆円を超えるキャピタルロスが発生した。92年に入っても、地価、株価の下落傾向の継続により、土地、株式からのキャピタルロスの発生は続いていると考えられる（前掲の第2-2図）。

資産格差の是正という観点からみると、こうした最近の傾向は基本的に望ましいといえる。しかし、資産価格上昇期にキャピタルゲインを獲得した人と、下落に転じてからキャピタルロスを被った人は必ずしも同じではない。情報力、予測力の乏しい者がバブルの波に乗り遅れ、またバブル崩壊に際して逃げ遅れたとすれば、仮に資産価格がバブル発生前の水準に戻ったとしても、資産格差はもとの状態まで縮小しないだろう。

### 3. 資産格差と所得格差の相互関係

#### (1) 資産を持つことのメリット

資産保有の格差は、分配の公平についてどのようなインプリケーションを持つだろうか。まず、資産はそれを取り崩してフロー化し、消費等に用いることができる。したがって、資産を多く保有するということは潜在的な所得源泉を多く持っていることになり、それが、不意の支出を余儀無くされた時のための保険にもなる。

また、実物資産の場合には、それが生み出すフローのサービスを直接享受することができる。土地を持つ者と持たざる者の間の格差とは、突き詰めれば結局この種の格差であるといえる。それは、具体的には、持家からの帰属家賃という形で計算される

ものである。実物資産を保有し、そこからのサービスを享受する場合、外部から所得を得るのと同じ経済的メリットがある。

たとえば、他の条件が等しい持家世帯と借家世帯では、持家に家賃を払わなくてすむ分だけ持家世帯の実質所得は高いといえる。これを考慮するため、持家世帯があたかも自分に家賃（「帰属家賃」という）を支払うように擬制して所得を計算するのである。帰属所得の大きさを市場家賃から類推すると、東京、大阪のような大都市圏では相当な規模に達すると見込まれ、帰属家賃を考慮した所得格差は、通常の所得格差より大きく拡大すると考えられる。

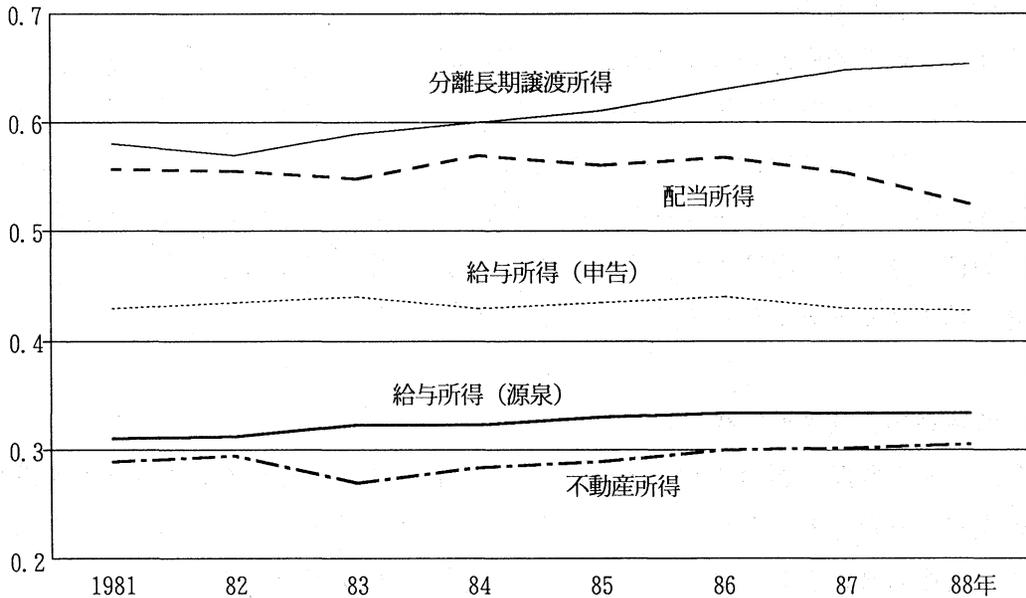
## (2) 資産運用と資産性所得の格差

さらに、その資産を運用することによって、資産そのものを取り崩すことなく資産運用の果実を利用することができる。利子、地代、配当など「財産所得」といわれるものや、資産の価格上昇によるキャピタルゲインがその果実である。

資産の運用により資産性所得については、まず、一般に資産格差が所得格差よりもはるかに大きいために、資産性所得の格差も通常の勤労所得などの格差より大きくなる可能性が大きい。税務統計によって所得の種類別にジニ係数を計算してみると、配当所得、分離長期譲渡所得（そのほとんどは土地を売却した場合のキャピタルゲインであるとみられる）といった財産所得の格差は、給与所得の格差よりもはるかに大きいことがわかる（第2-6図）。

また、運用する資産の規模が大きくなるほど期待収益率が高くなる場合（すなわち、資産運用の規模の経済が働く場合）には、資産性所得の格差は資産格差そのものよりもさらに大きくなると考えられる。一般に、投資家は、運用できる資産規模が大きいほど、ハイリスク・ハイリターンの資産に投資し、しかも投資対象を分散させることによって、全体としてのリスクを小さくすることができる。また、現在のように金融自由化への過渡期においては、大口投資家はより収益の高い金融商品にアクセスしやすい。さらに、証券会社の「損失補填問題」にみられるように、大口投資家に実質的により高い収益を保証する裏取引が横行すれば、一層運用格差は拡大することになる。

第2-6図 所得種類別のジニ係数



(備考) 国税庁『統計年報書』により作成。

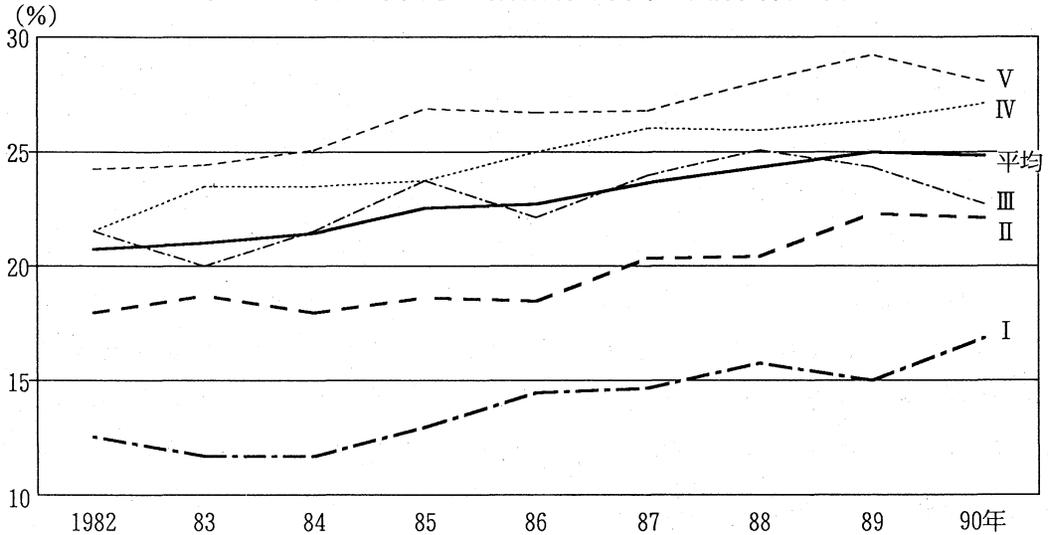
このように、資産そのものの格差と資産運用に関する規模の経済性の両方が作用すれば、資産性所得の格差は勤労所得などの格差と比較して格段に大きくなる可能性がある。

### (3) 所得階層別貯蓄率と資産格差の拡大

所得格差が逆に資産格差を拡大させる面もある。一般に、家計の平均貯蓄性向は所得水準が高いほど高い(第2-7図)。したがって、高所得者ほど資産蓄積のスピードが速いことが予想される。この場合、所得格差が資産格差を拡大するように作用することになる。

こうしてみると、自由放任的な市場システムの下では、所得格差→資産格差→所得格差というように、累積的に格差が拡大していくことが懸念される。ここに何らかの資産の再分配政策によって格差を縮小させることを正当化する理由がある。

第2-7図 年間収入階級別貯蓄率（勤労者世帯）



(備考) ① 総務庁「家計調査年報」による。  
 ② 年間収入5分位階級別の貯蓄率である。  
 Vが上位20%、Iが下位20%の世帯を示す。

#### 4. 資産の世代間移転と階層化

##### (1) 高齢者の貯蓄行動

貯蓄行動を説明する有力な仮説として「ライフサイクル仮説」というのがある。これによれば、青壮年の勤労期には貯蓄に励み、退職後はそれを取崩して生活し、死亡時点では資産がゼロになるとされる。

日本人の貯蓄行動をみると、高齢者になっても貯蓄率は若干下がるものの、依然として旺盛な貯蓄意欲があり、死亡時点でかなりの資産を残すことが様々な研究で確認されている（たとえば、Hayashi (1989)）。したがって、日本では、上記のような単純なライフサイクル仮説は妥当しないといえる。

高齢者がなぜ貯蓄を続けるのかという点については、様々な説明が可能である。

まず、死亡時点がわからないために、保険の意味で少し多めに貯蓄するということが考えられる。その程度は、その人の残存寿命に関する不確実性の程度、年金などの（予想外に長生きする）リスクに対するヘッジ手段の利用可能性、それに本人のリスク回避度に依存するだろう。

---

---

また、遺産を積極的に子供に残そうとする遺産動機も重要であると考えられる。遺産動機の中にも、純粹に子供の経済的幸福を願うような利他的な動機と、利己的な動機がある。利己的な動機としては、子供に老後の世話をしてもらい代わりに遺産を残す暗黙の年金契約の考え方や老後の世話をさせるための交渉材料として遺産を使うという戦略的遺産動機も考えられる (Ohtake (1991))。

貯蓄広報中央委員会『貯蓄に関する世論調査』によれば、遺産についての考え方として、「子供等になるべく多くの財産を残してやりたい」と回答する者は、各年齢層とも「財産を残すことは考えない」とする者を上回っており、日本人の遺産動機の強さをうかがわせる。また、なかでも「自分たちの老後の世話をしてくれるなら」という条件付きの者の割合が回答者の年齢とともに高くなる傾向がみられ、戦略的遺産動機の存在が示唆される (第2-8図)。

さらに、総務庁『老後の資産に関する調査結果』によれば、相続させるのに最も望ましい対象者として、「長男」、「家を継ぐ者」、「面倒をみてくれる(くれた)子」をあげるものが多く、これらを合計すると8割程度になり、これも利己的な遺産動機の存在と整合的な結果となっている。

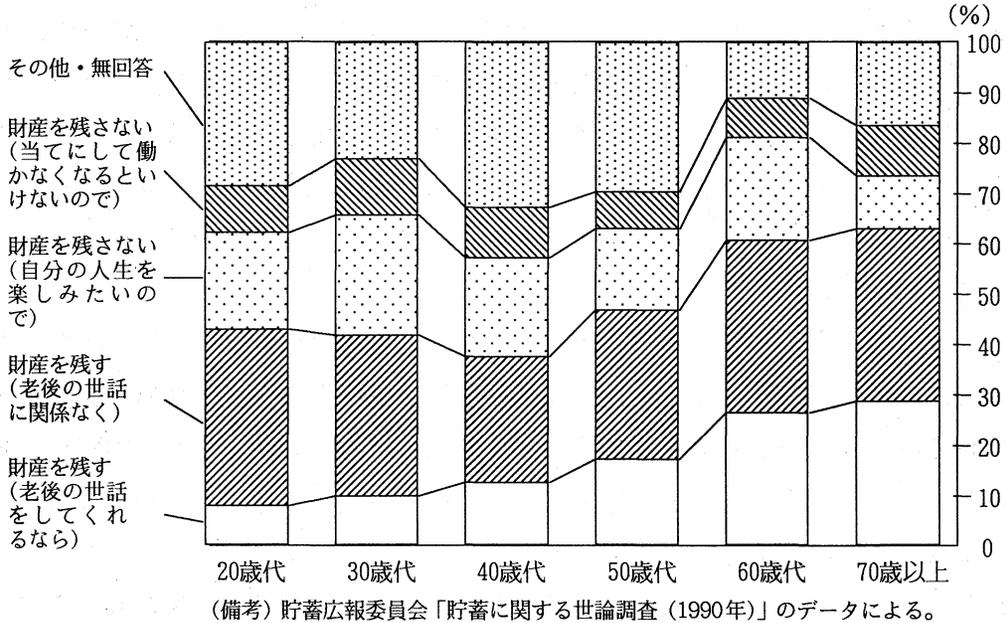
このように、日本人の貯蓄動機のなかで遺産動機の占めるウエイトは決して小さくないといえよう。

## (2) ライフサイクル資産と移転資産

家計資産は、生涯にわたる貯蓄の累積としてのライフサイクル資産と、親などから譲り受けた移転資産に分けることができる。

両者がどのくらいの比率であるかは実証的にも論争がある。たとえば、アメリカの例では、Kotlikoff and Summers (1981)がライフサイクル資産が2割程度しかないと試算したのに対し、Modigliani (1988)は、逆に移転資産が2割に過ぎないと反論した。日本については、Barthold and Ito (1990)の税務統計からの推計によれば、もっともらしい仮定のもとで、少なくとも家計資産の3割程度は移転資産であるとされている。ただし、移転資産はもっと少ないとする計測例もあり、確定的な結論はでない。

第2-8図 子供に財産を残すか？



### (3) 教育を通じた世代間移転

家計が保有する富は、目にみえる遺産相続や生前贈与だけでなく、親が子供に教育を授けるといふ形でも移転される。親が教育費用を負担することにより、人的資本の形で移転するわけである。

人的資本理論によれば、教育・訓練による人的資本投資は、労働生産性の上昇を通じて、その人の生涯にわたる所得を高めると考えられる。教育投資の期待収益率は、様々の計測例が報告されているが、多くはそれがプラスであることが統計的に有意に検出されると報告している。

これは、学歴別の生涯賃金を比較することによっても確かめられる。たとえば、労働省『賃金構造基本統計調査』のデータによって、男子労働者のモデル生涯賃金を試算すると、高校卒の場合では約2億5,000万円であるのに対し、大学卒の場合には約3億円となっており、大学卒の場合の方が4,000万円強多いという結果が報告されている(1990年度経済白書による)。もとより、大学進学には、進学準備費用、授業料などの金銭的負担のほか、在学中の得べかりし所得という形での機会費用もかかる。し

---

たがって、このような生涯賃金の差だけから、大学教育がネットの意味でもプラスの収益を生み出すとは限らない。しかし、現実には、多くの大学生が「親のすねをかじって」生活している。1人の大学生が親から援助された学資・生活の合計（金銭＋現物）は、その家計の年間収入の15%にも達しており、親の経済的負担は相当大きいと考えられる（文部省『学生生活調査』）。これは、大学教育のネット収益率がプラスかどうかに関わりなく、子供の立場からみれば、紛れもなく、多額の生前贈与を受けていることになる。

さらに、同じ大学卒でも、入学の難しい大学ほど生涯所得が高いという報告もある。すなわち、樋口（1991）によると、入試の偏差値が高い大学ほど、金融・保険業など生涯賃金の高い業種へ就職する卒業生の割合が高くなるという。これと同時に、樋口は、親の所得水準の高さと子供の進学（どのレベルの大学に進学するか）との間にも統計的に有意な正の関係を検出している。

これらから、日本においては、親の高い所得水準→子供の学力（偏差値）の向上→入学難易度の高い大学への進学→生涯賃金の高い企業への就職という因果関係が形成され、親から子供に無形の富が移転されていることが確かめられる。

#### （4）資産格差の世代間波及のパターン

以上にみたように貯蓄の遺産動機が重要であり、かつ家計資産に占める移転資産の割合がある程度大きい、教育を通じた資産移転が重要であるといった事実を踏まえると、資産が次世代に継承されるうちに、格差の世代間波及がどの程度起こるかが問われるべき問題になる。

これには様々の要因が複雑に関係するが、最も基本的な要素の一つは複数の子供にどのように資産を分割するかという「長子相続」の程度であり、いま一つは結婚がどの程度資産所得階層によらずランダムに行われているかという「結婚の階級性」の程度である（詳細は、山内（1991）を参照）。

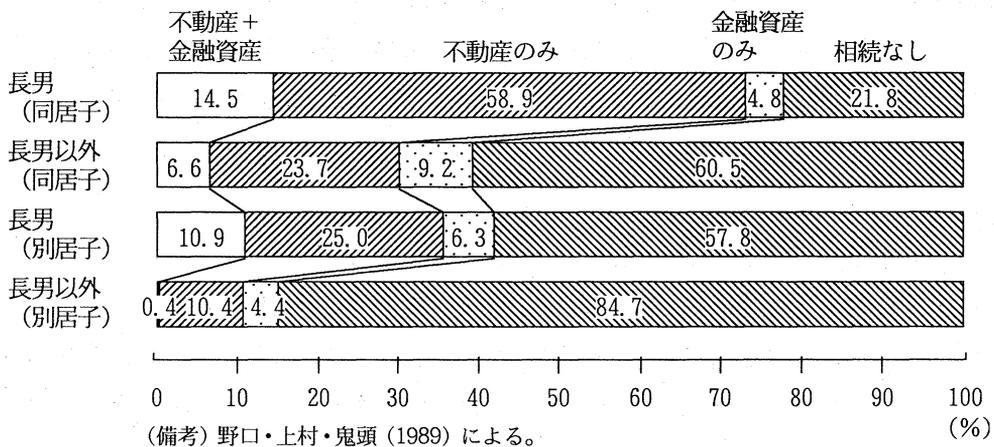
長子相続について、野口ほか（1989）の調査では、長男の場合、61.5%が相続経験があるのに対し、長男以外の男性の場合には、20.2%しか相続経験がないという結果が得られている。これは親との同居の有無を問わないものであり、日本における長男

相続の根強さを端的に示しているといえる（第2-9図）。

また、結婚の階級性については、厚生省『結婚と出産に関する全国調査』によれば、学歴や父親の職業が同種である「同類婚」が選択される傾向が強いことが確認されている。一般に、本人の学歴や親の職業と資産・所得水準にはある程度正の相関があることが予想されるから、日本では結果として、同一階層、同一賃金・所得階級内の結婚を指向する傾向が強いといえる。

なお、日本においては、同一個人や同一家計を追跡調査した「パネルデータ」が利用できないため、世代間の資産移転の直接的検証は困難であり、現在のところこうした状況証拠による類推に依存するほかはない。

第2-9図 長男・同居子パターン別の相続経験



---

---

## 5. ストック経済における再分配政策を考える

以上、ストック経済における分配問題の性質を論議してきたが、最後にこれまでの議論を踏まえて、ストック経済における分配政策の在り方について議論したい。

第一に、投機的バブルの発生・崩壊を伴う資産価格の過渡の変動は分配の観点からみても望ましくなく、バブルの発生を防止する何らかの方策が必要である。税制に関しては、たとえば、株式のキャピタルゲイン課税が甘いことが配当よりも株式の値上がりによる利潤分配を支配的にし、バブル発生の土壌を造ったともいえる。したがって、キャピタルゲイン課税の強化、総合課税化などが必要である。また、マクロ政策については、金融緩和に偏った政策が80年代後半の資産価格上昇の主因であったことを踏まえ、財政政策を含めた適切な政策割当てを行う必要がある。

第二に、日本の分配構造は、資産格差の世代を超えた集中や資産格差の固定化が起りやすいものとなっており、累進所得税や社会保障を通じたフローの再分配だけでは充分でないかもしれない。資産の保有や資産所得に対する課税、相続税・贈与税による資産の世代間移転の制御など資産レベルの再分配の在り方を再検討することが重要である。

第三に、教育を通じた世代間資産移転と階層化が憂慮されるところから、教育機会の均等を保障するため、公的な奨学金制度の一層の充実が必要である。もちろん、民間の教育ローンも重要であるが、人的資本に関する将来の不確実性から、資本市場は万全ではない。また、これに関連して、国公立大学に対する財政支出や私立大学に対する助成金の在り方についても再検討が必要であろう。

(参考文献)

T. A. Barthold and T. Ito (1991) "Bequest taxes and accumulation of household wealth." NBER Working paper. no. 3692.

F. Ohtake (1991) "Bequest motives of aged households in Japan." Ricerche Economiche Vol. 45. Nos. 2-3

樋口美雄「教育を通じた世代間所得移転」(1992)『日本経済研究』No.22 (日本経済研究センター)

野口悠紀悠・上村脇子・鬼頭由美子 (1989) 「相続による世代間資産移転の構造」『季刊・社会保障研究』vol. 25, no. 2

L. J. Kotlikoff and L. H. Summers (1981) "The role of intergenerational transfers in aggregate capital accumulation," *Journal of Political Economy*, Vol. 89, No. 2.

F. Modigliani (1988) "The role of inntergenerational transfers and lifecycle saving in the acumulation of wealth, " *Journal of Economic Perspectives*, Vol. 2, No. 2.

山内直人(1991) 「富の世代間移転と格差波及」『経済セミナー』10月号(日本評論社)

---

---

## 第3章 統計からみた所得資産格差の現状

### 1. 所得及び家計資産に関する統計

#### (1) 所得に関する統計

所得をみる場合、世帯の所得と個人の所得とがある。世帯の所得に関する全国レベルの統計としては、総務庁統計局の「家計調査」、「全国消費実態調査」と、厚生省の「国民生活基礎調査」のデータがある。個人の賃金に関しては、労働省の「賃金構造基本統計調査」のデータが最も詳しい。

#### ① 家計調査

「家計調査」は、2人以上の非農林漁家世帯を対象とし、毎月全国で約8,000世帯を調査している。これらの世帯を、家計を賄う主たる収入を得ている人を世帯主として、世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯を「勤労者世帯」、それ以外の世帯を「一般世帯」に区分している。勤労者世帯と一般世帯のうちの無職世帯については、家計上の収入と支出を、無職世帯以外の一般世帯については、家計上の支出のみを、6カ月間毎日家計簿に記入する。また、すべての世帯について、家計簿の記帳開始2カ月目に、過去1年間の収入を「年間収入調査票」により調査する。

したがって、勤労者世帯については、家計簿の記帳による精度の高い収入のデータが得られるが、単身者世帯を含んでいないこと、世帯主が会社団体の役員、大臣、次官、局長、知事、副知事、市町村長、助役などの世帯は、勤労者世帯でなく一般世帯に区分されていることに注意する必要がある。「年間収入調査票」により調査される収入は、調査対象となる全世帯について得られるが、これは勤め先からの定期収入、賞与・その他の臨時収入、営業利益、内職収入、その他の収入を世帯主、家族別に聞いたもので、大まかな金額であること、調査世帯のローテーションのた

めカバーされる1年間の期間が世帯により異なっていることに注意する必要がある。

② 全国消費実態調査

「全国消費実態調査」は、昭和34（1959）年以降5年ごとに実施されている大規模な調査で、最も新しいデータは、平成元（1989）年のものである。この調査は、家計調査には含まれていない農林漁家世帯及び単身者世帯についても調査している。昭和44（1969）年調査以前の調査では、農林漁家世帯は調査の対象から除外しており、昭和49（1974）年、昭和54（1979）年調査では、世帯主が専ら又は主として農林漁業を営む世帯は除外している。家計調査と同様、勤労者世帯と無職世帯については家計上の収入と支出を、その他の世帯については家計上の支出を家計簿により調査している。しかし、家計簿記帳による調査は9～11月の3カ月（単身者世帯については、11月の1カ月間）に限定されており、ボーナス月のデータが含まれていない。家計簿とは別に、すべての世帯の世帯員各人について、前年12月から当年11月までの1年間の収入の大まかな金額を種類別に調査している。

③ 国民生活基礎調査

「厚生行政基礎調査」に「国民健康調査」、「国民生活実態調査」、「保健衛生基礎調査」を統合して再編成した調査で、昭和61（1986）年を初年として3年ごとに大規模な調査、中間年には世帯の基本的事項及び所得についての調査が行われる。所得については、「所得票」を使って面接聞き取り調査により、各人ごとに前年1月～12月の1年間の所得を、種類別に万円単位で調査している。所得の種類は、1)雇用者所得、2)事業所得、3)農耕・畜産所得、4)家内労働所得、5)公的年金・恩給、6)家賃・地代の所得、7)利子・配当金、8)公的年金・恩給以外の社会保障給付金、9)仕送り、10)その他の所得に区分されている。「所得票」により所得を調査された世帯は、平成元（1989）年調査で約5万世帯、平成2（1990）年調査で約1万3千世帯である。

④ 賃金構造基本統計調査

「賃金構造基本統計調査」は、主要産業に雇用される常用労働者について、その賃金の実態を労働者の種類、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにするために毎年実施されているものである。調査は、農林水産業、公務、

---

サービス等のうちの家事サービス、外国公務の各産業を除く産業の、常用労働者5人以上の事業所（常用労働者5～9人の事業所については、民営に限る）に雇用されている労働者を対象としている。平成元（1989）年調査は、約7万事業所、約140万人の労働者が調査された。給与に関しては、1)きまって支給する現金給与額、2)超過労働給与額、3)所定内給与額〔1)～2)〕、4)通勤手当、5)精皆勤手当、6)家族手当、7)前年1年間の賞与、期末手当等特別給与額に区分して調査している。1)から6)までについては、6月分の金額を調査する。

## (2) 家計資産に関する統計

家計資産の格差をみる場合、金融資産と実物資産を総合的に把握してみる必要があるが、わが国には、全国レベルでこれらを総合的にみることのできる統計はない。金融資産に関しては、総務庁統計局の「貯蓄動向調査」と「全国消費実態調査」、厚生省の「国民生活基礎調査」から得られるデータがある。家計の実物資産に関しては、総務庁統計局が5年ごとに西暦で3又は8で終わる年に実施している「住宅統計調査」から、住宅資産及び土地に関するデータが得られる。また、「全国消費実態調査」の結果からは、家計の主要耐久消費財の保有に関するデータが得られ、住宅、土地に関しても若干のデータが得られる。

### ① 貯蓄動向調査

「貯蓄動向調査」は、家計調査に付帯して毎年行われているもので、12月31日現在の貯蓄の種類別現在高及び1年間の増減、借入金の残高及び1年間の増減などを細かく調査している。現在高の評価は、生命保険については、これまでの払込総額、有価証券については、債券は額面、株式、投資信託、貸付信託、金銭信託は時価による。調査の対象は、家計調査と同じで、単身者世帯及び農林漁家世帯は除かれる。調査世帯数は、全国約6千世帯である。

### ② 国民生活基礎調査

「国民生活基礎調査」では、「貯蓄票」により、6月30日現在の貯蓄現在高及び借入金残高を、それぞれ総額のみ、金額階級により調査している。保険は加入してから調査年の6月30日までの払込総額、有価証券については、株式、投資信託は時価

で見積り、債券、貸付信託、金銭信託は額面で評価する。

### ③ 全国消費実態調査

「全国消費実態調査」では、金融資産に関しては、調査年（西暦で4又は9で終わる年）の11月末現在の、貯蓄現在高及び借入金残高をそれぞれ種類別に調査している。実物資産に関しては、主要耐久消費財の所有数量、所有する住宅、宅地の状況を調査している。平成元（1989）年調査では、これら家計の実物資産について、各世帯ごとに価額評価を行い、平成元（1989）年11月末日現在の粗（総）資産額及び純資産額を推計している。

### ④ 住宅統計調査

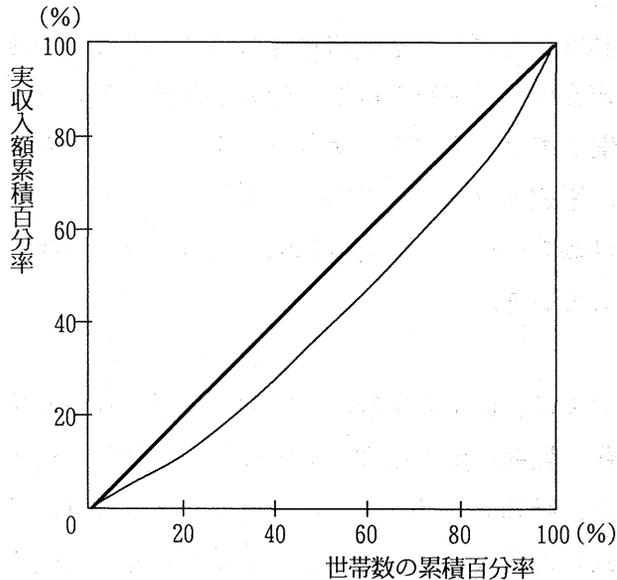
「住宅統計調査」では、住宅の種類、建て方、構造、建築の時期、所有の関係、設備状況、居住室数、畳数、延べ面積、敷地の所有の関係、敷地面積など、詳細な事項を調査している。昭和63（1988）年調査では、現住居以外で所有している住宅・宅地の有無、それらの面積についても初めて調査した。住宅統計調査から得られる住宅資産、土地に関するデータは、物理的な量についてのもので、金額で評価したデータは原資料では得られない。

## 2. 統計からみた所得格差の実態

所得分布の不平等度を測る指標の1つとして、ジニ係数がある。ジニ係数は、世帯（又は個人）を所得の大きさの順に並べて、横軸に世帯（又は個人）の数の累積相対度数、縦軸に所得の累積金額の割合をとって結んだ曲線（ローレンツ曲線）と、正方形の対角線とで囲まれた部分の面積を、正方形を対角線で2分してできる三角形の面積で割って計算される。所得分布が完全に平等であれば、ローレンツ曲線が対角線と一致するので、ジニ係数は0となる。不平等度が大きくなるにしたがって、ジニ係数は大きくなる（1に近づく（第3-1図））。

勤労者世帯の実収入の分布の不平等度を、家計調査のデータから計算したジニ係数で見ると、1970年代には、第1次オイルショックの後一時的に拡大したが、1979年にはオイルショック前の水準に戻った。その後、1980年代の前半には不平等度が拡大し、

第3-1図 勤労者世帯の実収入の  
ローレンツ曲線 (1991年)



(備考) 総務庁「家計調査」

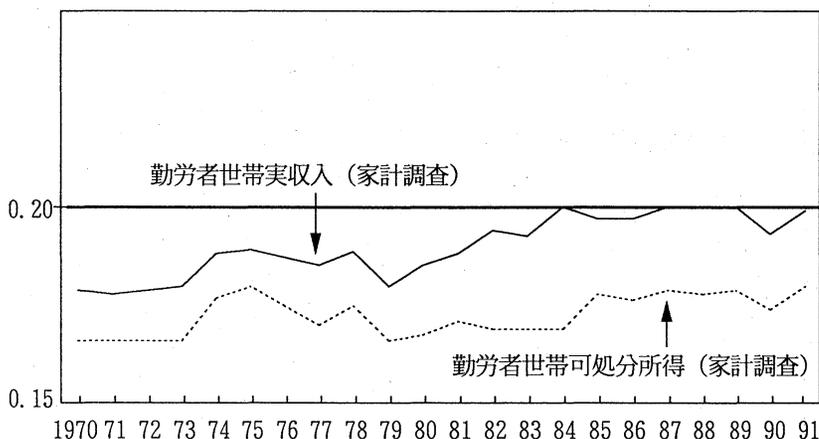
ジニ係数が0.2近くまで上昇したが、1984年以降はほぼ横這いの傾向が続いている。

実収入から税金、社会保障費など非消費支出を差し引いた可処分所得についてジニ係数によって不平等度をみると、1970年代には、実収入の場合と同様に第1次オイルショックの後一時的に拡大したが、1979年にはオイルショック前の水準に戻っている。1980年代には、実収入の場合と異なり、1984年まではジニ係数は横這いに推移した。その後、1985年に若干上昇した後、再び0.17ないし0.18でほぼ横這いとなっている(第3-2図)。

所得格差には、景気動向の影響があり、一般的には不況期には格差が拡大し、好況期には縮小する傾向があるといわれている。しかし、1986~1987年以降の景気の上昇期にも、データでみる限り、勤労者世帯の所得格差に縮小の傾向は認められない。

次に、個人の賃金の格差の動向を労働省の「賃金構造基本統計調査」のデータで見よう。

第3-2図 所得分布の推移（ジニ係数）

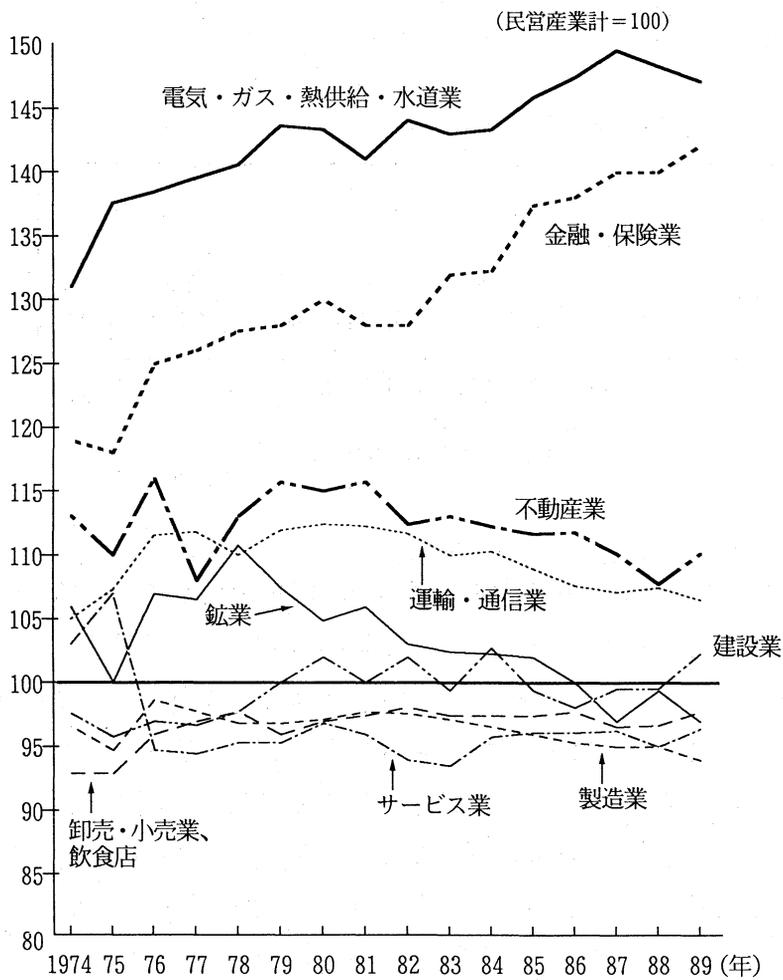


- (備考) ① 総務庁「家計調査」により作成。  
 ② ジニ係数は、年間収入5分位階級より作成。  
 ③ 可処分所得=実収入-非消費支出(勤労所得税+社会保障費+その他)。

産業別男子労働者1人当たり平均所定内賃金を、調査対象産業計を100とした指数で見ると、1975年には、最も高いのが金融・保険業の118、次いで電気・ガス・熱供給・水道業の114で、最も低いのは鉱業の94、次いで建設業及びサービス業の96であった。1985年には、金融・保険業が134(調査対象産業計=100)、電気・ガス・熱供給・水道業が118となり、産業間の格差が拡大した。1985年と1990年の間では、建設業で若干の上昇がみられたが、産業間の格差はほぼ横這いとなっており、いぜんとして最高の金融・保険業の134と最低の鉱業の95との間には大きな開きがある(第3-3図)。

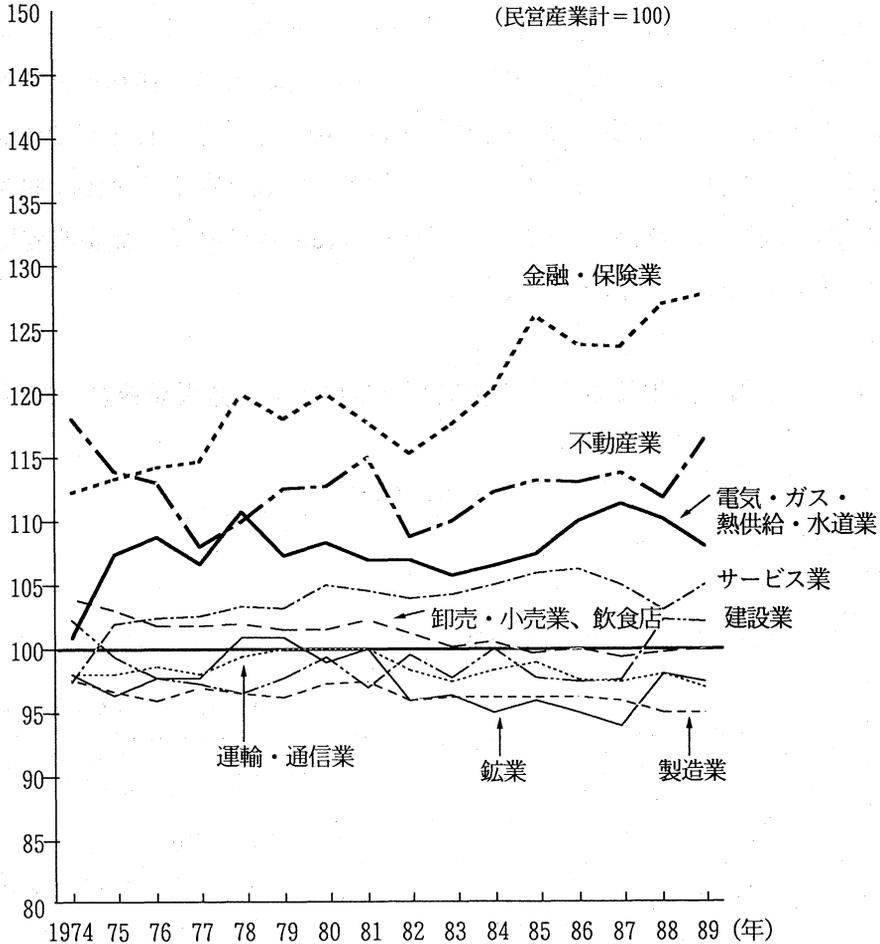
産業によって、労働者の属性別の構成比が異なるので、上記のような各産業の平均賃金による比較には労働者の属性別割合の産業間の違いの影響が入り込んでくる。そこで、調査産業計の企業規模別、性、学歴、勤続年数別労働者割合を使って標準化し、属性別割合の違いを調整してみると、卸売・小売業、飲食店が調査産業計とほぼ同水準で、金融・保険業は最も高く130(調査産業計=100)、製造業が最も低く95となっている。労働者の属性別の構成比の違いを調整してみても、金融・保険業が非常に高く、また産業間の賃金格差は1982年から1987にかけて拡大したことが認められる(第3-4図)。

第3-3図 産業別賃金格差(所定内賃金率)  
(属性調整を行わない場合)



(備考) ① 労働省「賃金構造基本統計調査」により作成。  
 ② 1974-75年は非現業公務を含む。  
 ③ 電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業は民公計。

第3-4図 産業別賃金格差(所属内賃金率)  
(属性調整を行った場合)

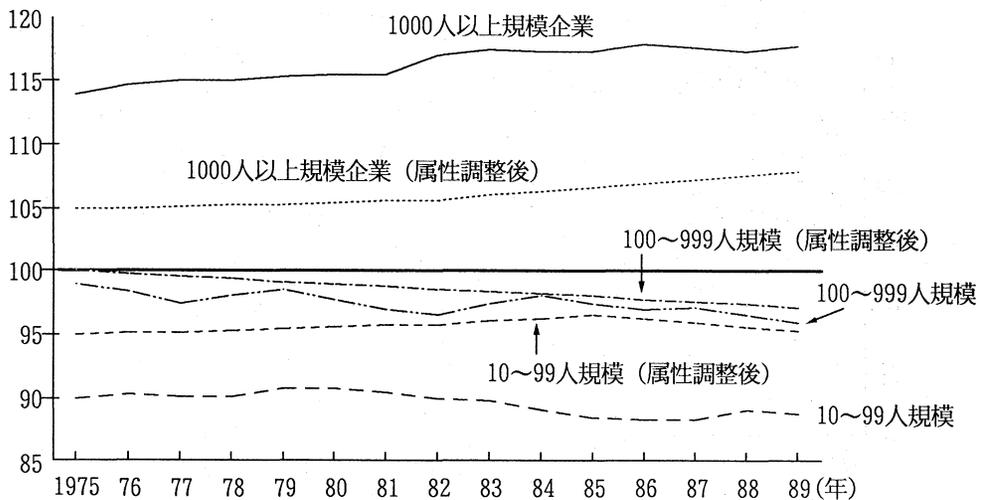


- (備考) ① 労働省「賃金構造基本統計調査」により作成。  
 ② 属性調整は、各産業の性、学歴、企業規模、勤続年数別労働者割合を調査産業計のものに置き換えて作成。  
 ③ 1974-75年は非現業公務を含む。  
 ④ 電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業は民公計。

次に企業規模別賃金格差をみると、労働者1人当りの所定内賃金は、1975年には、全規模計を100とすると、男子労働者の場合、大企業(従業者1,000人以上)が109、中企業(100~999人)が98、小企業(10~99人)が90、女子労働者の場合はそれぞれ

118、97、87であった。1980年には、男子の場合、規模間格差がやや拡大し、大、中、小企業がそれぞれ113、97、91となったが、女子の場合は格差がやや縮小して、大、中、小企業でそれぞれ115、98、92となっている。その後は、男子についても女子についても、1985年にかけて、格差にわずかな拡大がみられるが、1985年と1990年の間では変化はみられない。企業規模間の比較においても、労働者の属性別の構成比の企業規模間の違いの影響があるので、性、学歴、年齢、勤続年数別の労働者構成を企業規模計の構成比に揃えて調整してみると、1975年と1990年の間で、賃金格差はわずかに拡大したものとみられる（第3-5図）。

第3-5図 企業規模別賃金格差（所定内給与、企業規模計=100）



- (備考) ① 労働省「賃金構造基本統計調査」により作成。  
 ② 属性調整は、性・学歴・年齢・勤続年数別労働者構成を企業規模計にそろえたもの。  
 ③ 属性調整は1975、80、85、89年のみ行った。

わが国の所得分布は他の先進国に比べると平等であるといわれている。所得分布の国際比較には、各国の統計のデータ源、データ収集の方法、統計の性格などの違いにより、極めて難しい問題がある。また不平等度を測るのにどのような指標を使うかによっても結果が違ってくるといふ問題もある。M. O'Higgins, G. Schmaus, G.

Stephensonがルクセンブルグ所得調査 (LIS - Luxembourg Income Study) のデータベースを使って、アメリカ合衆国、カナダ、イギリス、ドイツ、スウェーデン、ノルウェー、イスラエルの7カ国について、所得分配及び再分配の比較を行った実証的な研究がある。(注)

それによると、家族の現金収入(税込み)の不平等度が最も高いグループが、アメリカ合衆国、ドイツ、イスラエルの3カ国、中間のグループが、カナダ、イギリス、ノルウェーの3カ国で、最も平等なのがスウェーデンである。世帯収入の5分位階級のデータから計算したジニ係数をみると、ドイツ(1981年)0.414、アメリカ合衆国(1979年)0.412、イスラエル(1979年)0.395、カナダ(1981年)0.374、イギリス(1979年)0.365、ノルウェー(1979年)0.356、スウェーデン(1981年)0.329である。税引き後のネットの現金収入でみると、ジニ係数は、ドイツ0.389、アメリカ合衆国0.370、カナダ0.348、イギリス0.343、イスラエル0.338、ノルウェー0.311、スウェーデン0.292となっており、スウェーデンが飛び抜けて平等であり、ノルウェーがそれに続いている。

データの制約、データの正確性、対象世帯、所得の範囲等の違いから、わが国のデータをこれらの結果と厳密に国際比較することはできないが、それでも、家計調査のデータに基づいて計算した勤労者世帯の実収入及び可処分所得の分布のジニ係数をみると、わが国の所得分布は他の先進国と比べて非常に平等であるといえよう。

(注) O'Higgins, M. Schmaus, G. and Stephenson, "Income distribution and redistribution: A microdata analysis for seven countries". Review of Income and Wealth. Series 35, No.2. June 1989. pp.107-131.

### 3. 統計からみた資産格差の実態

家計資産は金融資産と実物資産に分けられる。

#### (1) 金融資産の格差

総務庁統計局の「貯蓄動向調査」によると、全国の勤労者世帯(2人以上世帯)の

---

---

1991年12月末現在の1世帯当りの貯蓄現在高は平均1,128万円で、年間収入の1.5倍である。貯蓄現在高の分布は、貯蓄の低い方に偏った分布であるので、世帯全体を2分する貯蓄現在高（貯蓄現在高の中位数）は720万円で、平均値よりもかなり低くなっている。

家計の金融資産の不平等度は、毎年12月末現在で行われる「貯蓄動向調査」の結果から経年的に追うことができる。この調査の貯蓄現在高階級別のデータから1991年12月末の貯蓄現在高のジニ係数を計算してみると、全世帯（農林漁家世帯を除く2人以上普通世帯）では0.54、勤労者世帯では0.50となっている。全世帯の貯蓄現在高のジニ係数は、1983年から1986年までは0.51で横這い、1987年に一時的に0.52へとわずかに上昇したが、1988以降は再び0.51の水準となっている。勤労者世帯の場合も、ジニ係数は、1983年から1986年までは0.48ないし0.49で横這い、1987年に0.50に上昇したが、1988年以降は0.48ないし0.49の水準に戻っている。なお、1990年、1991の貯蓄現在高階級別のデータでは、階級の区分の仕方がそれ以前の年次のデータと異なっており、ジニ係数が高くなっているのはそのためであると考えられる（第3-1表）。

家計の金融資産を、貯蓄現在高と負債残高の差である純資産額でみると、全世帯についても、勤労者世帯についても、ジニ係数は1985～1987年ごろがピークで、その後はやや低下している。

貯蓄の多い世帯と少ない世帯とでは、保有する貯蓄の種類別の構成に違いがある。貯蓄保有額の多い世帯では、株式、株式投資信託、債券、貸付信託等の有価証券の割合が大きい。したがって、地価、株価が著しく上昇した1987～1989年ごろには、家計が保有する金融資産の格差が拡大したと思われる。ジニ係数でみると、上記のように、いわゆる「バブル経済」の時期に一時的な不平等度の拡大が認められるが、総じて、大きな変化はないものと考えられる。

第3-1表 金融資産分布のジニ係数

	全 世 帯		勤 労 者 世 帯	
	貯 蓄 現 在	貯 蓄 一 負 債	貯 蓄 現 在	貯 蓄 一 負 債
1982	0.521	0.706	0.494	0.736
1983	0.512	0.713	0.485	0.751
1984	0.510	0.708	0.483	0.756
1985	0.510	0.726	0.486	0.781
1986	0.511	0.715	0.487	0.775
1987	0.521	0.713	0.497	0.766
1988	0.513	0.663	0.489	0.697
1989	0.515	0.667	0.487	0.715
1990	0.509	0.665	0.479	0.710
1991	0.538	0.680	0.496	0.680

(備考) ① 総務庁「貯蓄動向調査」の貯蓄現在高階級別データより計算。

② 毎年12月末現在。

## (2) 実物資産の格差

総務庁統計局は、平成元(1989)年全国消費実態調査で、家計の実物資産のうち、①住宅、②宅地、③主要耐久消費財等について、1989年11月末現在の評価を行っている。

住宅資産に関しては、持家世帯の現住居及び現住居以外で家計用に所有している住宅、借家・借間世帯の現住居以外で家計用に所有している住宅について、世帯ごとに、粗資産額と純資産額を評価している。評価の方法は、住居の延べ面積に、「建築着工統計」による住居専用住宅の工事費予定額及び床面積から算出した建物の構造別1㎡当り建築単価を乗じた(粗資産額)。純資産額の評価は、粗資産額に、建物の構造別建築時期別の残価率を乗じて算出した。

宅地に関しては、持家世帯の現居住地(データの制約から借地も含む)及び現居住

---

地以外で家計用に所有している宅地について評価額を推計した。現居住地の場合、所有地については宅地の面積にそこに最も近い国土庁「地価公示」の標準地又は都道府県「地価調査」の基準地の1㎡当り評価額を乗じて推計した。持家で宅地が借地の場合は、同様に計算した評価額に借地権割合を乗じて推計した。現住居以外の宅地については、宅地の面積に国土庁「地価公示」の標準地又は都道府県「地価調査」の基準地の1㎡当り評価額の市区町村別中位数を乗じて推計した。

主要耐久消費財等については、原則として購入金額が1万円以上でかつ耐久年数が5年以上の品物並びに自動車及びオートバイを対象とし、さらに時価又は購入金額が5万円以上のゴルフ会員権等も含めた。しかし、時価評価が困難な衣類、宝石、貴金属及び書画・骨董品は除外した。耐久消費財等の粗資産額は、原則として品目別所有数量に「家計調査」のデータから計算した品目別実効単価を乗じて推計した。自動車・オートバイの平均単価は、新車の東京店頭渡し価格を用いて算出した。ゴルフ会員権、その他スポーツ・レジャークラブ会員権等については、「全国消費実態調査」の調査票に記入された時価又は購入価格を単価として用いた。純資産額は、品目別・取得時期別所有数量に品目別単価を乗じた額に、品目別・取得時期別残価率を乗じて推計した。

金融資産に関しては、「全国消費実態調査」で調査された貯蓄現在高及び負債残高のデータをそのまま用いた。

推計結果をみると、1989年11月末現在の全国全世帯（農家を含む2人以上世帯）の家計の正味資産は、1世帯当り平均5,372万円で、年間収入の8.1倍となっている。資産の種類別にみると、宅地資産が3,994万円で家計の正味資産合計の74%を占め最も多く、以下、金融資産（貯蓄現在高と負債残高の差）681万円（13%）、住宅資産509万円（9%）、耐久消費財189万円（4%）の順となっている。

勤労者世帯では、1世帯当り正味資産の計は4,060万円で、年間収入の6.1倍となっており、全世帯の場合と同様に宅地資産が最も多く2,946万円で、正味資産全体の73%を占めている。以下、金融資産（貯蓄現在高と負債残高の差）502万円（12%）、住宅資産447万円（11%）、耐久消費財165万円（4%）の順となっている。

都道府県別に全世帯の1世帯当り平均正味家計資産の総額を比較すると、東京都が

1億2,710万円で全国平均の2.4倍でずば抜けて多く、以下、神奈川県、大阪府、埼玉県、千葉県の順となっている。全国平均を上回るのは、首都圏の1都3県、近畿圏の2府2県、及び愛知県の計9都府県で、首都圏を始め大都市を中心とした著しい地価の高騰を反映している。宅地資産を除いた家計資産額でみると、都道府県の順位はかなり変わり、滋賀県が最も多く、以下、福井、香川、石川の各県が続き、東京都は5位となっている。

1989年の「全国消費実態調査」のデータを使って推計した全国・全世帯（2人以上の普通世帯）の家計資産の分布の不平等度を、総務庁統計局が計算したジニ係数でみると、住宅・宅地資産が0.680、耐久財所有が0.522、貯蓄現在高が0.563となっており、住宅・宅地資産の分布の不平等度は、他の資産に比べて大きい。

高山らは、1984年の「全国消費実態調査」の個票データを使って、家計資産を金融資産だけでなく、実物資産も含めて推計している。注）ここでは、実物資産として、①土地（持家用の土地）、②住宅（建物のみ）、③賃貸用実物資産、④耐久消費財のストックの4つをとりあげている。貴金属、書画、骨董は含めていない。高山らの推計によると、1984年11月末現在で、家計が保有する実物資産と金融資産の合計額は、正味資産でみて、農家を含む2人以上世帯全体の1世帯当り平均2,799万円で、年間収入の5.0倍となっている。このうち、土地（持家用の土地）資産額は1,541万円、住宅（建物のみ）資産は307万円、賃貸用実物資産は323万円で、土地・住宅資産の合計額は2,171万円となっている。これに耐久消費財ストック199万円を加えた実物資産全体は2,371万円で、保有資産全体（正味資産）の85%を占めている。その中でも、特に土地保有額が大きな割合を占めている。

この研究でも、資産分布の不平等度をみるために、ジニ係数を計算している。それによると、1984年における正味資産全体のジニ係数は0.52で、それを資産項目ごとのジニ係数に分解してみると、その82%は実物資産合計のジニ係数で説明できるとしている。実物資産合計のジニ係数は0.53で、土地のジニ係数は0.55、住宅（建物のみ）のジニ係数は0.62となっている。

家計の実物資産に関する総務庁統計局の推計による1989年のデータと、高山らの推計による1984年のデータとでは、推計方法、推計に使用した基礎データ、資産の範囲

---

---

等に違いがあるので、単純な比較をするのには問題があるが、1984年と1989年とを比べると、土地・住宅資産の分布の不平等度は拡大したと考えられる。

(注) 高山憲之編著、「ストック・エコノミー」、東洋経済新報社、1992年6月。

#### 4. 統計上の問題点

所得及び家計の資産について分析する場合、世帯又は個人の属性別の平均値のデータだけでなく、分布に関するデータが重要である。わが国で現在利用できる統計の多くは、平均値のデータが主で、分布に関する詳細な統計は少ない。

所得に関しては、勤労者世帯については、経常的に毎月実施されている総務庁統計局の「家計調査」のデータが最も信頼できるものであるが、この調査では、勤労者世帯以外の世帯については、家計簿の記帳による収入の調査は行われていない。「家計調査」についても、単身者世帯、農林漁家世帯が含まれていないこと、調査に対する世帯の協力を得るのが難しいために、所得が非常に低い世帯及び非常に高い世帯の把握が相対的に不十分であること、働いている世帯員がいる場合、その収入の把握が必ずしも完全でないこと、勤労者世帯でも勤労所得以外の所得、例えば資産所得の捕捉が完全でないことなど、利用上注意しなければならない制約がある。特に、分布について分析する場合には注意を要する。

所得に関する調査は、正確なデータの収集に大きな困難を伴うので、「家計調査」や、その他の統計、行政記録から作られる業務統計などを利用する場合、利用できる関連データとクロスチェックして、データの信頼度について十分に吟味しなければならない。

家計の資産のストックに関しては、金融資産と実物資産を総合的にとらえることのできる統計がない。金融資産に関しては、毎年の「貯蓄動向調査」で詳しい全国データが得られるが、家計調査と同様、単身者世帯、農林漁家世帯が含まれないこと、自営業や自由業の世帯のデータの信頼度が勤労者世帯のデータと比べて低いこと、貯蓄の非常に少ない世帯と、非常に多い世帯の調査からの脱落が相対的に大きいことなど、データ利用上注意すべき点がある。それでも、金融資産に関しては、この調査のデー

タと、5年ごとに行われる「全国消費実態調査」のデータとは、整合性があり、信頼性が高いと考えてよいだろう。

家計の実物資産に関しては、1989年の「全国消費実態調査」及び1988年の「住宅統計調査」において、不十分ではあるが、現住居以外に所有する土地、住宅も含めた土地・住宅資産についての調査を試み、家計部門のストック統計の整備に一步踏み出したことは評価される。今後も、この方向での一層の整備、充実が望まれる。

所得分配や資産分布の分析、所得格差、資産格差をもたらす諸要因の分析には、世帯ごとあるいは個人ごとのマイクロデータの利用が重要である。しかしながら、わが国においては、統計調査で収集された情報の秘密の保護の理由から、統計調査の個票データの利用は厳しく制限されている。調査された世帯、個人のプライバシーの保護に万全の配慮をした上で、統計的分析のための個票データの利用について道を開くことが望まれる。

わが国の所得分布、資産分布の不平等度を、諸外国と比較分析することも重要である。そのためにも、所得、資産に関する精度の高い統計を整備し、それらを十分に統計的に分析できるような方策を講じることが望まれる。

---

---

## 第4章 法人対個人の問題を考える

### 1. いわゆる企業型社会

ここでは資産・所得格差の問題を、法人対個人という観点から考えてみることにしよう。

最近、「企業型社会」ということばをよく見聞きするようになった。政府の公式文書の中にもこの言葉はしばしば表れるようになり、国民生活について審議する経済企画庁の国民生活審議会はもちろんのこと、産業社会のビジョンを審議する通産省の産業構造審議会の報告書にも、われわれの「克服すべき対象」として企業型社会が論じられているのである。

こうした問題意識の背景にあるポイントは大きく分けると3つあるように思われる。

第一は、企業と個人の間フローの分配、すなわち所得と労働時間の分配の歪みである。とくに1980年代は、日本経済や企業の好調さに比べて、それに貢献した勤労者が賃金の面でも、労働時間の面でも報われなかったということにたいする国民の苛立ちは大きい。

第二は、企業と個人の間ストックの分配、すなわち土地や金融資産の分配の歪みである。この点についてはとりわけ、いわゆるバブルのカネ余りの中で企業が土地投機に走った結果、勤労者は一生働いてもマイホームを持っていないという地価高騰を招き、国民の勤労意欲にも大きな影響を持ちかねない状況になっている。

しかも、こうした土地や株式の投機資金の元手の多くは企業の内部留保からきている。勤労者に対するフローの分配がもうけに応じて増えていけば内部留保はここまで増えなかったであろうから、その意味でこのストックの分配の歪みは、先のフローの分配の歪みとも密接に関連していることになる。

第三は、個人の生活、生涯に関する企業の支配のあまりの多さである。このため、

個人の企業に対する依存度が高まり、ひいては企業に対する労働側のバーゲニングポジションの低下をきたしている。こうした企業に対する労働側の弱さが、上で述べた第1、第2のポイント、すなわちフローやストックの分配の歪みを招く原因にもなっている。

そこで以下、まず次の2節でフローとストックの分配の実態について概観したあと、3節では個人生活に対する企業支配の発生メカニズムについて整理する。その上で、4節において、企業型社会を克服するための具体的方策について議論することにしよう。

## 2. 企業と個人の分配状況

### (1) 生産性上昇と賃金上昇

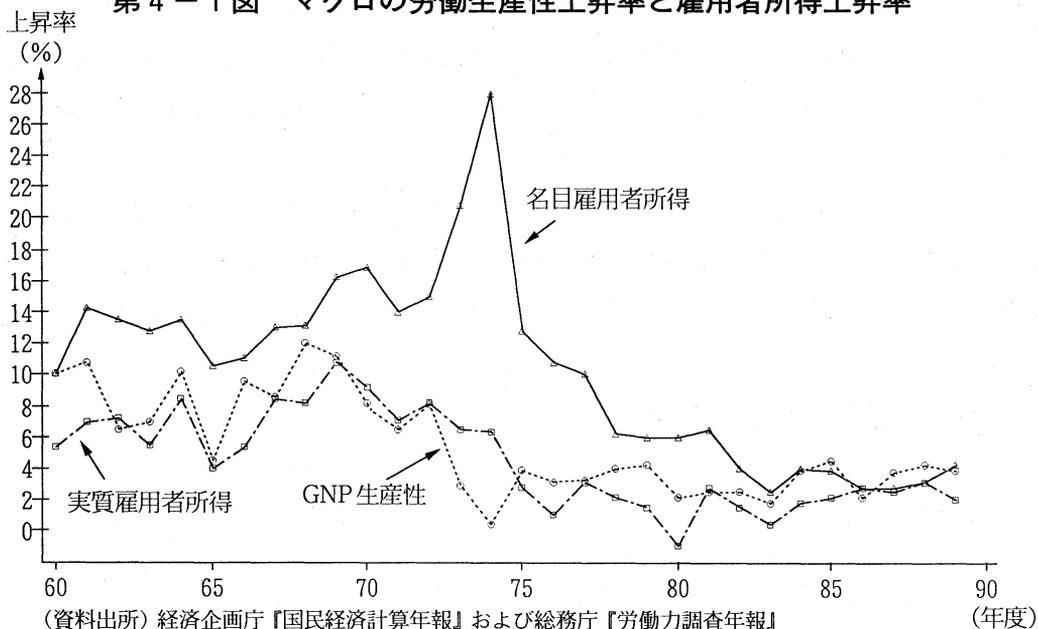
まずマクロの賃金分配状況からみてみよう。第4-1図は高度成長期以来のマクロの生産性上昇と賃金上昇を示す図である。一番上の線(△-△)は名目雇用者所得上昇率(マクロの名目賃金上昇率)、真中の線(○-○)は就業者一人当たり国民生産上昇率(マクロの生産性上昇率)、一番下の線(□-□)は実質雇用者所得(マクロの実質賃金上昇率)を示している。

第4-1図をみてわかるように、高度成長期には、名目賃金上昇率は生産性上昇率を大きく上回っていた。このため物価上昇率も高く、物価上昇を抑えるために名目賃金上昇率を生産性上昇率以下にすべきだという生産性基準原理のでてくるのももったいな時代であった。

しかし石油危機後、1970年代後半にはいと状況は大きく変わり、名目雇用者所得上昇率は急速に低下した。とくに1980年代にはいと、名目雇用者所得上昇率とマクロ生産性上昇率はほとんど等しくなり、年によっては前者が後者を下回るケースさえでてきた。生産性基準原理からわかるように、賃金上昇率と生産性上昇率が等しいときに物価上昇がゼロでなければ、労働分配率は定義的に低下する。

実際、就業者一人あたり国民生産に占める一人あたり雇用者所得の割合で計ったマクロの労働分配率も、石油危機後趨勢的に低下している。すなわち、1975年には79パーセント程度であったものが、1990年には70パーセントを切って69パーセントにま

第4-1図 マクロの労働生産性上昇率と雇用者所得上昇率



で低下したのである。

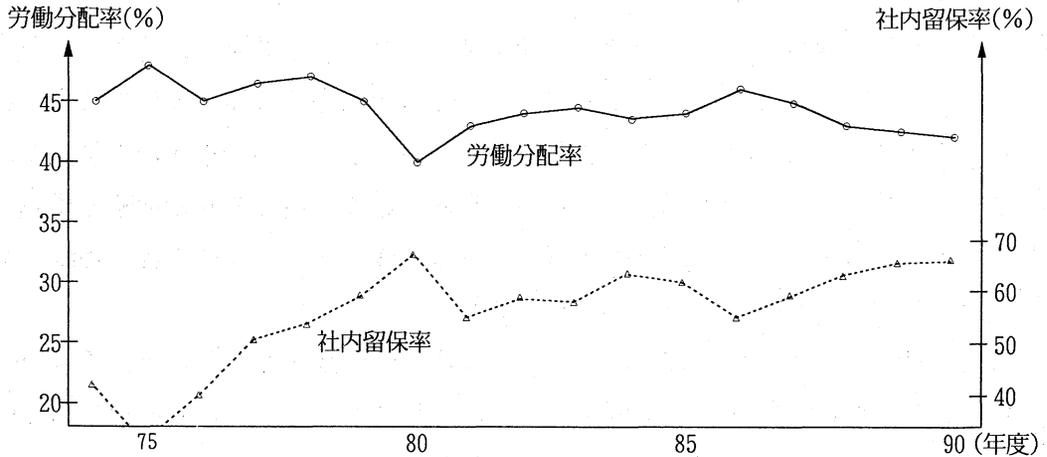
こうした分配状況は企業の内にかね余り現象をひきおこすことになった。第4-2図に見られるように、個別企業レベルにおける労働分配率（付加価値額に占める人件費割合）と社内留保率はきわめてはっきりとしたミラーイメージをもっている。とくに1980年代後半の労働分配率低下と社内留保率増加の同時進行は、バブル経済と労働分配が無関係でないことを物語っているといえよう。

## (2) 労働時間の動向

第4-3図は一人あたりの年間労働時間のトレンドをみたものである。みてわかるように、年間労働時間は高度成長期には順調に短縮されていた。すなわちピーク時である1960年の年間2,400時間強から高度成長期末の1970年代前半には2,200時間を切るころまでと、10年間で200時間以上の短縮を示したのである。

ところが、石油危機後の操業短縮で年間2,064時間まで低下した労働時間は、その後経済の回復とともに反転上昇し、しかも引き続き微増ないし停滞傾向を示したのである。つまり経済が安定成長の軌道に乗った後も、成長の成果配分としての時短はほ

第4-2図 大企業における労働分配率と社内留保率のトレンド

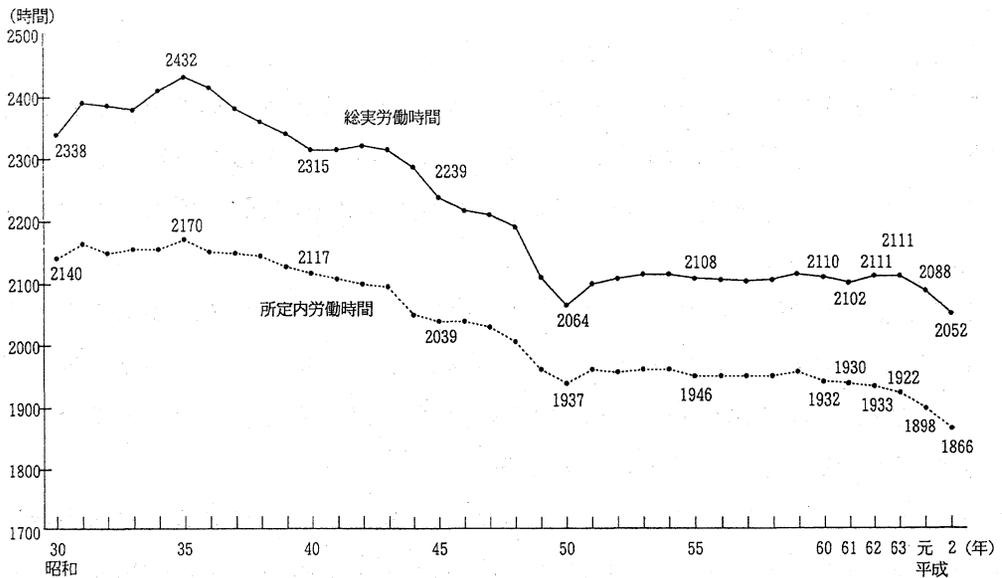


(資料出所) 日本銀行『主要企業経営分析』(資本金10億円以上企業対象)

(付注) 労働分配率 =  $\frac{\text{人件費}}{\text{付加価値額}}$

社内留保率 =  $\frac{\text{純利益} - (\text{配当} + \text{役員賞与})}{\text{純利益}}$

第4-3図 労働者1人平均年間総実労働時間の推移



(資料出所) 労働省「毎月勤労統計調査」  
(注) 事業所規模30人以上

---

---

とんど進まなくなってしまうのである。

もちろん石油危機後は先にみたように賃金の伸びが抑えられたから、その分より多くの収入を求めて勤労者のほうで労働時間を長くしたという事情もあろう。しかし、それだけではなく、すくなくとも短期的には賃金と無関係の労働時間短縮でさえ進まなかったのである。たとえば第4-4図にみられるように、1980年代の中盤以降、一人当たりの有給休暇取得日数は減少ないし停滞傾向にあり、従って有給休暇取得率も低下している。いうまでもなく、有給休暇というのは権利として与えられた報酬であり、それを全部使おうと残そうと収入は不変である。

このように有給休暇を使い残す、しかもより多く使い残すというのは、賃金を一定にしてなお労働時間短縮という報酬をより少なく受け取るということを意味している。この間の時短というかたちでの分配がいかにか無かったかを示す証左といえる。いわゆるサービス残業も含め、こうした有給休暇の使い残しに代表される無報酬での企業への拘束は、企業型社会に対する国民のうっとうしさの大きな源泉になっていると思われる。

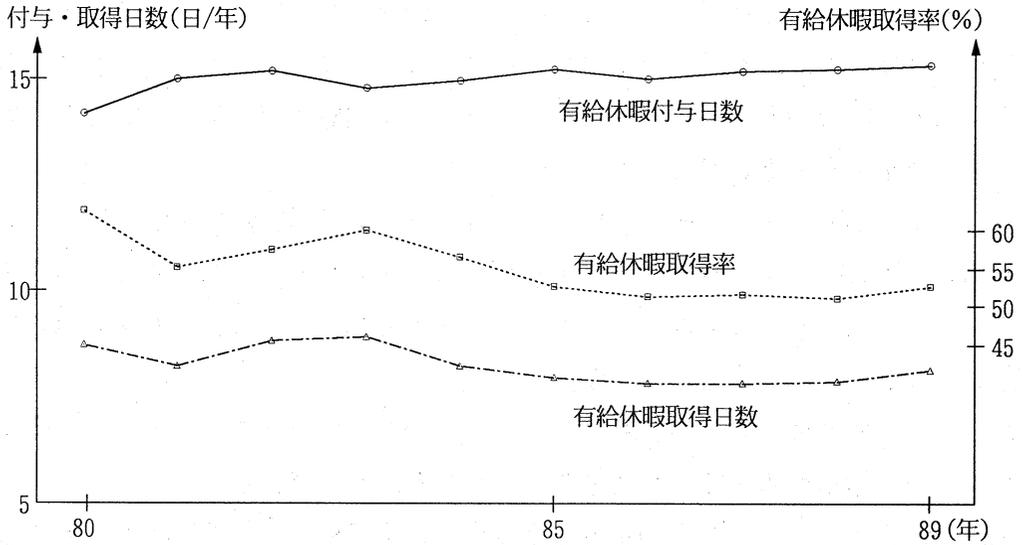
### (3) ストック保有の個人・法人比率

つぎに個人と企業の間でのストック保有についてみてみよう。第4-5図は、株式の所有者別持株比率の推移を示すものである。この図からわかるように、1950年には、株式の約7割を個人が所有していたのに、1990年には株式の個人所有割合はわずか2割でいどまで低下している。

石油危機後の15年間でみても、株式のなかで個人に所有されているものの割合は10パーセントポイント以上低下している。とくに1980年代についてみると、株式の個人所有比率は1980年代初頭の30パーセント程度から、最近の22パーセントでいどへと10年たらずの間に大きく低下しているのである。

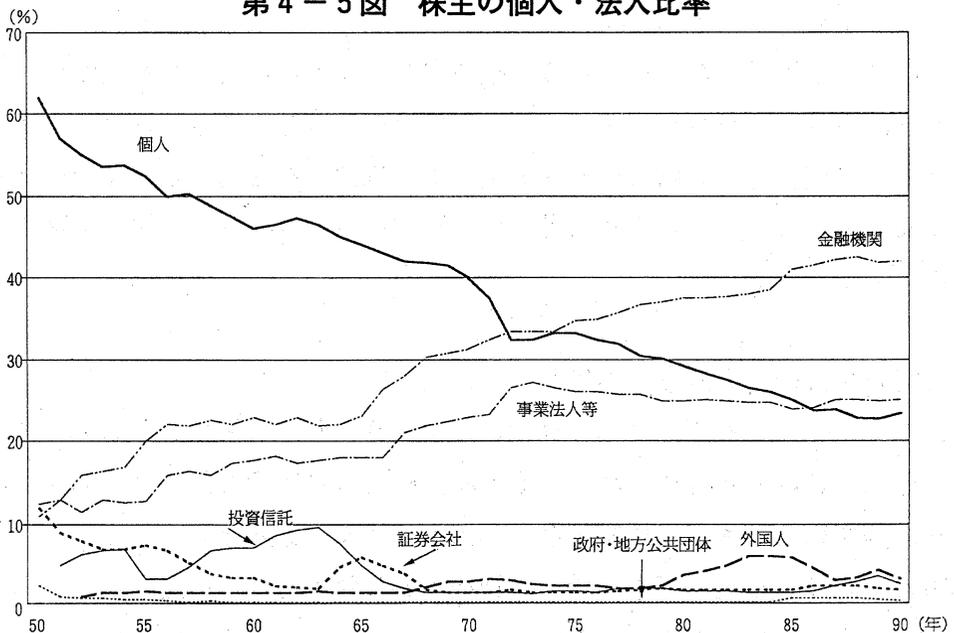
これに対して、企業所有の株式比率は大幅に上昇し、とくに最近では金融機関所有の株の増加が目立っている。1990年には、株式のうち4割以上が金融機関によって所有されている。これに投資信託、証券会社所有の株式を加えると、株式のほぼ半分は、これらの金融関係企業に所有されていることになる。

第4-4図 有給休暇の付与日数、取得日数、取得率



(資料出所) 労働省『賃金・労働時間制度等総合調査』  
 (付注) 付与日数には繰越日数は含まない。

第4-5図 株主の個人・法人比率



(備考) ① 全国証券取引所協議会「株式分布状況調査」(平成2年度)より作成。  
 ② 1985年度以降は、単位数ベース。  
 ③ 金融機関は投資信託を除く。

---

---

こうした状況はさきに第2章で詳しくみたように、土地などの不動産ストックに関しても同様にいえるところである。とくにバブル経済のなかで、地上げ等を通じて、個人所有の土地資産が企業所有の土地になっていった。また企業の土地投機による地価高騰のために、土地を個人で購入することは著しく困難になってきたから、土地保有の企業化はますます進んだのである。

このように、個人と企業間の分配の歪みは、先にみた賃金や労働時間というフローの部分だけではなく、株式保有や土地といったストック面にも及んでいる。そして重要なことは、フローの分配の歪みとストックの分配の歪みは、それぞれ相互に関連しあっているということなのである。

もちろん、定義的にフローの蓄積はストックになるわけだから、フローの分配がストックの分配に影響するのは当然である。しかしそれだけではない。

とくに、最近のストック分配の歪みを生み出した背景には、企業の中へのカネ余りと低金利政策がある。企業内へのカネの蓄積と低賃上げの関係についてはすでに先の第4-2図でみたとおりである。また、1980年代後半の低金利政策は、内外から内需拡大要求に対して、勤労者の所得増による消費拡大ができず、また財政再建中で財政出動もできなかったからである。

その意味で、ストックの分配の歪みを生み出したカネ余りと低金利政策は、労働側への賃金分配が十分になされなかったというフローの分配の歪みに起因しているのである。そして逆に、地価高騰というストックの歪みは、勤労者の住める場所と職場との距離をますます遠くし、遠距離通勤、自由時間減というフローの歪みを拡大することにもなったのである。

#### (4) 企業と個人の利害対立はあるか

さて、企業と個人の関係については、いわゆる法人擬制説といわれる考え方がある。つまり、法人企業は株式会社であり、その株式は最終的にはだれか個人の所有に帰着するから、企業はあくまでも擬制的ないわばトンネルであるという考え方である。この考え方に立てば、企業の利益や所有は結局はどこかの個人に帰着するはずであるから、企業対個人の分配問題というのはなく、あるのは個人間の分配問題だけであると

いうことになる。

こうした考え方は理論的にはそれなりの説得力をもつものである。しかし実態的にはいくつかの問題を持っていると思われる。

ひとつは、市場におけるバーゲニングポジションの問題である。たとえばひとつの土地をめぐる、個人と企業が売買競争をすれば、多くの場合資金力の続かない個人の負けである。このとき、土地を手に入れた企業の株を持っている個人は配当あるいは株価上昇というかたちで利益を得るかもしれないが、それは平等なバーゲニングによって得た利益とはいいい難いだろう。

さらに、企業の持ち主であるはずの個人株主が、どのていど企業の利益、ストック所有から利益を得られているか自体疑問である。日本の企業の株主総会の実態をみるまでもなく、個人株主は企業の利益配分にほとんど影響力をもたず、企業経営者側もまたこれに顧慮を払っているとは思えないのである。

むしろ法人企業間で株式を持ち合い、互いに利益配分等には干渉しないかわり、自企業の行動の自由度を最大に確保するという姿が実態に近いだろう。その意味では、個人は企業間の取引の圏外に置かれており、個人が企業の利益、ストック保有からの利益を得ることは難しい。もちろん、そうした企業の利益、ストック保有が株価を引き上げている間はそれでも個人株主はキャピタルゲインという利益を得られた。しかし、株価の低下したこのごろでは、それも難しい。

つまり法人擬制説は、企業と個人のバーゲニングポジションが平等に確保され、企業利益の個人への還元を可能にするような条件のあるときには妥当性をもつ。しかし現実には、そのような条件は必ずしも満たされてはいない。その意味で、企業対個人間のフローとストックの分配問題は、少なくとも現状においては存在すると考えるべきであろうと思う。

### 3. 個人生活への企業支配の発生メカニズム

#### (1) 年功賃金制度

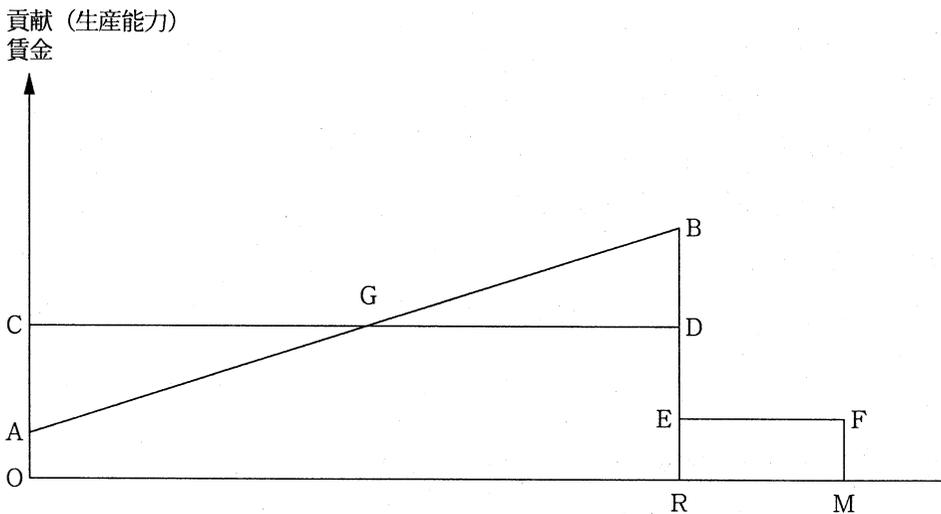
先に述べたように、現在問題になっている企業型社会の背景には、個人生活に対す

る企業の支配、あるいは個人の企業への依存度の高さがある。これはいくつかの基本的なメカニズムを通じて発生する。まずもっとも重要なのは企業まかせの生涯所得配分制度である。

勤労者の生活は基本的にはそのときどきの勤労収入でまかなわれている。ここで問題になるのは、個人のライフステージにおける必要所得と生産力が必ずしも一致していないということである。

これをシカゴ大学のラジアの図式に依拠して示してみよう。第4-6図では、ある個人が横軸の原点Oで企業に勤めはじめRで定年退職し、Mまで生きるケースを考えている。縦軸はこの個人の企業への貢献と賃金（報酬）のレベルを示す。一般的には、企業への貢献は若い見習のときには低く、一人前の働き盛りで高くなり、また年をとると低下する。しかしここでは説明を単純にするために、この個人の企業への貢献はCDで一定だとしよう（後の説明は若いときに低く、年をとると低下するといった実態にちかい場合に容易に拡大できる）。

第4-6図 長期収支勘定の下での賃金と仕事能力



(出所)Lazear, E.P. "Why is there mandatory retirement?," Journal of Political Economy, 1979の図を修正。

他方、勤労者の生涯各時点における必要所得のほうは、若い独身時代には少なくともよく、年をとるに従って結婚、子育て、住宅取得などと多く必要になり、老後はふたたび夫婦だけの生活になるので少なくともすむようになる。それは第4-6図のAGBEFMのような軌跡をたどることになる。そこでもし、つねに貢献にみあった賃金を受けとっているとすると、自分でACGの資金を運用して中高年の出費(GB)と老後(EF)に備えなくてはならない。

これを企業にやらしてもらおうというのが年功賃金・報酬制度である。つまり、賃金はそのときどきの貢献から離れて、初任給OAの水準から定年時のRBまで上昇し、退職後はREの水準の企業年金をMまで受け取るというしくみである。

企業は従業員に対して慈善もほどこさずまた搾取もできないとすれば、この個人に支払われる報酬総額(賃金プラス年金)は企業に対する貢献の総和であるOCDRの面積に等しくなる。従って第4-6図のような年功賃金のもとでは、ACGの部分の余剰を、GBDとREFMに振り分けることになる。これをサラリーマンの側のいわゆる生活給の観点からみると、生活費のかかる中高年時代の高所得と老後の年金を確保するために、それ以前の時点で企業に貸し付けをおこない、それを企業に運用してもらって後で受けとるかたちと考えられる。

しかしこの年功的な賃金報酬制度は、従業員を企業に縛り付けるしくみでもある。なぜなら、途中で会社を辞めると労働者個人にとって大損になるからである。

働き盛りに貢献よりも安い賃金で働くかわりに、中高年で高所得を得、また老後のために企業年金(あるいは退職一時金)をもらう。これはすべて定年Rまで勤めて勘定にあうことである。もし途中で会社を辞めたら、それまで会社に預けておいた分を全部は回収できないし、転職先に企業年金を移しかえることもほとんどのケースでは不可能だから、老後も不安になる。

では、生涯の所得配分を企業任せにせず個人でやったらよいかというと、少なくとも現状ではそうはいかない環境なのである。というのは、個人で資金を運用しようとすると、企業に任せるのにくらべて様々な面で不利になるからである。

ひとつには、個人は組織にくらべて情報収集力が弱い。企業なみに情報を集めようとすると莫大なコストがかかる。これは資金を運用するときに大きなハンデになる。

---

ではそれを投資専門会社に任せればよいではないかという、こんどは金融市場における交渉上の地歩のハンデがある。資金運用の場では、コストのかかる個人よりも大口の法人が優遇されることは最近の証券市場をにぎわしている諸問題にみるとおりである。

さらに、ひとたび企業を通じての所得配分の仕組みが社会制度として確立すると、税法といった制度枠組も企業に有利になる。たとえば、老後の資金確保を個人の財テックでおこなうのに比べて、企業年金などはずっと有利な税法上の扱いを受けている。また、企業を通じた年金財形ならば免税で、個人の年金貯蓄は課税されるといったことさえみられるのである。

## (2) 企業内能力開発制度

個人への企業支配をもたらすもうひとつのしくみは、企業内での能力開発制度である。

ベッカーの人的資本理論にあるように、現在の資源を消費し、コストをかけ、将来の人的資源を増やすものである。個人の能力を向上させるための訓練・教育には、そのための施設・機材・指導者といった資源を必要とし（直接費用）、また訓練・教育中は本人の生産活動も犠牲になる（機会費用）。そのかわり、その個人の能力が高まるという将来収益を得る。これは、どんな能力を、生涯のどの時点でコストをかけて身につけ、そしてどの時点でそれを活用し収益を回収するか、という投資活動に他ならない。

そしてこれまで個人の仕事能力は、主として企業内における訓練・教育によって開発されてきた。だれに、いつ、どんな投資をおこなうかを企業が決め、その投資費用を負担し、かつ収益も回収するということである。つまり、企業による能力配分のしくみである。

ここで問題になるのは、こうした企業による能力開発は、とくにその企業で役に立つ能力（企業特殊訓練）が中心になるということである。会社の都合に合わせて能力を身につけている個人は、その会社を辞めてよその会社に移っても、せっかく身につけた能力を活かせるとは限らない。つまり、一度入った企業に、所得や能力の分配を

任せてしまったら、後からはもう辞めたくても辞められないのである。

個人の企業に対するバーゲニングポジションを基本的に規定する条件は、企業の提示する労働条件を拒否できるか、すなわちいやなら辞めるという選択があるかどうかである。企業内能力開発制度によって、いやなら辞めるといえなくなることは、企業に対する個人の交渉上の地歩を弱めざるをえないから、結果として、企業による個人への支配は強くなる。

では勤労者は企業に能力開発を任せずに自分でやったらよいではないかということになろう。自分で将来役立ちそうな能力を、学校なり訓練所について身につけてもいいはずである。しかし生涯所得配分の場合と同様、これについても個人は企業に対してハンデを持っているのである。

まず、どんな能力を身につけるのが良いかといった情報を個人で収集するのは大変である。訓練や教育のための施設・指導者といった資源を個人で調達することも難しい。さらに教育投資をおこなうための資金調達能力の面でも個人は企業にかなわない。しかも投資を行なっても、その結果の買い手を探して売りこまない限り、投資収益は回収できない。

また、企業内の訓練が一般的になっているので、企業外の職業訓練、教育施設も整備されていない。また不況業種・地域に働くひとたちの訓練給付金は、企業に対する賃金援助というかたちでなされ、そうした不況企業を離れて自分で能力開発をおこないたいというひとには援助はない。これは不況業種から離職した個人に訓練給付金を支給するアメリカのTAA (Trade Adjustment Assistance) などとは基本的に異なるもので、能力開発投資にたいする資金援助も、企業を通じないとできない現状を示している。

### (3) 企業を通じないと得られない各種のサービス

このように、個人に対する企業支配は、年功的な賃金・報酬制度、企業内での能力開発といった、現代日本の雇用制度の基本枠組からきている。その意味で、企業型社会の根は深いといわざるをえない。しかも加えて、こうした雇用制度の根幹部分の周辺にある様々な制度もまた企業型社会を一層増幅しているのである。

---

それは大きくいえば、企業を通じないと得られないサービスの存在である。これにはフォーマルなものインフォーマルなもの両面ある。

まずフォーマルなものからいえば各種のフリンジベネフィットである。社宅、保養施設といったハードウェア面、また社内融資制度、社員割引といった金融面でのベネフィットである。これらは、企業に勤めてはじめて受けられるものである。しかも、社宅や、融資制度などは、上述の年功賃金、企業内能力開発制度と同様、個人を企業に縛り付ける程度は大きい。

こうした制度化されているいわばフォーマルなベネフィットに加えて、様々なインフォーマルなベネフィット、いわゆる余得といったものも無視できない。最近の報道によると、バスの運転手が観光バスからそれ以外の部門に配転された結果、お土産屋などからのリベートの減ったということ、裁判所も事実上の賃金減と認めたそうである。これに限らず、様々な社用消費は企業に勤める勤労者にとって大きな余得となっている。

現在の日本の企業交際費総額は、企業の配当総額を凌ぐといわれるほどである。こうした交際費は、接待される企業に勤める勤労者にとっても、また接待する側の勤労者にとっても、個人では経験できない贅沢をするために費やされる。

こうしたフォーマル、インフォーマルなベネフィットはひとたび企業を離ればもはや享受できない。また交際費などのベネフィットは企業にはいりたてではあまりなく、勤続年数を経るほど多くなる種類のものである。その意味で年功制度の似たような企業への拘束効果をもつことになる。

#### (4) 企業型資源配分の見直し

以上でみたように企業型社会において、勤労者はひとたびある企業に雇われると、その人生の多くの部分を企業の盛衰に預けたかたちになってしまう。企業の発展のためといわれれば、現在の賃金や時短を我慢することもやむを得ないということになる。そして、このことは、別の雇用機会を探しにくい、労働力過剰の時代にはとりわけ顕著になるのである。

先にみた、石油危機後の低い賃上げ、時短停滞の背景にはこうした問題があった。

しかも、世帯主賃金の伸び悩みによって、家庭の主婦層を中心に追加的労働供給は増え、逆に減量経営で労働需要は伸びなくなったから、労働市場はますます労働力過剰状態になっていった。つまり、企業型社会は、一度労働市場が弱含みになると、ずるずるといってしまうしかけを含んでいるのである。その意味で、賃金や労働時間の分配の歪みへの不満は、当然企業型社会への疑問へとつながるのである。

一方、企業型社会を支えてきたしくみ自体も、経済環境の変化によって変わらざるをえなくなっている。

まずなによりも年功賃金制度の維持が難しくなってきた。人口高齢化に伴って年功賃金制度を維持することは企業にとって大きなコストになってきたからである。若年労働者は希少になるから、初任給は上げなくてはならず、その代わり相対的に多くなった中高年の賃金は抑制せざるをえない。定年延長にともない退職金・企業年金も抑え気味になってくる。

実際、企業に縛られない新規採用者の初任給は、本格的な好況の到来とともに大幅に上昇した。その結果、若いときには安い給料で働いた見返りを回収する時期の中高年世代の人たちの賃金は初任給に比べ相対的に低下し、こんなはずではなかったということになる。

また市場、技術構造の急速な変化に対して、企業としても企業内で能力を磨いてきた人だけでは対応しきれなくなってきた。変化に即応するために、専門能力のある人を外部から即戦力として中途採用するケースも増えてきた。企業自ら予想のつかない能力については、企業内の訓練・教育で対応はできない。こうしたケースの増加は、個人にとって企業に能力開発をまかせておくことのリスクを増やすことになる。

逆に、ようやく本格的な労働力不足の時代をむかえ、すでに勤めているひとの間でも企業移動のチャンスは増えた。また年功賃金が崩れてきたことは、途中で会社を辞めることの不利益を小さくする。

こうした状況の中で、ひとびとはこれまでやむをえず我慢していた企業型社会のデメリットに不満をいう自由をもつようになった。

---

---

## 4. 企業型社会をこえて

### (1) 必要な政策対応

そこで、企業型社会を変えていくためにわれわれはどうしたらよいのだろうか。たとえその合理性は薄れつつあるといっても、これまでに深く根づいていた制度を変えるには、政策的な働きかけは不可欠であろう。具体的にはいろいろな施策が考えられるけれども、ここではとりあえずつぎの3つをあげておきたい。

まず第一は、企業を通すと有利になり個人でおこなうと不利になるような法制度は改正すべきである。たしかに企業型社会を前提に勤労者の福祉を高めようとするればそれでもよかったかもしれない。しかしそれは一方で企業型をますます強固なものにしてしまう。

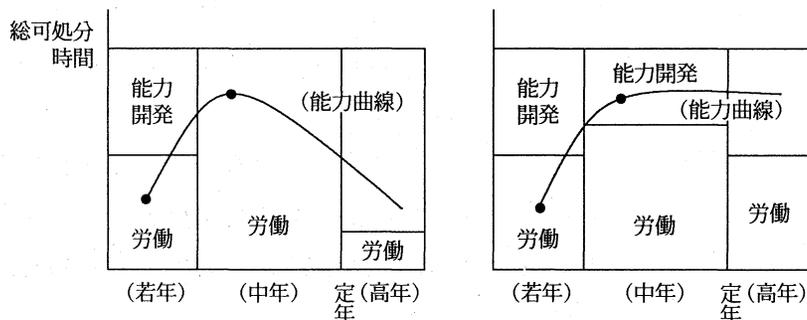
具体的には、たとえば老後のための年金であれば、企業年金も個人年金も平等に扱うことなどから手をつけてはどうだろうか。あるいは能力を高めるための訓練・教育であれば、企業のおこなうものであろうと個人各自のおこなうものであろうと平等に援助するといったことである。

第二は、市場における個人と企業の情報、バーゲニングポジションなどの格差是正である。つまり、情報力、市場交渉力、能力開発資源、能力開発投資資金などの面での規模の有利性を、個人も享受できるようにしてやることも大切だ。

それには、金融情報、雇用情報を政府や労働組合などが集めて個人に提供するしくみを整備する。個人の信用保険制度などによって資金運用市場における個人の交渉力を高める。公的な職業訓練、教育施設を整備するとともに、個人の能力開発のための公的援助措置を拡充することなども必要だろう。

そして第三は、本格的な労働時間短縮である。時短はいうまでもなく、企業による個人の物理的拘束時間を少なくするという意味で重要である。しかしそれだけでなく様々な副次効果をもっている。たとえば上で述べた能力開発である。第4-7図の左側に示したように、現状は働き盛りのときに、目先の仕事に100パーセントの時間を投入せざるをえないため、自分のための能力開発の時間がない。このため年をとると能力も体も疲れてしまってバリバリ働くことができなくなり、企業はこうした人た

第4-7図 労働時間と能力開発



(資料出所) ホワイトカラーの労働時間短縮『労働法学研究会報』  
労働総合研究所、第1854号、1991年12月。

ちを容赦なく排除している。時短によって右側のように中年期にも能力開発の時間をもてれば、年をとっても自分の能力を企業に売ることができるのである。

## (2) 労働組合も発想の転換を

以上でみたように、企業型社会は、基本的には所得配分や能力開発を企業に任せることからきている。そしてそのしくみの維持はこれからの経済環境のなかで次第に困難になってくる。個人と企業の関係はより短期的なフローベースのものになってこよう。

こうなると、ひとつの会社にずっと勤めて、所得・能力の分配をそれに任せることがかならずしも「安定した生活」とはいえなくなる。むしろ生活の安定のためには、どこでも役にたつ専門知識を磨き、かつそのときどきの貢献に応じた賃金を求めて企業を変わるようにしておくのが良いということになる。

問題は、すでに企業型社会にどっぷりと浸かってしまっているこれまでの世代をどうするかである。実際、この人たちの利害を代表しているとおもわれる労働組合は、年功賃金の変更には消極的であり、初任給の上昇による中高年の賃金の中たるみを是正せよと要求しているところさえある。たしかに、長期的収支勘定を前提に働いてきた人にとって年功賃金の修正はまさに約束違反である。現在の中年以上世代の企業に対する貸しはきっちり回収する方策を講じなくてはならない。

---

---

しかしそれは上に述べたようにこれまでのしくみを維持することは、企業型社会の是非を別にしても早晩無理なことになる。であるなら、これからの世代には、企業に依らなくても所得や能力を配分できるような仕組みを作り、後でこんなはずではなかったということのないようにしなくてはならない。

われわれは、所得配分は能力開発を自分自身の意思でおこなう自由度を得ようとしている。しかしそれは同時に責任をとる。企業型社会を克服したいならば、その楽し加減も捨てなくてはならない。企業型社会の問題とともに、われわれにはこの覚悟を問われているということを忘れてはならない。

その意味で労働組合は、企業型社会をこえてどのような雇用生活ビジョンを描けばよいのか、衆知を結集して真剣に議論し、大胆な発想の転換をなすべきときに来ているように思われる。

## 第5章 分配の公正にむけた政策・運動の課題

### 1. 分配問題の再登場

#### (1) 政策・運動の視点

近年にいたるまで、日本は比較的平等な社会であるとの見方が通説であった。所得分配に関するジニ係数の国際比較は欧米とも開発途上国とくらべてもそうした点が確認できるし、「平等神話」も多少の疑問符がつけられながらも、多くの国民はそれほどの違和感を感じてこなかった。ところが、1986年の円高不況以降、地価・株価の継続的な高騰、高級品、住宅を含めて資産をもつ者、もたざる者の格差拡大が目立ち、「階層消費」の傾向を含めて「ニューリッチ、ニュープア」という新階層亀裂が生じつつあるとの見方も広がった。このような危惧は、第一次石油ショックの直前のインフレ加速期にもいわれ、「福祉元年」（1973年）という政府のスローガンにも関わったことがあったが、今回はこれに加えて、特定産業だけでない大企業法人の力の強大化への懸念を含めて、より本格的な問題意識をさそうものとなっている。

今日の分配の公正問題、日本社会のあり方への疑問、問題点は次の4つによって特徴づけられるように思う。

第一は、たんに年々の個人の直接的な所得の分散・分布がより不平等化しているという狭義な問題を越えて、土地・住宅資産の相続による保有の有無、大企業による社会の支配への反発、都市や社会資本の形成の問題を含め広い社会政治文化にまたがる複雑な批判要素が入り混じっているという点である。

第二には、この前者の点ともかかわるが、近年の時代のキーワードになった感のある「ゆとり、豊かさ、社会的公正」ところした分配の問題が密接に関連しているという点である。第5-1図のゆとり、豊かさ、公正に関する概念マトリックスを参照しても、さまざまな社会的格差問題があらためて近年問われているということである。

第5-1図 ゆとり、豊かさ、公正に関わる概念

(範囲) (1) 所得 (2) 時間 (3) 仕事の快適さ (4) 空間 (住宅や都市環境)		
暮らしの改善、「生活の質」の向上		
	(職 場)	(職場外)
(A) 暮らしの不満 (現在満たされないもの)		
所得	賃金・分配率	租税負担など
ゆとり (狭義)	労働時間 ゆとりの仕事	住宅 居住環境
	単身赴任	家庭生活
	通勤時間	休暇 (リゾート)
その他	ストレス・人間関係	孤独・受験戦争
(B) 暮らしの不安 (将来への不安)		
	産業構造・職場の変化	
	雇用の保障	健康の保持
	仕事への不適合	年金
	転勤	安全・公害
(C) 生活の不平等感	賃金格差	資産所有・非所有
	人事管理	不公平税制

第三には、もしもこのような社会構造への疑問、不平等感、公正の欠如がこのまま次第に広がるとするならば、それは健全性の維持、平等や公正の確保が社会的活力の維持に不可分とするかぎりにおいて、戦後日本社会に大きな変質をもたらす可能性・危険性をもつものである。すなわち、戦後の日本社会は、敗戦によってストックを失ったうえに、戦後民主改革が財閥解体、農地改革を徹底しておしすすめ、戦前の社会階層社会の基本是正、平等化、所得・資産格差の公正化をいったん実現した。このような社会改革が戦後の大きな経済発展に貢献したことは通説的見解である。

第四に、近代社会の基本原則である「個人の尊重」が今日新中期経済計画（1992～97年）の特徴のひとつとなったようにあらためて問題となっている。このような人類の普遍性をもつ論理からみると、やはり、日本の「平等社会」神話は問い直されるべきだということである。つまり、ある大企業のなかでの「ウチの論理」としての公正・平等にかかわる論理は、企業を超え、あるいは国を超えたときには大変に問題があり、人権としての存在、自由な選択権を大きく制約しているのではないか、という点である。

「地上げ」や「談合」に駆けずり回る勤勉な社員、そして過労死する社員のイメージは、あたかも「リターンマッチの効かない」「人生一度だけ勝負する」会社への就職というイメージと重なる部分が多い。また企業中心型の勤労者のライフスタイルは、本人のくらしのゆとり、豊かさ感を奪っているだけでなく、家庭、教育、地域のあり方の歪みや、これから本格化しつつある高齢化社会の介護、福祉問題への対応を困難にする原因でもある。日本の経済的・社会的資源（リソース）は、法人大企業の自己肥大化の論理により土地・株・ゴルフ会員券への投機、資産動機先行型のリゾート開発、オフィスビルやマンションへの投資などで直接的に歪められるだけでなく、より広い社会資本形成や福祉への配分がうまく作動しない背景でもある。

そして第五には、このような広義での分配の公正を確保し、現在の歪みを是正していくことは、これからの日本が直面する問題、すなわち高齢化や出生率低下による人口急減、労働力不足、そして地球環境問題への対応など、いずれにしても社会構造の大きな変化を不可避とする中で、「持続可能な社会」を維持していくために通常考える以上に大きな意味をもつものと思われる。

産業革命を経た後、先進諸国は20世紀に入ってそれまでの両極分化的な階級・階層社会の是正のために、労働保護や労働権の保障、社会福祉や社会保障の拡充、独占禁止、政治の民主化・透明化、産業民主主義や参加型民主主義を発展させてきた。これが所得・資産格差の拡大に制度的に歯止めをかけたのである。そしてこのような諸制度は、また1990年代に入って新たな段階を迎えている。すなわち、いまアメリカはロス暴動にみられるような「社会分裂」（アーサー・シュレジンガー）に悩み、イギリスも欧州統合問題を含めた同様の社会亀裂に悩んでいる。これは1980年代のレーガノ

---

---

ミックス、サッチャリズムという新自由主義、新市場主義のもたらした社会モデルの歪みを表した面がある。

日本においては、1970年代後半以来、石油危機後の経済社会政策の展開は、一面では米英の新市場主義に通ずる面がないではなかったが、大きな流れとしては年金制度の成熟をはじめ、所得分配に関わる社会制度的な後退はそれほど顕著ではなかったといえるが、代わって新たなストック経済の歪み、企業中心型社会の肥大が問題とされるに至っている。

所得・資産格差の是正は欧米での20世紀の経験からみても、制度的、行政的、社会的、そして政治的な面を含む総合的な対応策が必要であるし、その問題点は時代と共に変化していく。

われわれは1990年代の日本において、現在問題とされ、問い返されている所得、資産格差の是正について、次のような政策・運動の視点でのぞむことが必要だと考える。

すなわち、これまであまり問題とされてこなかったこの分配の公正という問題を新たな視野から系統的に位置づけ、つねに政策・運動の中に盛り込んでいく必要があるという点である。現状を放置すれば、土地政策の不備、税制の欠陥、行政や法制度の機能不全からこれまでなかった所得・資産格差の拡大、社会階層の固定化、世代を超えた波及拡大の危険性があるということである。また人格不在の「法人資本主義」がますます人間生活のゆとりや公正を奪い、ゆがめるかもしれないのである。

それには、このような歪みをもたらししている現在の日本の経済社会システムとそれを構成する無数の部分システムを丹念に洗い直し、具体的にそのひとつづつを改革していくことが必要である。ことにそのうちのかなりの問題は、時短や性差別、土地問題のように、これまでにそのようなルールやシステムが存在しなかったこと自体に問題があるという点がある。その場合には新しい社会的ルールやシステムを形成していくことが不可欠となってくる。

所得・資産格差問題への対応策は、この点で政策要求や政策提言とその実行だけでなく、日常的な職場、地域の世論形成、新たな社会的規範、ルール形成に関わる社会運動の役割を不可欠としているのである。20世紀の社会形成に対して、欧米の労働運動が大きな役割をはたしてきたことは疑いえないが、日本においてもいま労働組合や

さまざまな社会組織が、産業、企業、あるいは行政、政治に対していかに関わるか（あるいは関わらないかを含め）は21世紀の日本の社会構造のあり方に影響をあたえることは間違いないのである。

## (2) 分配の公正に係る日本システムの現在

### ① 高成長期の日本 —— 所得の上昇と所得の平準化

戦後の日本で所得・資産に関する社会的格差がそれほど問題にならなかったのには理由がある。まず、敗戦とその後のインフレが旧資産保有階層の金融資産などのストックを掘り崩し、加えて戦後民主改革が財閥解体を行った上、旧上層階級の存在の大きな基盤となってきた大土地保有についても農地改革によって全面的なメスを入れることになった。この改革の一環として実施されたシャープ税制は当初は総合所得課税を基本にした所得再配分機能の高いものであったし、失業保険、公的年金、医療保険についても1960年の大改革を含めて次第に整備されてきていた。税制については、経済復興とともに拡大していった資産については投資資金としての資金確保の視点から貯蓄奨励策がとられ、これがシャープ税制の総合課税原則を後退させ実質的な所得再配分機能を低下させた面があるが、代わって社会保障制度の拡充や公的教育の普及があった。

民間の所得決定については、戦後民主改革の一側面としての労働運動の興隆があり、その基本単位が労職混合組合としての企業別労働組合であったためにかつての職員と現業労務職との差別が大きく薄まり、戦後の学制改革の後で順次入ってくる層の長期勤続化がすすむにつれ、役員も従業員の中から昇進して行くことが一般化することになった。賃金の決定については、1955年から出発した春闘方式が次第に定着して賃上げの「社会的相場」が形成され、組織された部門の労働者の賃金だけでなく未組織を含む部門に波及したうえ、1960年代に入るや顕在化した若年を中心とする労働市場の逼迫によって、賃金面の産業別、地域別、企業規模別の格差も縮小の傾向に入った。産業・企業の発展はめざましかったが、法人経営者の所得は一部を除いてアメリカのような高報酬志向は弱く会社役員と一般従業員との所得格差も際立って拡大することはなかったのである。「平等神話」はこうして特別な社会

---

---

階層を生むことのなかった社会で、それなりの説得力をもっていたのである。「国民的規模での所得上昇が国民的規模での所得平準化をともしつつ進行した」（富永健一「戦後日本の社会階層とその変動 1955～1985年」430頁『講座日本社会 第6巻』東大出版会 1992年）といえる。

1955年、1975年そして1985年の3時点での日本の社会階層の変動についての信頼できる分析（「社会階層と社会移動全国調査（SSM）」富永グループ調査）によると、父と子の間で階層的に地位が変化する度合い、すなわち世代間社会移動の大きさはこの時点までにおいては依然として増大を続けている。また本人の学歴地位は父の学歴地位や職業地位に対してある程度の決定力をもつが、その度合いはあまりおおきくなく、本人の所得地位については、それらすべての先行諸変数によってほんの微弱にしか決定されない、ということである。しかしながら本人の学歴地位が初職地位を決定し、その初職地位が現職地位を決定するという、「学歴社会」、会社序列型社会の傾向は濃厚に観察されるとしている。

## ② 石油危機以降の低成長期からの変化

これに対して東京圏のみを対象にした1987年の「社会階層の比較調査」（明治学院社会学部CPSS調査）で社会階層と資産格差の関係を分析すると「学歴と職業を経由した地位達成と資産継承の重なりあいかたについては、……ある程度は重なりあっている」（鹿又伸夫「社会階層と資産格差」、連合総研研究会報告より、1991年）ということである。また最近時点までのデータによって『教育を通じた世代間所得移転』を分析すると、親の所得が大学進学に与えるを影響、さらに大学進学から本人の生涯所得に与える影響の双方で、「学歴間、大学間の違いいずれの分析においても、これらには強い相関関係が見出され、しかも（昭和）50年代の低成長過程ではこれらの格差は拡大こそすれ、すくなくとも縮小はしていない」「受験競争を通じ、その人の育った家庭環境や親の所得が子供の所得に重要な影響を与えることは容易に予測される。……分析結果は……就職時のこれらの状態が生涯にわたって影響を及ぼす可能性の強いことを示唆している」（樋口美雄『教育を通じた世代間所得移転』、連合総研研究会報告1992年）。

しかしながらこのような社会階層の移動性の拡大には、問題がないわけではない。

教育が本人の責任においてではなく、親の財力によって多く左右されること自体が問いなおされるべきである。欧州において教育の公共負担原則が広がったり、アメリカで本人に対する教育資金貸与方式が普及したのも、「人間の平等と公正」の市民的原則を反映している面があるが、日本でのこうした問い直しは未だ未熟といわざるをえない。親の家計における大きな教育費コストの存在そのものが問いなおされるべきであろう。

いずれにせよ、日本においても戦後長らく続いてきた社会の平準化への動きは、さらに近年目立ってきたいわゆる「二世化」の傾向と、資産保有による急激な格差拡大傾向によってそろそろ変化が生じ、格差の固定化ないし拡大の方に移っていきつつあるとの見方が説得力をもつようになっている。そうであれば、これまでの所得・資産格差についてとくに問題はないとしてきた政策の前提、社会構造が変化しはじめている点に注目する必要があるのである。アメリカのように社会的亀裂が生ずる前の段階で、新たな政策展開がはかられねばならないのである。

### (3) 分配問題の特質 —— 土地問題と資産相続の問題

われわれは、ひとりひとりの人間固有の権利、自由と平等の見地に立つとき、本人の責任によらざる不平等の発生、あるいは本人の努力によらざる利得の発生はともに不合理であり、これはできるかぎり是正していくべきだと考える。

この点で日本でもっとも目立つのは土地保有、ことに大都市部周辺における土地保有が国民の資産分配、所得分配をもっとも顕著に歪めているという点である。これまでの地価上昇はこうした地域では、利子率はもとより名目的な国民所得の上昇率を上回ってきたために、土地保有者には不労所得が生じたらうに、勤労者にとっては住宅取得価格が年収比でみて大きく上昇を続け絶望的となっている。

しかも、このため土地を利用するための動機からではなく、もっとも有利な資産として保有しようという競争が個人のみならず大法人企業の参加のもとで生じ、それがまた地価上昇を加速しただけでなく、社会資本形成、環境整備に関わる都市計画を破綻させる原因となっている。これは欧州では抑制されてきた「肥大化した土地所有観念」を生み、それに依拠する政治勢力が、今度は土地問題の制度改革を否定する役割

---

を果たし、これがまた土地問題の解決をいっそう困難にするという悪循環をもたらしているのである。「地価の急騰の傾向と現在の水準は、実質的な意味での政権の座を継続するために採用した自民党の土地関連政策の結果であったし。その政治目標を実現するうえで決定的に重要な役割を演じている制度と慣行を変更しようとしなかったのも、政権の座にとどまりたいという党の願望のあらわれである」と日本的な「政官財」癒着構造がこの問題の解決をはばんでいることが明快に分析されている（コーゾー・ヤマムラ「自民党の政権維持と地価の高騰」26頁、『レヴェイアサン臨時増刊土地問題と日本政治特集』1992年夏、木鐸社）。これにはすでに「これまでの日本の資本蓄積行動に土地投機と地価上昇が組み込まれている」（野口悠紀雄氏）という問題に加えて、「正しいモデル」を提起できない野党の責任もあるといえよう。

日本の土地問題は地価問題に化してしまっている観があるが、このような問題を賢明にもおおよそ回避しうるようになった欧米社会からみれば、「日本の高地価はまさにスキャンダルそのものである」（ロナルド・ドーア氏）との認識に示されるように前近代的な私利私権優位の姿にほかならず、まさに「日本異質論」の対象にされるべき存在なのである。

この問題の解決には、これまで繰り返し政府が行い失敗してきた土地供給促進策優先の政策の発想を転換して、①土地利用の社会性、公共性を優先させ、②欧州諸国の事例のように都市計画の実効性を担保するため詳細な利用計画にもとづくマスタープランを上位におき、③開発利益の社会的還元を公正に行い、④資産目的の保有が不利になるよう土地保有税を強化するなど土地税制を適正化する、⑤資産保有動機の土地所有を排除しつつ、利用率を高め土地への需要を抑制する、⑥自治体などの計画にもとづく先取得権と土地保有を拡大する、⑦不透明な土地・地価情報に関する公開性を高めるなどの常識的政策の展開が求められる。これらの解決にはいずれも制度的なアプローチの可能性はあるが、実体的には土地利用の市民的・公共的概念が定着していないために、「法のジャングル」の名目の下で利権的利用が先行しているのである。土地問題は日本社会改革の基軸的部分をなすといえよう。

このように不当に高価な日本の地価のもとで、この土地保有が相続によって次の世代によってひき継がれ、そうした土地を持たない層との間で世代にまたがる不公正を

生じている。あるいはこれにより、社会階層格差の拡大あるいは固定化される側面が大きいのである。

加えて、これにはたとえば莫大な資産をかかえながら公的医療の負担で老人病院に長期入院し、見舞いもなく長らく孤独な暮らしを強いられ亡くなった後、突然多くの遺産相続者があらわれるというような矛盾が日常的にある。このような制度的不備（相続税のあり方、社会保険負担と運用）を是正することは不可欠であるが、基本的にはひとりひとりの人間の人生の出発点を等しい機会とするという考え方にたって相続というのはそのような公正をゆがめる性格をもつものだという市民的常識を確立すべきであろう。それらの制度的是正はそのことの延長線上にあるといえよう。

#### (4) 性差別、年齢差別、外国人問題

所得格差・資産格差の背後には、不当な人間的差別がかくされていることがしばしばある。このことがもっとも明確に出るのが日本の男女別賃金格差、若年層の低賃金や高齢者への強制的定年制、定年後の低賃金である。外国人労働者については、このような賃金問題に加えて地域生活、社会生活上での差別の問題がある。

男女別賃金格差（毎月勤労統計、平均月間給与総額）は男子を100として1960年の女子の賃金が42.8であったものから、高度成長期には格差が縮小して1978年には56.2にまで縮小したが、その後は逆に拡大し、1989年には50.3にまで下がっている。これについて、「純粹の」性別格差と男女の生産性の差にもとづく差（合理的な差）とに分解して多少の残差は残るがかなりの部分はこうした合理的理由で説明できるのではないか、という通説的認識がある。しかしこれに対しては、学歴や勤続年数の差から性別を切離しうるとする観念的な機械的発想にすぎない有力な反論もある。性別の職域分離、男女の性による分業そのものが否定されるというのが今日の見解である。さらに日本の総社会的労働時間（収入労働と家事などの無収入労働の合計）について男女別に分析し、1986年時点で「女性は社会の労働の半分以上を担いながら、労働収入の5分の1ないし4分の1しかえていない」（大沢真理「現代日本社会と女性」44頁、『講座現代日本社会 第6巻』東大出版会、1992年）現実があるという。

ここではたんに所得や資産だけでなく、総社会労働時間の分配という新たな視角が

---

要求されることになる。

若年労働者が、年功序列賃金の仕組みのもとでのみずからの低い賃金水準について、仕事や能力にもとづく支払い、「同一労働、同一賃金」という賃金の原則的考え方に反するのではないかとの意識がたかまり、いわゆる「とらば一ゆ」する現象が広がっている。この対極に労働力不足対策として、従来の50歳代後半から60歳という制度的システムとしての定年制をのこしながら、実際には65歳程度まで大幅な賃金ダウンのまままで公的年金や失業手当に依存して、働かせることも一般化している。ここには賃金と社会保障という基本的性格の違うものを便宜的に利用するという混乱があるだけでなく、年齢による差別を行っているという基本認識が欠けたままになっている。

日本の性差別や年齢差別には、日本の労務管理システムの基本部分に本人の努力や能力以外の属人的評価部分を大きくもっている（隅谷三喜男氏）という問題がある。

日本の現状を人間の公正と平等という視点からながめれば、結果としてのマスの観察や集団（企業組織など）単位の内部での相対的公平はそれなりに存在しているようにみえるが、人間ひとりひとり、「個人」としての公正と平等が社会的、制度的に確立しているかといえば、そこにはこのような性別、年齢別の差別、格差にみられるように大きな問題があるといわざるをえないのである。

このような矛盾はおそらくこれから拡大しつつある外国人労働者について集中していく可能性があり、人間の「個の尊重」を基本単位にした社会的ルールの形成、制度的改正がおおくの場面でなされ、累積していかねばならないであろう。

##### (5) 「個人原理」と社会モデル

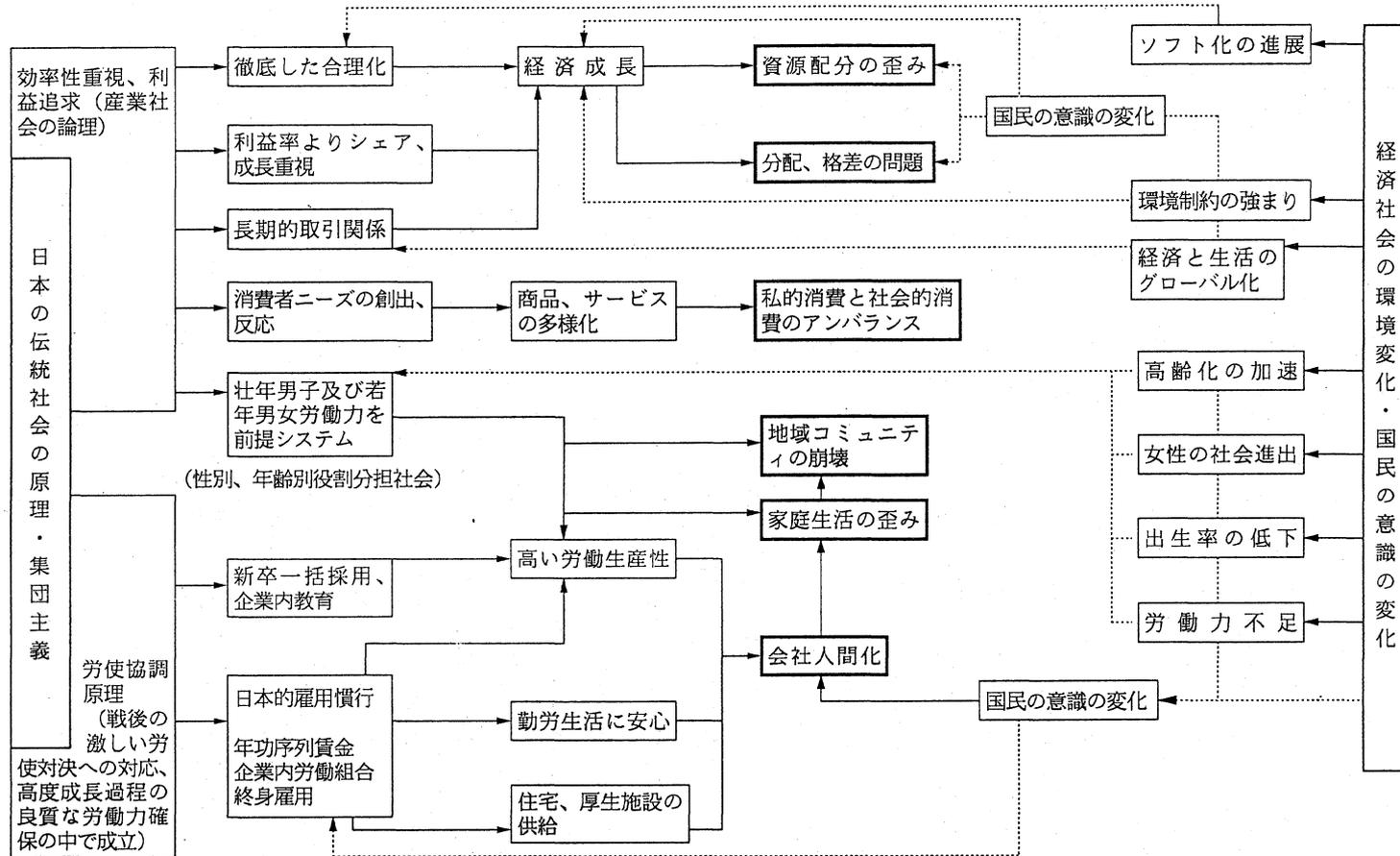
基本的人権・個人原理から出発し、近代労働運動を発達させ、社会制度、経済制度の形成に役割を果たしてきた欧州社会は、最近の欧州経済統合、市場統合に関わって、いまあらためて「欧州型の社会モデル」の維持と再形成に大きな努力を傾注しようとしている。欧州社会憲章をはじめとする「ソーシャル・ヨーロッパの建設」がそれである。

これは、人間の自由と平等、公正は、切り離されたバラバラの「強い人間」によって保障されるのではなく、個人の自立を支え保障する社会的枠組みの形成によっては

じめてその個人の尊厳が成り立ちうる、という常識からきたものであろう。先進諸国は20世紀に入って労働保護や労働権の保障、社会福祉や社会保障の拡充、独占禁止、政治の民主化・透明化、産業民主主義や参加型民主主義を発達させてきた。これが所得・資産格差の拡大をはばみ、それまでの両極化的な階級・階層社会に制度的な歯止めをかけたのである。福祉概念が19世紀的な底辺層貧民の救済のイメージから標準労働者の安全ネットワークと生活の保障に拡張されてきたのは偶然ではなかったのである。所得、資産問題を軸に、人間の公正と平等を考えると、日本においてもそろそろ自前の近代市民型の「連帯モデル」社会像を形成していく時期にきたのではないか。このときわれわれは、この欧州における社会制度の発達をふまえるとともに、サッチャリズム、レーガノミックスを誘い出す原因ともなった、官僚機構の肥大の硬直化、「政府の失敗」にも目を配るべきであろう。これは日本ではパターナリズム発想（お「上」に従えという行政姿勢と自己責任を回避しつつお「上」になにもかも頼ろうとする旧共同体的発想）が根強いだけに、公共部門の質的改革への市民のモニタリングがつけねに必要である。このような視点のうえで、政府と民間、公共と民間の関係を見直しつつ、日本での社会諸制度の発達に最大の障害となりつつある社会負担に関する合意を得ていかねばならない。

第5-2図にみる社会イメージは、人間の個の尊厳を軸にくみたてられたものであるが、独、北欧の労働運動のもつ「全員参加・全員就労型」社会のモデルに期せずして一致することになる（ETUI（欧州労連研究所）“The future of work”、1991年）。この社会経済モデルはゆとり、仕事、くらしが両立可能で、一人当たりの労働時間は少ないが男も女も青年も高齢者も生涯にわたり活動をつづけるという持続可能なモデルを示唆している。所得・資産格差是正のための政策・運動課題はこのような社会モデルのイメージと共に提起さるべきであろう。

### 第5-2図 企業中心社会の構造



(資料出所) 国民生活審議会基本政策委員会「個人生活優先社会をめざして」

## 2. 企業型社会の歪みを正す

### (1) はじまった日本社会の問い直し

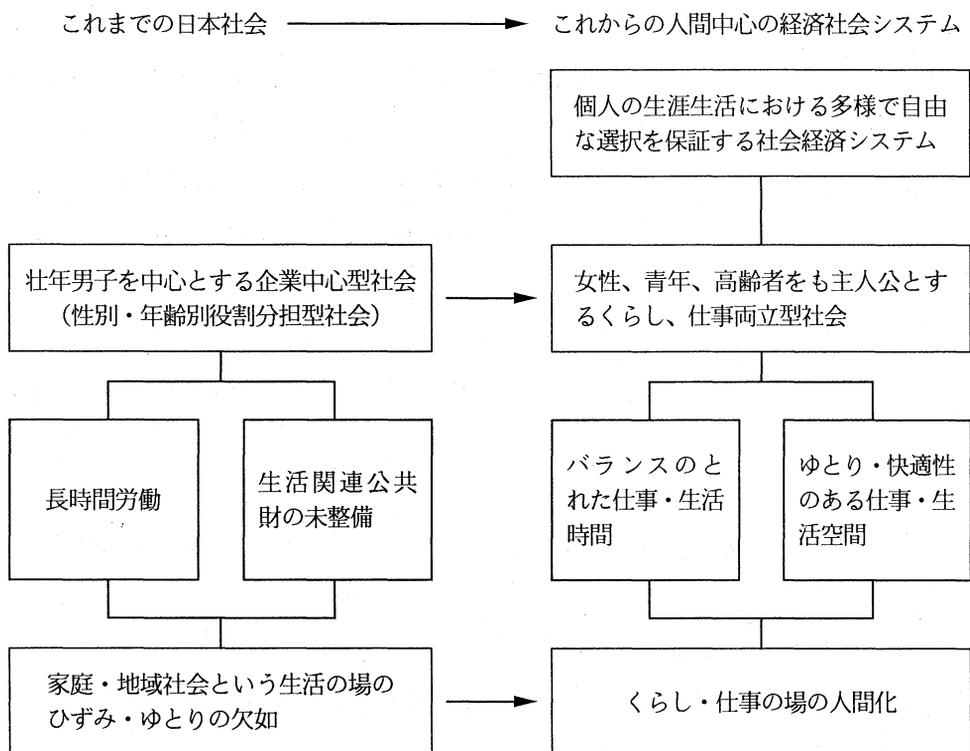
「企業中心型社会」という概念やそれにたぐいする「会社主義」とか「会社本位主義」とかいう言葉が最近しばしば使われるようになってきている。これをキー概念とする「講座」体系の出版もおこなわれ、国民生活審議会では「企業中心型社会」の是正を正面からとりあげた報告書『個人優先型社会をめざして』（1991年11月）が出され、1992年～1997年の新中期経済計画「生活大国5ヶ年計画」（1992年6月）にもその基本的考え方が盛り込まれるようになってきている。

これは日本にとって1980年代のあり方の反省の意味をもつように思える。それは、二度目の石油危機を経た1980年頃から日本の企業システムは日本経済の良好なパフォーマンスと一体のものとしてエズラ・フォーゲル氏の「ジャパン・アズ・ナンバーワン」をはじめその優秀性が賛美されるようになり、日本的労使関係を含めてその「光」の部分の評価が内外で高まっていたからである。このような一般的風潮は、一部の欧米の日本観修正主義者（リビジョニスト）からの批判はあったものの、しばらくは大勢を占めており、日本的経営と日本型社会の「柔軟性」の「秘密」を学び、取り入れようとする動きも広まった。

これへの疑問が出されるようになったのは、プラザ合意後の1986年の円高不況を経験してからであった。1986年の前川レポートにはじまり1990年夏には通産省の産業構造審議会答申が「生産者優先から消費者優先型社会へ」という新たなパラダイムを打ち出し、労働省も1991年1月には「労働力尊重の時代の労働力政策」を研究会報告として出し、1992年1月にはこれは「人間尊重の時代への提言」としてさらに明瞭な主張となった。

こうした動きは、連合がその発足以来「ゆとり、豊かさ、社会的公正」をスローガンとしてかかげ、1991年秋の大会の運動方針の基調を生活者優先の社会へとしたことに対してみるとそれほど遅れてはいなかったのである（第5-3図）。

第5-3図 これまでの日本社会から人間中心の経済社会システムへ



(2) 「企業中心型社会」の発展と見直しへの転機

われわれも、この企業中心型社会を「企業をはじめとする組織の存在が拡大しすぎ、その目的や行動原理が、個人や社会のそれに優先し、個人生活の自由度が制約された社会」とする国民生活審議会基本政策委員会報告『個人生活優先社会をめざして』（1992年6月）の穏当な規定に依拠することとしたい。これは企業主義自体や日本の経営システムそれ自体を規定したものではなく、むしろこれからのぞまれる「個の尊重のうえにたつ地球社会との共生」という新たな社会パラダイムを明らかにするうえでの有効性をもつ規定だからである。すなわちこれは日本型経営や日本型労使関係それ自体の批判にはやるよりも、その総体としての日本社会経済システムの歪みを明瞭にする意味をもつものである。

この日本型経営や日本的労使関係自体の成立、あるいは「会社主義」（東大社会科学研究所『現代日本社会』運営委員会「現代日本社会の構造の特殊性」13頁、同第1巻）の成立と一般化をどの時期にみるかについては議論のあるところである。ある見解は、戦前の日本企業は現代のそれとはことなりその構造と機能はむしろ古典的な資本主義企業に近かった、この状態を変化させる大きなステップとなったのは第二次大戦の戦時経済である、とするものもある（岡崎哲二「現代日本企業の源流」）。しかし、大勢は戦後期での形成・定着を支持しているようにみえる。『会社主義』の核を従業員同士の昇進・昇格をめぐる長期にわたる競争構造とみると、それは……戦後改革期の労働組合運動が追求した「民主化」＝昇進身分差別打破の要求とそれをうけた企業の昇進格差の撤廃が……その激しい競争をうみだしたからである。競争と企業への忠誠によって、労働者の生活が改善されるという現実がなければ成り立たないものであった。これは日本資本主義の成長に依っていた」（東大社会科学研究所 前掲書13～14頁）とみるのが妥当であろう。

あるいは、「敗戦体験と貧しさ体験」を経てナショナリズムの「空白のあとに、アイデンティティーの対象として企業が入り」、その組織員に「過労」を強いる「役割行為」を構造化している」（富永健一「もう高成長はいらない——戦後日本社会はどう変貌を遂げたか」、『エコノミスト』7月21日号、1992年）というとらえ方も説得力のあるものである。

しかしわれわれは、日本的経営や日本的労使関係の標準型が戦後比較的早い時期に形成されたとしても、それが日本社会全体に対して持つ意味や影響は戦後の各時代毎に違っているように思う。

1950～1960年代においては、たしかにこのような日本型経営のあり方や労使関係の流れが、年功的賃金などの日本的雇用慣行と国家の政策や社会的諸制度の整備の立ち遅れと労働組合の企業別組合としての組織形態が相互に規制しあい、ひとつの悪循環をなすことによって、なかなか開かれた市民社会形成にスムーズに移行していかないという、欧米の近代化からは予想しえない側面はあった。しかし、国民生活審議会の定義するような企業中心型社会という認識によって当時の社会全般を一般的に規定してしまうことはまだ難しかったといえよう。1970年のOECD対日労働報告は日本の

---

労使関係の特徴を「年功的賃金、終身的雇用慣行、企業別組合」という「三種の神器」でとらえた。これは高成長のもとでの企業側での継続的事業拡大と従業員の勤労のモラル・アップのため、勤労者側からの雇用の安定と保障の要求（激的な解雇反対闘争）、加えて農村から都市に流入した初代の労働者としての独特の年齢別の生計費カーブのニーズの特徴もその条件として存在していた。すなわち都市に定着し、代々勤労者としての社会階層としてライフスタイルが存在してきた欧州とは違って、この世代の勤労者の家計へは、子弟の教育費負担、住宅の取得、老後生活の保障のための貯蓄など、これらが合わさって、中年高年になるほど生計費がかさむということになっていた。これは個人負担（しかも本人でなく親の）の大きい教育制度のあり方、土地・住宅政策の遅れ、年金の未成熟と老後生活の不安などを背景とした条件が重なったものであった。このため、企業中心型社会はこの時期からしばらくはいわば企業内の労使相互の利益としてシステムの自己発展、自己増殖されたものとみるべきであろう。その背景には企業を「イエ」とみたてるような伝統的な文化観があったことも否定できない（「企業型中心型社会」の成立、それによる歪みは第5-2図を参照）。同時に、このようなあり方にはつねに強力な批判勢力も存在し続けていた。

この企業内的なミクロ的展開は、賃金決定についてはマクロレベルの春闘の「社会的相場」とタイトな労働市場条件のもとでのフィードバックをもつことによって、本来的産業間、企業規模間での所得分配面での歪みを拡大するミクロの自己展開の可能性をもちながらも、結果的にはむしろ縮めることを可能にしたとみられる。このようなシステムが労使相互的なものだけに、日本経済にとっての危機として感じられた石油危機の時代に直面したとき、企業レベルでの調整スピードは速くしかもマスとしてみれば、雇用調整に直面した層についても解雇やレイオフを最小限にして出向・配転での労働条件の低下を緩和することを可能にしたようにみえる。

そしてこのことが国際的にも優位性をもつという自覚のもとで、企業中心型社会の発想と特徴が「正統性」を獲得し、一社会的にみられるようになったとみるべきであろう。したがってこうした「企業中心型社会」という概念で日本の経済社会システムをとらえられるようになったのは、むしろ近年のことであるとみるべきかもしれない。

このことの限界・矛盾がマクロ面で明示的にあらわれたのは、二回の石油危機と円

高不況の後、「前川レポート」によって、内需主導型経済への転換が要請され国際経済社会への適応を含め賃金、時短の改善の必要性の指摘がなされ、「マクロとミクロのズレ」が注目されるようになってからであろう。しかしそのような指摘がなされても、その「企業中心型社会」システムがもつ内的な自己発展の動力によって、従来からの「惰性」は引き続いたのである。すなわち、これは労働条件改善、生活条件改善への社会的拮抗力の改善は遅れたと言い換えることもできる。

また、労働時間の短縮に対する改善努力がおくれ、職場の労働者の「仕事の満足度」が先進国のなかでも低い現実がありながら、これを「集団主義でカバーしている」（駒井 洋『日本的経営と異文化の労働者』51頁、有斐閣、他）歪みがあるのは、戦後労働運動が欧米労組とは違って、「労働時間」や「仕事」を含め雇用・労働における近代的な権利・義務関係について、また労組の労働条件決定の社会性を含む「労働世界」のパラダイム形成に成功しなかったことも関わっているように思われる。

いずれにせよ労働組合自身のあり方もここで回避しえない課題であることも明らかになったといえよう。

### (3) 是正の考え方と課題

#### ① 各レベルにわたる是正課題

このように、日本の現在の経済社会システムに組み込まれてきた企業中心型社会を、より人間中心のものに改革していくには、多面的な改革をつみあげていくことが必要である。さきの国民生活審議会基本政策委員会報告は、企業中心型社会の弊害として、自分の企業という「組織の成功だけを重視する風潮」、くらしや仕事のスタイルとしての「長く広範な拘束と組織的な無駄、非効率」、発想やイデオロギーにも関わり「生活全般の企業への依存」などにわたる問題を指摘しつつ

ア) 人間自身の「会社人間化」、

イ) 賃金、フリンジベネフィットの格差、法人企業の含み資産の拡大などの「分配、格差の問題」、

ウ) 競争ルールの歪み、企業による個人需要の排除などの「資源配分の歪み」をあげている。

---

つまり、企業中心型社会は人間のくらしの歪みと社会的資源配分の歪みをもたらしているという大きな基本的な点を指摘しているようである。

これらをふまえると、その改革には次の5つのレベルの同時並行的な改善努力、自己改革努力が必要となる。

すなわち

ア) 企業内の労使関係のあり方を含む改革、

イ) 企業と企業の関わり方(含む系列)、

ウ) 企業と行政との関わり方、あり方の見直しと改革、

エ) 企業と消費者、企業と社会との関わり方、そしてそれらをつなぐ

オ) 個人の尊重と自己責任原則に立つライフスタイルの確立、

などにわたることになる。

この5つのレベルの改革には、日本の国家政策や経済、社会がこれまでの明治維新以来の日本の「開発主義」、産業優先主義というナショナル・ゴールともいえるような傾向を累積させている現実に向かい、自己改革することがもとめられるもいえる。すなわち、近年にいたるまでの政府と行政による政策システムは産業の育成と振興に重点があり、企業にはこの行政の支援をえながら欧米企業にキャッチアップしていくことがまず第一義とされていた。労使関係は社会に向けて開かれるのではなく、企業内の私ごと、私的事項とされる雰囲気が強かった。この中で、経済活動の目的が人間のくらしや公正、多様性の尊重、品位ある社会の形成にあることが忘れ去られがちとなった。

社会経済政策の運営の優先順位が産業優先、企業第一となっていたことを軸に、税制、産業政策、雇用労働政策の執行・運営も、社会に開かれたかたちではなく殆ど企業経由で行われ、勤労者個人の自立や援助をすすめ、労使対等関係を保障するというのではなく、結果的に企業中心型社会をむしろ重層的に深める方向で運用され、これが累積されてきたのである。こうしたもとは、企業と企業、企業と消費者との間についても公正さや透明性は殆ど第二義的な位置におかれたままであった。

日本型システムについての問い直しは次第に広がり、最近では経営者のなかでも議論が交わされるようになってきている。盛田論文「日本型経営が危ない」(『文芸春

秋』1992年2月号)が、内外で注目された。それはこのままでは日本の産業は世界と共に生きていけないとの危機感に支えられたものであり、具体的には過当競争的な企業と企業の関係、長時間労働、低い労働分配率などの是正を提案しているからである。しかしながら、この論文はむしろ企業中心型社会の改革を主題にしているわけではなく、多くの経営者はより協調的な企業関係が日本でも必要になったという点で同感している面が強く、以上みたような企業中心型社会の是正という基本視角は欠けている。したがって「地球社会との共生」とか、「個人尊重」の原理に立って、社会と企業関係を問い直すという基本論理はこれからますます重視されていくべきなのである。

## ② 「開かれた社会」をめざす具体的課題

われわれは、企業型社会の閉鎖性が人間の自由選択権を事実上制約し、また人間中心の資源配分を歪めている現実をふまえると、すでに問題になっているいくつかの具体的課題にとりくまねばならない。これらは企業別労働組合としての労働組合運動のあり方にも共通して関わる課題である。

まず第一に企業の経営に関する情報、労働条件社会活動に関わる情報が必要以上に閉鎖的であり、それぞれ市民社会、消費者から隔絶した「島」になっている現状を是正することである。それには内外のモニタリング(監視)機能を強めることである。企業内部経営に関する監査システムがとかく内輪のものにとどまり、本当の意味での内部監査機能が確立されているところが少ない実情は、最近の一連の企業不祥事、金融不祥事があきらかにした。企業内部での自浄努力をもっと行うための制度的対応が必要である。また、形骸化した株主総会の活性化や、企業情報のディスクロージャーの拡大、経営参加を含む消費者、従業員の参加権の拡大も新たに安定した機構として検討する必要がある。

系列や取引慣行をふくむ企業間関係についても、公正で透明なシステムとなるよう監視が必要である。

第二に、企業内外に不透明で、国際的にも日本の特徴として指摘されている企業交際費のあり方にもメスを入れるべきである。円高不況後の平成景気において、企業交際費は絶対額のうえでも増大しただけでなく(1989年で約5兆円)、1989年で

---

法人利益に占める割合は5.4%となり、支払配当の割合（8.2%）に迫るものとなっている。

これが外国にはみられない企業利益の内部消費となり、人間ではない本当の人格をもたない法人が人間を支配するテコになっている面がある。交際費の損金参入を狭め、課税の対象としていく工夫も必要である。企業内フリンジベネフィットの不透明な部分にもそうした影があり、労働協約などで透明性を確保しつつ、社会的に標準化するとともに、課税逃れの資産運用の変形（豪華社宅等）については課税を厳しくすることなどで検討するべきである。

第三には労務管理または労使関係システムの見直し、改革である。

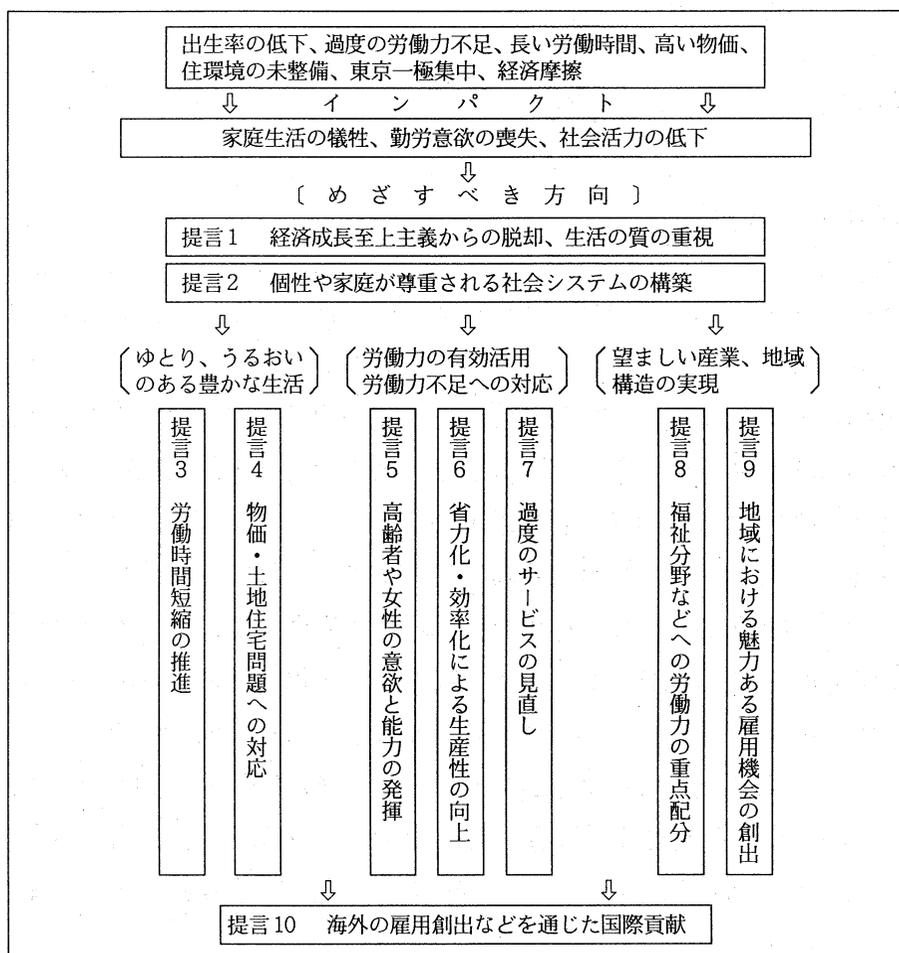
ここでは前者の点とも関わるが、これまで労働者が企業内に選択権を制限されるかたちで囲い込まれ、社会から遮蔽される結果となったようなシステムをより透明性の高い、「個」を尊重するようなものにひとつひとつ改革していくということである。

労働省、雇用問題政策会議の『人間尊重の時代への提言』（1992年）は、第5-4図に示されるような10項目に及ぶ提言を行っているが、これらはいずれもなんらかのかたちでこの問題に結びついている。われわれはこの際、企業中心型社会を補強してきた税制（企業優遇税制）、産業政策、社会保障、労働行政のシステム（含む執行）についてひとつずつ具体的な検討を行い、この改革を社会的諸制度の拡充と接続による補強を含めて行う必要がある。

### ③ 不可欠な産業民主主義

われわれはこれらを見る際、貫くべき問題意識は、1)勤労者個人にとってより開かれた、リターンマッチの効く、透明性の高い制度、慣行、それぞれにとって選択権を広げるようなさまざまな工夫が拡大するべきことだということである。やはり、そのためには企業内的な属人的評価基準から、より職能、職の権利を明示するような仕事の能力を軸とした社会的評価を広げていかなければならないのである。昇進、昇格についてや定年制度や退職金のあり方も労働者の側での選択肢を広げうように改革するべきである。

第5-4図 人間尊重の時代にふさわしい新たな社会システムの構築にむけて



(資料出所) 労働省雇用問題政策会議報告

またこれらを含め、これまでのマイクロ・コーポラティズム（ペンペル・恒川「労働なきコーポラティズムか？－日本の奇妙な姿－」、シュミッター、レームブルッフ『現代コーポラティズムⅠ』邦訳239頁以下、木鐸社1984年）に代えて、2)新たな（マクロ的な）労使対等の産業民主主義を構築するという努力が欠かせないと思われる。

結局は労働組合自身が「企業中心型社会」を大胆に見直し、自己努力を行う勇氣

---

をもつことを欠いては、このような改革が円滑にすすむことは期待しがたいのである。

### 3. 税制をつうじた公正な分配

#### (1) 資産課税の是正がカギ

所得・資産格差の是正の一つの方法として、税制面からの分配是正を検討してみることも必要である。しかし所得税・住民税については、すでに1989年の竹下税制改革によって、懸案の税率表の15段階から10%~50%の5段階へのフラット化をはじめとして、基礎控除35万円、配偶者控除35万円、扶養控除35万円、配偶者特別控除35万円、扶養割増控除10万円等の引き上げ・新設などを含む相当抜本的な税制改革が実施され（住民税についてもほぼ同規模の税制改革があった）、今後は減税政策による控除額の変動などは考えられるが、当分大規模な改革は予定されていない。

その際最高税率70%から50%への引下げは高所得者層優遇、配偶者特別控除は女性の社会進出を妨げる等の批判もあったが、税率構造の簡素化によって一般の勤労者の税負担の“累増感”の緩和がはかられたといえよう。しかし同時実施された消費税と合わせたトータルな税負担でみると87年に比して、年収700~1,000万円層の減税率は10%以上、400~700万円層で7~8%、300万円層以下で2.5%（「88税制改革のシュミレーション分析」政策構想フォーラム・1988年）となり、所得再分配は弱まったとの指摘もおこなわれた。

この原因の一つには、高所得者保有の資産性所得の把握と課税の不十分さに問題があったと考えられる。そこでここでは、所得税・住民税の改革問題は、一段落したものとみなして、「所得、消費、資産にバランスのとれた税制」という近年の税制改革の理念からいえば、今後の主要課題となっていくであろう資産性所得に対する税制による再配分を問題にしていくこととする。

1980年代後半からの国民資産の増大の中心は、金融資産の中の株価と実物資産の中の地価の高騰によるキャピタルゲインの増加であった（第2章）。このため株式と土地など資産を持つ者と持たない者との間で資産・所得格差が拡大した。1990年代から

の株価と地価の下落の中で、格差の拡大はとまったが、それまでの格差が固定化したことが考えられる。また巨額のキャピタルロスも発生し、資産格差は縮小傾向になったといえるが、上昇期にキャピタルゲインを取得した者と下落期にキャピタルロスを被った者とは異なり、依然として格差は存在していると考えられる（第2章）。

この意味で資産性所得の課税による富の再分配は、バブル崩壊後の今日でも必要な課題である。また適正なキャピタルゲイン課税の制度化には、制度改革の影響の少ないバブル崩壊の時がチャンスでもあろう。

すでに資産性所得の内、利子・配当などインカムゲインについては、1988年税制改革でマル優（小額貯蓄非課税制度）が、65歳以上高齢者の貯蓄、勤労者の財形貯蓄などを除いて廃止され、20%の一律分離課税となった。その際利子・配当も他の所得と合算して総合所得課税すべきとの議論もあったが、利子所得の把握困難を理由に分離課税となった。この一律分離課税は、高所得者中心の架空名義によるマル優悪用の排除効果はあったが、高所得者も低所得者も同税率とされたため、税負担の垂直的公平を歪めたとの批判もあった。このようにインカムゲイン課税も制度改革としては一段落して、いまキャピタルゲイン課税が残された主要な課題となってきているのである。

## (2) 総合課税が望ましい株式キャピタルゲイン

### ① 問題な高所得者と企業のキャピタルゲイン

株式のキャピタルゲインは、家計部門（個人企業含む）では株価の上昇により1989年に39兆円となったが、90年（1～3月）には株価の下落で48兆円のキャピタルロスとなったと推計されている（「90年経済白書」）。また一世帯当たりの平均株式保有は、90年で183万円となり、前年より大幅に低下し、家計の金融資産に占める割合も10.8%に下がっている。しかしこのキャピタルゲインの帰属先は正確に捕捉できず、課税実施が不十分である。また年間収入5分位階級別にみた株式を含む有価証券の保有割合は、高所得者層ほど保有割合が高くなっていることから、これらキャピタルゲインは、高所得者層に大きなウェイトで帰属していることが考えられる（同上）。

一方企業のキャピタルゲインは株価の形成をつうじてすべて個人株主に帰着する

---

という議論もあるが、企業の株価総額174兆円（88年末）の25%しか株主に帰着していないとの推計もあり、最終的に株主に帰属しない企業の金融資産は無視できない額にのぼっている（同上）。これまでのキャピタルゲインの原則非課税（1953年以来）のもとで、企業が所得課税対象である配当よりは内部留保増大による株価への反映を指向してきた結果、株主に帰着しないキャピタルゲインが増大してきたと考えられる。わが国の株式保有は、個人保有23.1%、法人保有68.5%（90年）で、法人保有優位にあり企業のキャピタルゲイン課税が重要課題となっている。

## ② 総合課税への移行が課題

1988年“画期的”ともいわれたキャピタルゲイン課税が実施されたが、そこでは申告分離と源泉分離（みなし）課税の二つの選択方式が採用となった。申告分離は、株式譲渡益が5%も儲かっている者が、キャピタルゲインを申告した場合、国税20%と地方税（住民税）6%を合わせて26%課税とするものである。源泉分離は、キャピタルゲインが5%であるとみなしてそれに20%かけるということで売却額に1%課税するものである。これとの関係で有価証券取引税の0.55%は0.3%となり、結果的にキャピタルゲイン課税は、1.3%となった。申告分離を選択すれば、キャピタルゲインからキャピタルロスを差し引くことが可能であるが、ほとんどは源泉分離を選択しているのが実態であろう。結果的には従来の有価証券取引税と大した違いはなく、これでは所得課税とその再配分機能の効果はほとんど期待できない。

もともとキャピタルゲイン課税は、土地の“増価”に対する課税を起源として意外な利得や投機利得などをアンフェアな利益と根拠付けて課税してきたとされている。しかし西欧諸国を中心に株式会社制度が発達するにしたがい配当所得となるべきものがキャピタルゲイン化し、これを非課税にしておくとも租税回避が生じることから、キャピタルゲインも所得課税されるようになった。株式会社の発達したアメリカではすでに1913年以来所得課税として実施されている（「税制改革の潮流」神野直彦・1990年）。

わが国でも戦後の「シャープ勧告」（1949年）によるキャピタルゲインの総合所得課税方式から出発したが、その後資本市場の育成などを理由に、短期譲渡所得は投機的利得として位置づけ全額課税、長期譲渡所得は半額課税という現在の方式に変

わってきた。しかし長期軽課は、株式の売却時期を遅らせいわゆる凍結効果を引きおこすことも指摘されており、その回避のためには保有期間に関係なく税率を一定にすべきとの議論もでている。

89年改正のキャピタルゲイン課税の根拠も所得課税重視よりは、依然として投機的利得重視に重点がおかれたままである。本来株式のキャピタルゲインは、フェアな市場を前提とするかぎり、投資家（企業・個人）がリスクを支払った結果の所得であり、アンフェアな不労所得として課税を根拠付けるのは無理があるだろう。株式のキャピタルゲインは正当な所得として根拠付け、他の所得と合算した総合所得課税とし、それを通じた所得の再配分をはかるのが適当である。その際キャピタルロスも、当然総合所得の中で調整されることになる。さらに非上場の株式についても、納税者番号制度確立などで捕捉していく必要がある。

### (3) 土地のキャピタルゲイン課税

#### ① 土地投機を助長した優遇税制

土地のキャピタルゲインは、家計部門（個人企業含む）で88年に121兆円発生した（未実現含む）。これも90年以降の土地価格の下落によって相当のキャピタルロスが発生していると考えられる。しかし土地を中心とした長期譲渡所得の収入階級別分布の不平等度は高まっており、土地を持つ者と持たない者との間の格差は拡大した。しかし世帯ベースで見ると地価上昇によってキャピタルゲインを取得できる世帯は限られている。自宅の他に運用資産として貸家を保有する世帯は、全普通世帯の3.6%、現住所以外の宅地所有世帯は10.7%に過ぎない。勤労者世帯の持ち家率も63.2%で、法人経営世帯84.7%、個人経営者世帯87.6%よりはるかに低いのが実情である（「90年経済白書」）。

一方地価高騰の中で、法人の土地保有が顕著に高まったことから、法人の未実現を含めたキャピタルゲインは、巨額に達したと考えられる。他の預貯金などの資産と比較した土地の優遇税制が、企業の土地保有による節税効果や土地担保効果を求める土地投機行為の原因となっていることは否定できない。

1979年税制改革以来、現行の土地・建物のキャピタルゲイン課税は、個人の場合

---

2年以内の短期譲渡所得に対して52%（住民税含む）、5年超26～32.5%（住民税含む）、法人の場合2年以内の短期譲渡所得に対して85.17%（法人税・法人住民税・法人事業税含む）、5年超30%の課税となっている。これは短期譲渡所得を重課して、土地投機を抑制することが意図されている。しかし5年をこえての長期譲渡所得を軽課しているため、土地の保有期間が長ければ大半のキャピタルゲインが取得可能で有利になり、土地供給の制約となっているとの指摘もあり、株式の場合と同様に保有期間に関係なく税率を一定にすることが考えられる。

## ② 不労所得の土地キャピタルゲイン

土地のキャピタルゲインの上昇は、株式と異なり、公的部門による周辺地域の社会資本整備、土地利用計画実施などに起因するもので、土地所有者個人の努力、リスクとは全く無縁のアンフェアな不労所得といってよいだろう。こうした「濡れ手で粟」の土地のキャピタルゲインについては、短期譲渡所得の重課税だけではなく、実現・未実現を問わず100%課税とし、富の集中と偏在を排除すべとの議論も基本的には納得できるのである。そうすることによって土地の投機を抑制し、公的部門を中心にした土地利用計画、公共投資による社会資本の形成などが促進されるであろう。

企業の土地所有による未実現のキャピタルゲイン（含み資産）の発生は、土地が時価ではなく簿価（取得時価格）で評価され、課税されるという税法上の問題もある。金融機関からの土地担保融資は、時価で評価されるため企業は経済合理性にもとづき、当然この含み資産を活用して「土地買いあさり」との批判を呼びながらも土地投資活動を強めることになる。土地課税の適正な評価額への改革として1物4価（実勢価格、公示価格、固定資産税評価額、基準地価）の是正が必要であろう。

また地価評価に混乱をきたさないようたとえば台湾で実施されている地価の本人申告制（低すぎる申告価格の場合、公的部門がその価格で土地を取得できる）の実例、含み益税（譲渡税率×利子率×含み益）の延納利子制（土地を譲渡しない場合、譲渡税を延納したとみなして毎年延納利子を徴収する）などの提案も検討してみる必要がある（岩田規久男）。

さらに土地市場では、巨額の含み資産の活用可能な企業と資金力の小さい個人は、

対等な競争者、市場当事者とはなりえないのが実情である。個人に必要な住宅用の土地と収益を目的とした企業の土地の市場の分離、住み分けのシステムも考えられてよい。

#### (4) 避けられない納税者番号制度

キャピタルゲインの正確な捕捉にはコンピュータ活用による納税者番号の制度確立が不可欠である。わが国では1989年の税制改革の際に5年後に納税者番号制度の見直しの約束ができており、政府税調で検討課題になっている。先進諸国で納税者番号制度が未確立なのは、日本とスイス（マネーロンダリングがあるためか）である。日本では株式の購入と売却が異なる証券会社で行われる場合、現行の税務執行体制では、本人確認、名寄せ等に必要な職員配置、税務コストのため税務当局の捕捉が困難といわれてきた。

かつてこの点の打開策としてグリーンカード制導入が論議されたとき、キャピタルゲインなどの所得捕捉を回避したいと望むグループとプライバシー保護を求めるグループの全く逆方向からの慎重論、反対論が交わされる中で、グリーンカードの制度化が断念された奇妙な経過がある。もちろん、キャピタルロスをどう扱うかの議論で、デッドロックに乗り上げたことも大きな要因であった。しかしプライバシー保護を前提にした制度化が実現できなかった理由は不明である。勤労者はすでに源泉徴収制度によって完全に所得を把握されており、所得に関してはプライバシーはまったくないので納税者番号制度に反対する理由はない。所得把握以外の目的外利用を危惧しているだけである。

アメリカではすでに社会保障番号を使用して株式売買、預貯金口座を把握し、雇用者識別番号で勤労所得を把握しており、資産性所得の8割が捕捉されているようである。わが国でもたとえば住民登録制度などを活用し、取引者の名義を番号化してコンピュータに登録し、証券会社は株式の取引の際は番号を税務当局に届ければ済み、キャピタルゲインは十分捕捉可能である。その際目的外の番号利用を厳格に法規制し、所得以外の個人情報の保護を制度化し、市民のプライバシー保護に万全を期す必要があることはいうまでもない。

---

## (5) 再分配効果のある相続税・贈与税

### ① 問題な相続・贈与税緩和

相続、贈与は、配偶者間については人生の苦楽を共にしてきたことは正当に評価され、容認されるべきことは当然であろう。しかし親子間については、親子間の人情もあるが、受け取る者が本人の努力なしに、偶然に資産を受け取ることになるため、全くの不労所得となる。こうした家族内の資産の移転を非課税のまま放置すれば、相続、贈与を受けた者と受けない者が人生、社会への出発点で、本人の責任の及ばないところで格差がつき、しかもこの格差が世代間にわたって拡大していくことになり、不公正といわざるをえない。個人の資産形成のあり方からみても問題であり、また勤労意欲や社会の活力維持の観点からも決して望ましいとはいえない。その意味で、適正な相続、贈与税制度が必要になってくるのである。

わが国では世帯主70歳以上の持ち家世帯の平均年間収入は551万4千円、貯蓄現在高は2千万円、住宅宅地資産額は約9千万円（3大都市圏では約1億6,600万円）である（「91年国民生活白書」）。高齢者の貯蓄意欲、資産蓄積は旺盛であり、しかも遺産動機も強いため親の株式、土地・住宅などの資産が子供に相続、贈与の形で相当程度移転していると考えられる。最近、親子間の相続、贈与を親子間の情愛の観点から容認していく議論もあるが、資産の世代間移転による格差拡大を防ぐ適正な相続、贈与税制度の必要性は否定できないであろう。

相続税、贈与税は、不労所得に適正課税することでアンフェアな富の集中を直接的に排除し、世代間の分配の公正を確保する直接的効果がある。わが国では1949年の「シャープ勧告」で富の集中排除を目的に累積統合課税（資産の分割所得の排除のため、過去の資産移転すべてを累積課税する）を提案した。しかしその後、税務執行上の困難を理由に累積統合課税の廃止（相続税は3年以内の累積課税、贈与税は廃止）、農家・自営業者の相続困難を理由とした法定相続分課税方式（課税価格の総額から基礎控除を引いた分について法定相続人が民法に規定する相続分を取得した場合を想定して税額計算する）の導入などがおこなわれ、遺産分割効果、富の集中排除効果が徐々に薄められてきた。

さらに1989年の税制改革では、最高税率の75%から70%への引下げ、課税最低限

の3,200万円から6,400万円の引き上げなど相続、贈与税の一層の緩和が実施された。さらに現行制度にはほかに長子相続による遺産分割の不徹底、生前贈与、住宅資金贈与の軽減措置などのループホールもある。このような一連の緩和策は、強い累進度などをもとにした相続税固有の公正な再分配効果を弱めるものといわざるをえないであろう。

## ② 土地・住宅・教育の相続、贈与

現在相続税、贈与税は、株式など金融資産は原則的に時価評価（上場株式は、相続・贈与開始時期の終値か以前3か月の各月の終値平均値の最低価格）であるが、土地は路線価（実勢価格の約8割が公示価格、公示価格の約8割が路線価）で評価、建物は固定資産税評価額（公示地価の約4割）で評価、課税される。この土地に対する実効評価の低さとともに金融資産と比べた税制上の優遇措置が、相続・贈与に当たっての土地選好を高め、結果として資産としての土地需要の促進、土地価格の上昇の一因ともなっている。金融資産と同様に時価評価にできるだけ近づけるような改革が必要である。

とくに大都市圏の勤労者では、「相続による持ち家取得者」と「相続による持ち家取得の見込みの者」を合わせると29歳以下で25.8%（91年「資産格差」調査・労働省）に達しており、持ち家取得の公正確保のため、建物の相続税評価額も時価評価に近づけていく必要がある。

土地の相続、贈与に係わる時価評価に反対する議論として税金支払や家業継続の困難があげられるが、本来自分の資産、家業は自らの努力と責任で築くことが公正な社会の基本であろう。しかし相続税負担の困難が原因となって地域コミュニティの崩壊などが招来されるような場合は、土地の“保有権”は公的部門の所有として“利用権”の相続を容認する（地代を支払う）新しいシステムの創出も考えられてよい。そうなれば土地価格高騰の首都圏などでの自営業者の営業継続も可能である。むしろ地価が低下して、一からやり直せる新しい条件もでてくる可能性もある。

また個人の手放した土地の法人への集中を排除し、公的部門の土地利用などを促進するために土地の寄付税制、物納の時価評価などの改革も必要である。さらに一方赤字法人の資産評価（含み資産も含む）を明確化して、法人税のタックスベース

---

を拡大させ、課税回避の縮小をはかる必要もある。

さらに贈与税の対象となっていないが、親の子供に対する教育費支出を通じた家族内の資産移転がある。親の消費支出に占める教育費支出は増大傾向にあり、しかも年間収入階層別にみると高所得者層の方が低所得者層より教育費支出の割合が高くなっている（家計調査）。また樋口義雄氏によれば、大学出身者は以前にまして高所得層に集中する傾向があり、入試の難しい大学では親の平均所得も高くなっており、偏差値の高い大学の卒業生は生涯所得の高い産業に就職する割合が高く、期待生涯所得は高く推計されているのである（「教育を通じた世代間所得移転」）。こうした点からみると教育を通じた世代間の所得移転がおこなわれていると考えられるのである。幼児時期からの有名塾所属による受験競争の激化、医者の子供の入学者が多い私立医科歯科系大学の高額寄附金などの事例をみると一定限度をこえた親の子供に対する過大な教育投資が贈与税非課税となっているのは国民的にも納得がいかない問題であり、課税対象とするのが当然である。教育費減税もサラリーマンの賃金と生計費ギャップからくる要求であるが、こうした観点に立てば、むしろ奨学金、教育ローンの充実とくに所得階層別の奨学金制度の確立の方向を追求するのが適当といえよう（「不平等の経済分析」高山憲之・1982年）。

#### 4. 住宅政策と労働者の資産形成

##### (1) 大都市の持家政策の転換

1980年代後半における地価の高騰によって、特に東京圏においては、平均的な勤労者（家計調査による平均年収659万円、首都圏では740万円、1991年）にとって、通勤に便利な地域における持家取得はほとんど困難になった。最近の地価、住宅・マンション価格の下落により、一時に比べ住宅取得価格は低下したが、なお取得可能な水準にはほど遠い。

こうした状況の中で、従来の持家中心政策による勤労者の住宅政策の是非等、勤労者の住宅問題について、以下考えてみることにする。

## ① 勤労者の住宅の現状 —— 高い持家率

勤労者世帯の持家率は全国平均で63.6%、地域別にみると北陸（79.5%）、東北（68.1%）、東海（67.7%）等で高く、北海道（42.1%）、中国（54.1%）等で低い（1991年、総務庁「貯蓄動向調査」）。大都市圏別には、京浜（66.4%）、中京（64.4%）、京阪神（58.6%）、北九州・福岡（52.7%）となっており、東高西低である。世帯主の年齢階級別には、年齢が上昇するにつれて持家率も上昇し、30～34歳27.8%、40～44歳63.0%、50～54歳81.7%、60～64歳82.5%と30歳代後半から40歳代に持家率は大きく上昇する。このように、勤労者世帯の持家率は、50歳以上では8割を超える高率となり、こうした数字からみる限り、大部分の勤労者世帯は持家所有者であると言える（第5-1表）。しかし、こうした状況も、今回の地価高騰によって、特に大都市圏では若中年勤労者の住宅保有についての将来設計に大きな狂いが生じている。

第5-1表 勤労者世帯の持家率（1991年）

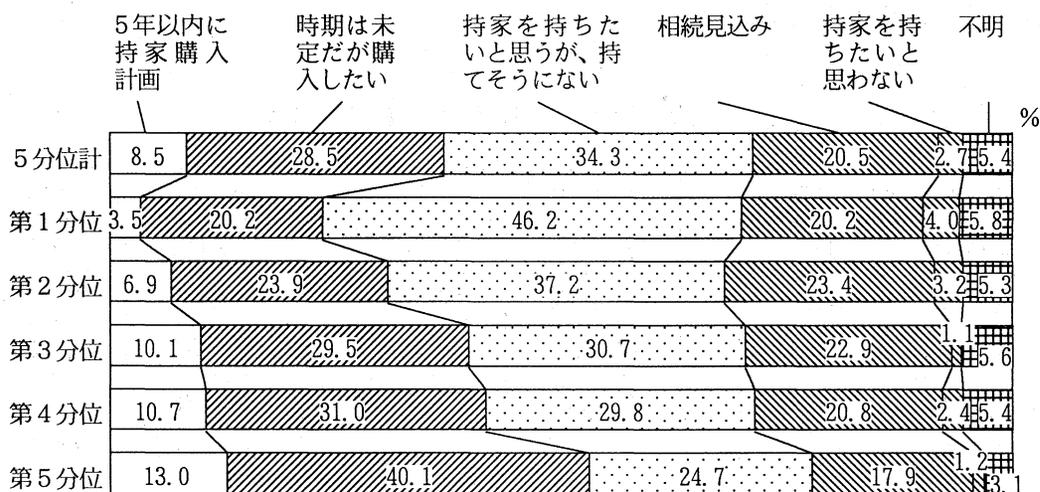
地域別 (%)		大都市圏別 (%)		年齢別 (%)	
全国計	63.6	京 浜	66.4	～24歳	0.0
北海道	42.1	中 京	64.4	25～29	23.4
東 北	68.1	京阪神	58.6	30～34	27.8
関 東	67.6	北九州 ・福岡	52.7	35～39	51.6
北 陸	79.5			40～44	63.0
東 海	67.7			45～49	75.8
近 畿	60.8			50～54	81.7
中 国	54.1			55～59	82.8
四 国	64.5			60～64	82.5
九 州	58.8			65歳～	72.9
沖 縄	56.2				

（資料出所）総務庁統計局「貯蓄動向調査」（1991年）

② 多様化する大都市圏勤労者の住宅ニーズ

東京23区、大阪市、名古屋市の3大都市圏の事業所に勤務する労働者を対象にした労働省「大都市圏における資産形成と勤労者生活に関する実態調査」（1990年11月）によると、30～34歳の非持家層の持家取得見通しは、「5年以内に持家購入計画あり」（8.5%）、「時期は未定だが購入したい」（28.5%）、「持家を持ちたいと思うが、持てそうにない」（34.3%）、「相続により持家を取得できる見込みがあるので、購入予定はない」（20.5%）、「持家を持ちたいと思わない」（2.7%）と、持家志向が強いものの、持家取得を困難とする者が3分の1強も存在する。こうした傾向は収入が低いほど顕著である（第5-5図）。

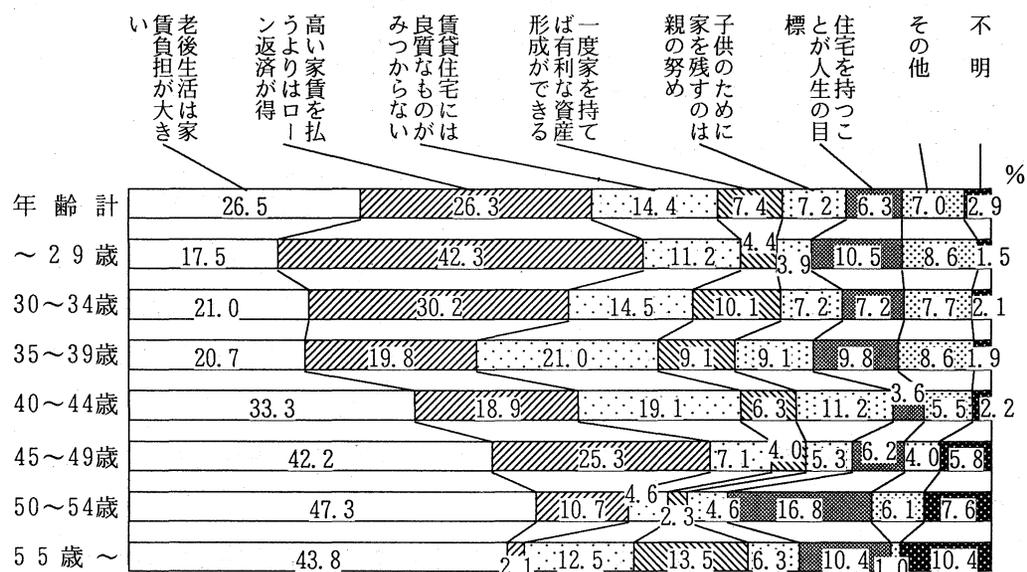
第5-5図 世帯収入5分位階級別持家取得見通し（30～34歳の非持家層）



（資料出所）労働省「大都市圏における資産形成と勤労者生活に関する実態調査」（平成2年11月）

それでは、持家を持ちたい理由が何かについてみると、若年層では、「高い家賃を払うよりは、ローン返済にあてたほうが結局は得だから」という理由が多く、年齢が上がるにつれ「老後生活は家賃負担が大きい」が多い（第5-6図）。「一度家を持てば有利な資産生計ができる」、「子供のために家を残すのは親の務め」、「住宅を

第5-6図 持家志向の理由



(資料出所) 総務庁統計局「貯蓄動向調査」(1991年)

持つことが人生の目標」という割合は合わせて約3割にとどまっており、この調査結果をみる限りでは、住宅について「所有」を重視するよりは、安心して「住むこと」ができることが重視されているともいえる。しかし、持家取得に踏み切る年代である35～39歳層では「賃貸住宅には良質なものがない」という回答が21.0%でもっとも多いことは注目されるところであり、このことは良質の賃貸住宅に対するニーズが強いことの現れであると考えられる。

③ 大都市圏における今後の住宅対策の方向

ア. 新経済計画における住宅政策

経済審議会が1992年6月25日に答申した新しい経済計画「生活大国5か年計画—地球社会との共存をめざして」では、大都市圏における住宅・宅地供給の促進として次のように記述している。

「特に大都市圏では地価が依然として高水準で中堅勤労者の住宅取得が困難となっていることから、東京を始め大都市圏においても、勤労者世帯の平均年

---

---

収の5倍程度（諸条件の下における住宅の取得のために調達可能な資金額）を目安に良質な住宅の取得が可能となることを目指して、できる限りこれに近付けるよう、適正な地価水準の実現を図るための総合的な土地対策を着実に推進するとともに、住宅対策等の諸施策の充実を図る。」

「東京等大都市圏における強い住宅・宅地需要の分散を図るとともに、広域的計画に基づく計画的な宅地開発等により、住宅・宅地供給を促進する。その際、1991～2000年度の間首都圏での建替えも含めた住宅供給戸数を東京都心から0～30kmで約260万戸、30km～50kmで約145万戸、50km以遠で約25万戸、合計431万戸とするなど通勤可能な地域において大量の住宅・住宅地の供給を促進する。

大都市の都心部や鉄道沿線等については、中高層共同住宅を基本とした土地の有効利用を図る。」

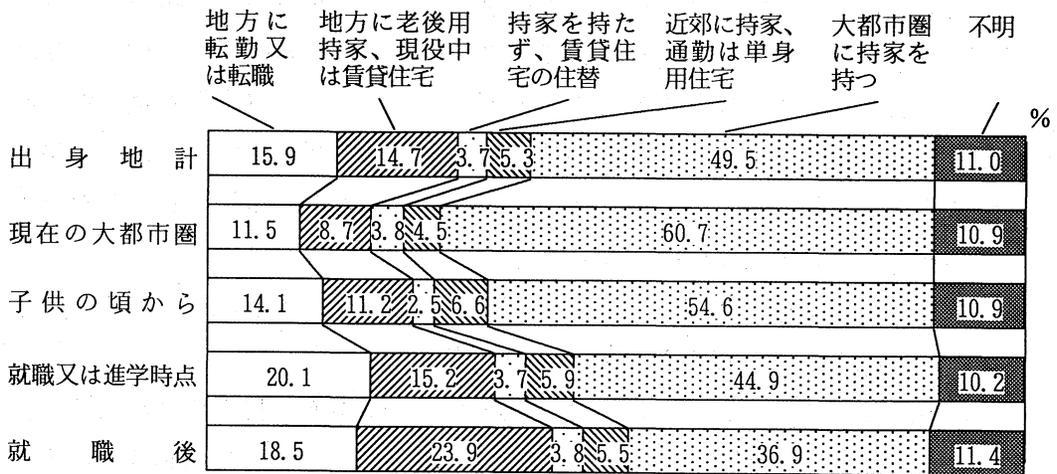
このように、土地・住宅政策については数字をあげて具体的に記述されているが、たとえば50km内の406万戸の中身（持家なのか公共賃貸・分譲なのか、国、地方公共、民間の役割分担、都心から50キロといっても果たして常識的な通勤時間範囲内にあるものか等）、供給される住宅の質等なお詰めていくことは多い。今後こうした点に留意して、この計画が着実に実現されることが望まれるが、特に東京圏においては、この計画に書かれていることに加えて、より多様な住宅対策の展開が必要なのではないか。

#### イ．勤労者の住宅ニーズの多様化

前出の労働省「大都市圏における資産形成と勤労者生活に関する実態調査」では、住生活スタイルの志向が出身地によってかなり異なっていることが示されている。出身地が現在の大都市圏である勤労者は約6割が大都市圏に家を持つことを希望しているが、就職によって大都市圏に出てきた勤労者は、「地方への転勤又は転職」や「地方に老後用持家、現役中は賃貸住宅」が合わせて42.4%を占めており、こうした層は必ずしも大都市圏での持家取得を望んでいない（第5－7図）。

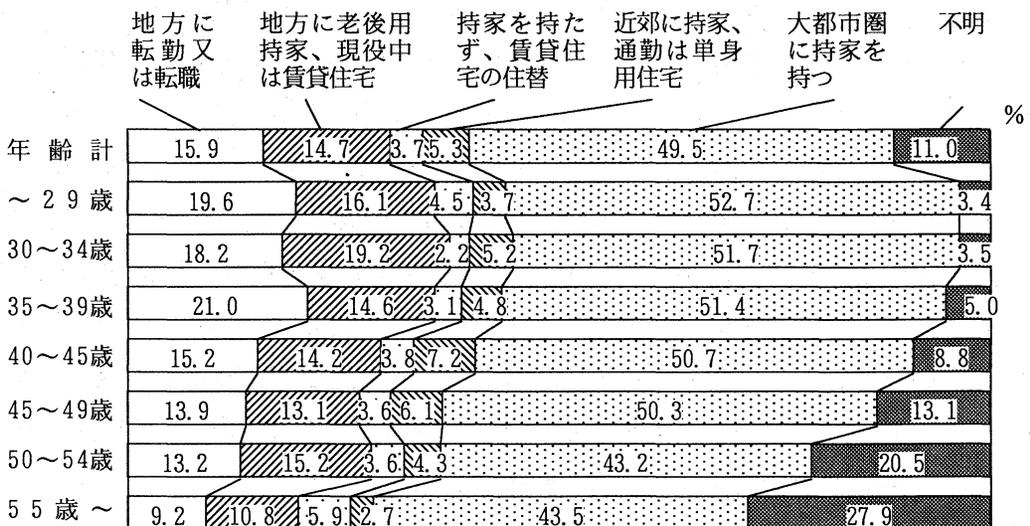
また、実際にどのような住宅に住むかについてのニーズは、若年期、中年期、壮年期、引退後でそれぞれ異なるものであり、勤労者生活のライフステージに応じて住み替えを行っていかうと考えている勤労者も多い（第5-8図）。

第5-7図 出身地別住生活スタイルの志向



(資料出所) 総務庁統計局「貯蓄動向調査」(1991年)

第5-8図 年齢別住生活スタイルの志向



(資料出所) 総務庁統計局「貯蓄動向調査」(1991年)

---

こうした多様な考え方に対応していくためには、強い持家需要を満たすための対策の充実とともに、従来からの公的賃貸住宅の供給の促進のほか、以下のような多様な住宅対策が必要であろう。

ウ．多様な住宅政策の展開

a) 借上げ型共同社宅の普及促進

社宅は勤労者の生活を過度に企業に依存させ、転職の自由を阻害するなどマイナス面も大きいものの、特に住宅価格が高騰した東京圏では、社宅は緊急避難的措置として重要な意義を持つものである。中でも、日経連と連合が共同で推進しているNR住宅は、従来の社宅の弊害として指摘されている日常生活と企業との関係を希薄にし、社宅に関する企業規模間格差の是正に資するなどの利点が多く、その進展が期待される。

b) 老後用住宅の安定確保

・財産形成としての終身利用権方式の制度化

勤労者の住生活スタイルの中に、現役中は大都市圏の賃貸住宅に居住し、老後は地方あるいは大都市圏周辺部に老後用住宅を取得する意向がみられるが、これに応じていくためにも、財形住宅貯蓄の非課税限度額の大幅引上げ（現行500万円）を実現するとともに、退職後居住型住宅融資制度の拡充（現行は定年前3年以内等の条件がある。）、大都市圏の賃貸住宅居住者に対する地方の住宅情報の提供事業の発展（平成4年度から東京近県について開始）のほか、現在は財形制度の「財産形成」（預貯金の預入、金銭の信託、有価証券の購入その他の貯蓄をすること及び持家の取得又は改良をすること－「勤労者財産形成促進法第2条」）に含まれていない「終身利用権」の購入を財形制度の対象に加えることを検討していくことが必要である。終身利用権は、現在のところ確立された定義はないが、実態的に規定すると、「住宅供給事業者へ一時金を支払う対価として、本人あるいは夫婦が死亡するまで、指定された専用住宅（空間）を居住の目的で利用できるとともにその他の共用施設を当該施設利用規則に従って他の居住者と共同して利用することができる契約上の権利」（労働省「資産格差と勤労者生活に関する研究会報告書」91年11月）である。

この終身利用権方式は民間の有料老人ホーム事業においてすでに普及しつつあるが、住宅を遺産として子供に相続することを考えない勤労者層に対しては、一般の住宅供給方式として制度化し、財形制度上もその対象としていくことが検討されてよい。

・ジェネレーションシェアリングによる終身利用権型老後用住宅

先の労働省の研究会報告書においてジェネレーションシェアリングによる終身利用権型老後用住宅構想が提案されている。その骨子は、次のとおりである。

- 1) 主に借地方式により、大都市近郊あるいは地方に土地を確保
- 2) 高齢者向けの介護・医療ニーズを念頭においた街づくり計画に基づき、2世代の高齢者夫婦が利用可能な良質な住宅を建設（耐用年数50年程度、途中で内装の全面リフォームを実施）
- 3) これを高齢者に終身利用権方式により供給（第1次居住者）
- 4) 団塊の世代は老後に第2次居住者として終身利用権を購入するための資金を財形制度の一形態として積立
- 5) 終身利用権価格は、初期建設費とその後の維持補修費、第2次居住者入居次のリニューアル費用等を2世代で分担することにより第1次、第2次居住者ともに価格の低廉化を実現

この構想の実現までには、1次居住者と2次居住者の数、希望居住地、時期等のマッチングのためにはかなりの規模の事業を想定する必要があること、長期にわたる事業であるため事業の安定性が重視されること、初期投資に必要な資金を安定的に確保する必要があること等、課題も多いと想定されるが、さらなる検討が望まれる。

④ 東京一極集中の是正と首都機能移転

ア. 拡大する地域間住宅価格

民間分譲住宅の平均購入費を建設省「民間住宅建設資金実態調査」によってみると、1987年において全国平均で2,922万円、南関東（埼玉、千葉、東京、神奈川）で3,505万円、大都市圏を除くその他地域で2,294万円であったのが、1991年にはそれぞれ4,763万円、6,073万円、3,370万円となり、この間に全国平均で

---

---

2.63倍、南関東で2.73倍、その他地域で2.47倍に上昇した。1991年における南関東の購入はその他地域に比べて1.80倍となり、1987年の1.53倍からさらに格差が拡大した（第5－2表）。

このように、今回の地価高騰によって、東京圏における住宅購入費は全国的にも特に大幅に上昇し、これから東京圏で住宅を取得することを一層困難にしている。こうした状況を改善していくためには、東京圏における住宅需要を他の地域に分散していくことが必要である。この観点から東京一極集中を抑え、国土の均衡のとれた発展をはかっていくことが極めて重要な課題である。

#### イ. 首都機能移転についてのコンセンサスの形成

首都機能の移転は、単に勤労者の住宅問題の観点からのみ考えるべきものではないが、特に東京圏の勤労者にとって住宅問題が差し迫った課題であり、これを解決するためには、東京一極集中を是正することが重要である。

「首都機能」とは、立法府・司法府・行政府のうち、全国を統括する機能であり、立法府6,400人、司法府1,100人、行政府46,800人の合計5万4千人が首都機能の従業者数である。これに大使館・国際機関・特殊法人等の準首都機能（約3万人）、随伴して移転する民間企業の従業者数やサービス産業関連人口、これらに家族を含めて総人口約60万人の規模が想定される（国土庁「首都機能移転問題に関する懇談会とりまとめ」92年6月）。

首都機能の移転は、災害に対する脆弱性の対応や、東京一極集中に起因する住宅・土地問題、長距離通勤問題等大都市過密問題の深刻化への対応、地方における活力の低下の是正等にとって不可欠の課題であり、具体的な取組にむけて国民的合意を図っていく必要がある。

#### (2) 労働者の資産形成をどう考えるか

以上、労働者の資産形成にとって最大の課題である住宅取得の問題について考えてみたが、次に、これからの社会経済動向の変化を踏まえつつ、労働者の今後の資産形成のあり方についてみることにする。

第5-2表 地域別住宅建築（購入）費等

住宅の 種類	地域 調査 年度	全 国					大 都 市 地 域				
		62	63	元	2	3	62	63	元	2	3
建築費	個人 持家	1,848.7	1,880.5	2,196.2	2,270.2	2,445.0	2,056.3	2,156.9	2,506.9	2,596.0	2,806.8
購入費	民間 分譲	2,922.1	3,138.7	3,670.0	4,190.8	4,762.9	3,133.5	3,403.9	4,181.5	4,960.7	5,564.7
一戸 当たり 延べ 床面積	個人 持家	129.2	133.9	139.8	137.2	143.4	128.3	129.5	139.3	134.9	139.1
	民間 分譲	88.1	91.0	94.1	93.6	97.3	86.9	90.9	93.6	93.5	95.5
1㎡ 当たり 単 価	個人 持家	143.1	140.4	157.1	165.5	170.5	160.3	166.6	180.0	192.4	201.8
	民間 分譲	331.7	344.9	390.0	447.7	489.5	360.6	374.5	446.7	530.6	582.7
住宅の 種類	地域 調査 年度	大 都 市 地 域 う ち 南 関 東					そ の 他 地 域				
		62	63	元	2	3	62	63	元	2	3
建築費	個人 持家	2,121.2	2,258.1	2,952.2	2,813.1	3,028.8	1,670.0	1,707.6	1,989.1	2,066.5	2,232.8
購入費	民間 分譲	3,505.3	4,089.7	4,977.6	6,002.9	6,072.6	2,293.7	2,370.0	2,593.4	3,009.3	3,370.3
一戸 当たり 延べ 床面積	個人 持家	124.5	124.4	136.2	126.1	136.4	130.0	136.6	140.2	138.7	146.0
	民間 分譲	86.4	93.6	93.5	93.4	95.7	91.6	91.3	95.2	93.6	100.5
1㎡ 当たり 単 価	個人 持家	170.4	181.5	216.8	223.1	222.1	128.5	125.0	141.9	149.0	152.9
	民間 分譲	405.7	436.9	532.4	642.7	634.5	250.4	259.6	272.4	321.5	335.4

(資料出所) 建設省「民間住宅建設資金実態調査」

(注) ①個人持家住宅の1㎡当たり単価は、建築費単価であり、土地費を含まない。

②民間分譲住宅の購入費及び1㎡当たり単価は、土地及び建物を合計した購入費及び単価である。

③地域区分

イ. 大都市地域……埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県、大阪府、兵庫県、和歌山県、滋賀県、京都府、奈良県

ロ. 南 関 東……埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

ハ. その他地域……47都道府県より大都市地域の対象都府県を除いた地域

---

## ① 財産形成対策の方向

### ア. 物価安定の重視と財産の実質価値の確保

今回のいわゆる「バブル経済」下における地価高騰によって、相対的に労働の価値が大きく低下し、普通に働いても家を持ってない状況や資産格差の拡大をもたらしたのは、日本人の勤労感に多大の悪影響を与えた。今回の経験を教訓にし、土地価格の安定を重視する政策運営を基本としていくことが重要である。

また、高齢化社会への移行に伴い、老後の生活安定を保障するため資産の実質価値の維持を図ることが従来以上に重要な課題であり、安定的な成長と物価安定を重視する政策運営が合わせて重要である。

### イ. 財形年金・財形住宅貯蓄制度の普及促進と財産形成の多様化

現在、利子課税が原則となっている中で、財形年金・財形住宅貯蓄については例外措置として500万円までの貯蓄について非課税措置が適用になっているが、これら貯蓄制度の企業規模別加入状況をみると、小規模企業における加入率は低いとみられる（財形貯蓄の企業規模別実施状況は30～99人61.1%、100～299人64.3%、300～999人84.0%、1,000～4,999人93.8%、5,000人以上95.6%、住生総研「労働力尊重時代の人事施策に関する調査」91年3月）。こうした現状は特別に認められた非課税枠が中小企業労働者には活用できる体制になっていないといえるわけで、これを改善していくためには、個々の中小企業主に代わって一定の団体が、財形の手続きを行えるように団体加入方式を検討していくことも一つの方策である。

また、諸外国における財産形成政策の展開をみると、株式による資産形成に対する各種援助措置が進展している。アメリカにおけるESOP（従業員株式所得プラン）、イギリスのSAYE（株式オプション制度）等、自社株の購入による財産形成を国が援助する制度が普及しているが、今後の我が国の勤労者の資産形成を考える際に注目していく必要がある（第5-3表）。

第5-3表 諸外国における株式による勤労者の財産形成に対する援助制度

国名	制度の名称	制度の概要	国の援助
アメリカ	ESOP (従業員株式取得プラン)	内国税収入局の認可を得て勤労者株式所有信託基金(ESOP基金)を設置し、基金に企業が現金、株式等を払込み、その資金(借入金)によって資金を確保し、企業は借金返済額を定期的に払い込むことも可。)により主として自社株を購入するもので、通常、退職する際に現金化(年金化)される。	(1)勤労者株式所有信託基金への企業家からの拠出に対する連邦所得税(法人税)の免除 (2)資株式所有信託基金保有の株式の利益(配当、キャピタルゲイン)の免除 (3)従業員の株式購入のための企業の借入金に対する減免税 1.借入金返済のための元金および利子を連邦所得税対象から控除 ロ.ESOPには従業員株式購入のためのローンを行った適格有志機関はローンからの利子所得の50%を連邦所得税の対象から控除この減税分が低利子として借りた企業にも恩恵がもたらされる (4)雇用者(従業員)にとってはESOPによる株式所有に用いられた金額は、所得税の対象とならず退職後支給されたときまで課税を免れる。等
イギリス	SAYE (株式オプション制度)	従業員が一定期間(通常5年間)毎月貯金を企業内に積立て、積立て期間終了後に、その貯蓄で有利な条件で自社株を購入することができるオプション(選択)を与える制度。株式の販売価格は貯蓄契約締結時点の市場価格の90%以上に設定される。	株式の市場価格が契約時の価格を上回って差益が得られた場合は、その利益に対しては非課税とされる。
ドイツ	勤労者財産形成制度	事業主の支給する(労働者の貯蓄も同様に扱われる。)財産形成給付を株式の取得に充当した場合、国が付加金を支給する。	・付加金は株式等の取得の場合は20%(対象となる財産形成給付の限度額は936マルク)とされ、住宅取得の場合(10%)に比べ優遇される ・財産形成の給付額の50%(年500マルクを限度)を所得税、社会保険料の対象としない。
スウェーデン	雇用者基金制度	全国に5つ設置された基金か企業から拠出された新で株式を購入する。運用益は、公的年金基金に払い込まれる。(1990年で企業からの新規拠出は中止)	

(資料出所) 労働省「資産格差と勤労者生活に関する報告書」より引用。

## ② 労働者にとっての資産形成とは何か

資産は所得とともに生活の豊かさを確保するために必要不可欠なものである。一定額の貯蓄なくしては、病気、結婚、子供の進学等一時的に多額の費用を要することに対応できないし、安定した住宅の確保なくしては老後生活を安心して送ることができない。このように資産形成なくしては豊かな生活を送ることはできない。

近年、所得の増大とともに、生活における「物」の重要性が薄れ、かわって「心」の満足を重視する傾向が強まっている。こうした傾向は、今後、労働者の資産形成の面でも同様に強まっていくと考えられる。このことは「資産」についての考え方が多様になっていくことであり、これまでは貯蓄によって、住宅所得や自動車、家電製品等耐久消費財を購入するといった実物資産中心の財産形成であったが、今後は自分の能力を高めるための教育投資や趣味、旅行、友人との交遊等、いわば精神的豊かさを深めるための支出など、次第に非物的財産への比重の移動が起こっていくと考えられる。労働時間の短縮が進み、個人の自由時間が増大するにつれ、このような広く「思い出づくり」的な行為が人生の財産として考えられるようになっていくのではないだろうか。

今後は、こうしたことも念頭に置いて、これからの労働者の資産形成のあり方について考えていく必要がある。

## 5. 地域間格差の是正

### (1) 東京圏一極集中で広がる地域間格差

80年代は、人口、企業活動の東京圏の一極集中が急速に進んだ。このままでは、90年代以降も引き続き東京圏への集中が進行すると考えられる。東京圏への一極集中の原因は、政治・行政の首都機能の集中と東京の世界的金融都市化などからビジネスチャンスと雇用機会が広がり、それを求めて企業、人口の集中が増幅してきたことであろう。そのほか中央省庁への企業活動に対する許認可権限の集中、新しい文化・情報を求める若者の集中、東京生まれの子供の定住による人口の自然増など多様な要因がある。

こうした東京集中による「規模の経済」のメリットを、日本経済全体としてみれば、中央・地方も享受してきたことも事実である。しかし種々の経済的メリットを求める企業、個人の東京圏への集中行動は、経済的には合理的であったが社会的、生活的側面からみると弊害の方が大きくなってきた。社会全体からみた地域間の再配分機能の歪み、地域間の生活格差の拡大が目立ってきたのである。地域間格差をすべて否定し、全国均一化を主張するわけではないが、過度の集中と過疎の弊害は是正すべきであろう。

「地域別豊かさの総合指標」（経済企画庁・1992年）では、住む・働く・自由時間を指標にみた場合、東京圏など3大都市圏に比較して地方圏の方が生活の豊かさがあることが明らかにされた。「住む」の中に自然環境（日照、寒冷など）の指標を加えるなどの指標を充実していけば、将来時間短縮、ゆとりある生活の進展によって、居住地の選択と移動が可能となる時代となれば、選択の指標となるであろう。しかし今日では、依然として地方圏での多様な職業選択の機会の不足が制約となり地方圏に向けて容易に移動力が発生しないのが現状である。

本来地域間格差があっても雇用・居住の移動の自由があれば、住み易い地域への移動が行われ、地域間競争が機能し、結果として格差が縮小することになるが、現状では雇用の選択の余地がなく移動不可能となっている。したがって政府等による分散政策と地域活性化によって東京集中を抑制・排除し、東京圏と地方圏の生活の格差の縮小をはかることが必要になってくるのである。東京圏の膨張と混雑を前提とし、社会資本の一層の充実などの是正策を主張する意見もあるが、分散政策によってまず膨張と混雑の解消をはかることが先決であろう。

#### ① 地域期間の所得格差

賃金格差を都道府県現金給与総額（物価の地域格差を調整済み）でみると80年代後半には、景気拡大の地方への波及もあり、大都市圏と地方圏では格差はわずかながら縮小傾向にあった。しかし指数でみると全国を100とした場合、東京圏は110近くで推移しているが地方圏は90台で推移しており、格差の存在は歴然としている（「91年経済白書」）。

90年の指数では東京を100とした場合、全国平均は78.2であり60台の地方もかなり存在しており格差は無視できない（「毎月勤労統計調査」労働省・1990年）。地域

---

---

別最低賃金の決定状況をもみても、大都市圏とそれ以外の地域では500～600円程度の格差がある（労働省労働基準局調べ・1991年）。一人当たり県民所得でも80年代以降ずっと拡大傾向にあり、87年でも東京300万円に比して、沖縄170万円である。

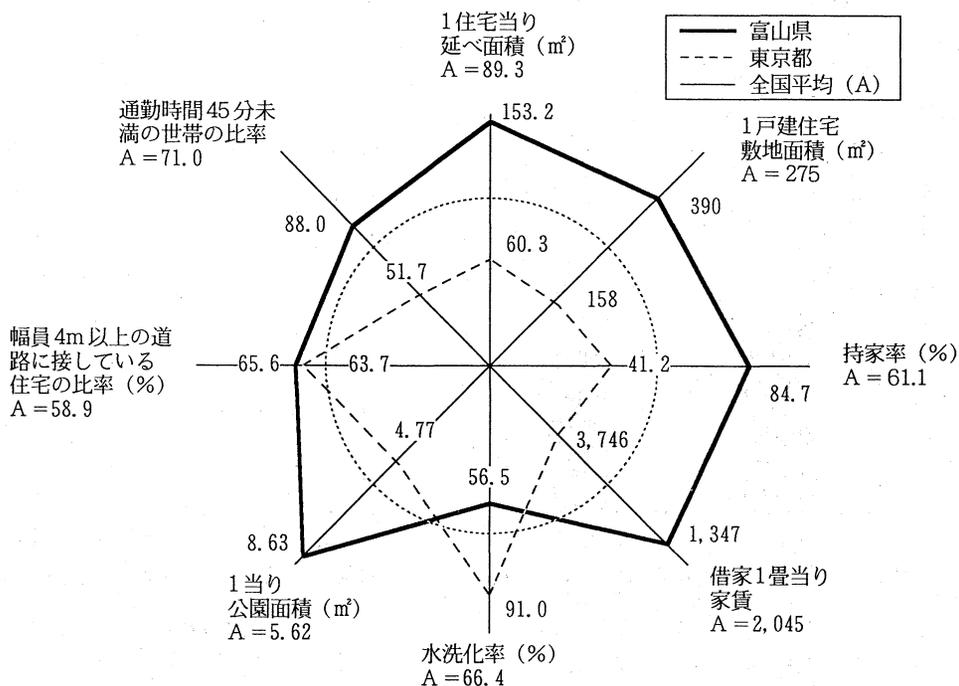
資産の面でも、80年代後半からはじまった東京圏からの地価高騰が大阪圏、名古屋圏に波及していったため、その面からみれば、地価の高水準への格差の縮小傾向もあったが、首都圏を含む3大都市圏とそれ以外の地方圏、県都市・大都市とそれ以外の市町村との間では、土地価格の格差が拡大したと考えられるのである。こうした所得資産格差是正の方策としては、賃金水準の産業別決定指向を強化するとともに地域別最低賃金の地域間格差の改善・大都市圏での地価抑制などが必要である。

## ② 生活条件の地域間格差

所得の地域間格差以外に、生活条件の面で種々の格差が広がっている。東京圏では、通勤時間の遠距離化（片道1時間30分以上の人19.4%・60年）、通勤混雑（鉄道混雑率213.9%・63年）、道路混雑（走行速度21.2km/h・人口集中地区ピーク時旅行速度・63年）、住宅取得難（マンション価格の年収倍率8.1倍・平成3年）など生活条件のデメリットが顕在化している。そのほか集中にともなう騒音公害、廃棄物処理困難、水資源・電力などの確保困難、地震・災害対策の遅れなど生活環境面での制約も看過できない。これらは企業活動の集中に起因するものが多いことから、鉄道運賃の通勤定期の廃止、都心オフィス雇用に対する雇用税など経済メカニズムの活用による集中排除策も議論されている。

とくに居住条件をみると「東京と地方の住宅及び住居環境の比較」でも東京都では水洗化率を除いて、1住宅当たり延べ面積、一戸建て住宅敷地面積、持家比率、借家1畳当たり家賃、一人当たり公園面積、通勤時間45分未満の世帯比率などいずれの面でも富山県にはるかに劣っており、住みにくい東京の姿が浮かびあがっている（第5-9図）。都心では庭つき1戸建て住宅はもはや不可能であり、中高層化による公的部門、民間の良質で適正価格（新経済計画では年収の5倍）の集合住宅の建設が避けられない。

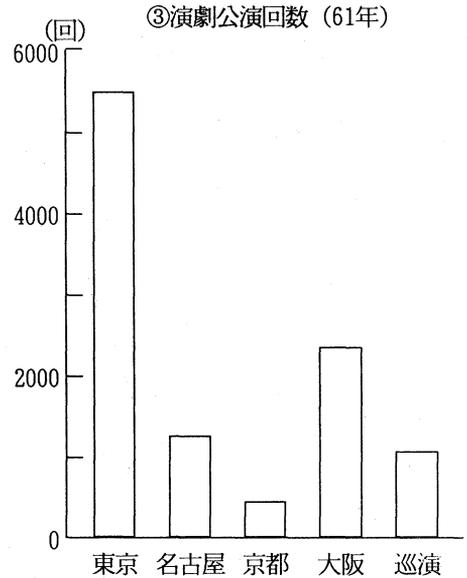
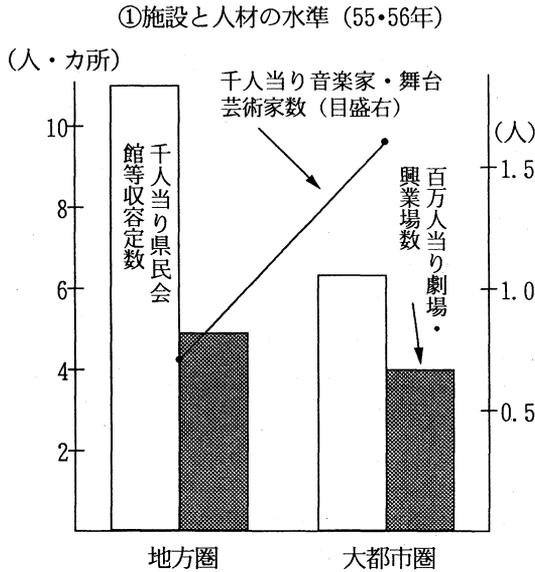
第5-9図 東京と地方の住宅及び居住環境の比較



(注) 1. 資料：1988年住宅統計調査等により経済企画庁総合企画局において作成。  
 2. 借家1畳当り家賃については、図中では逆数をとった。

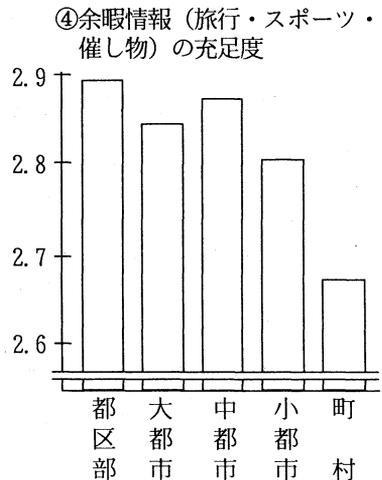
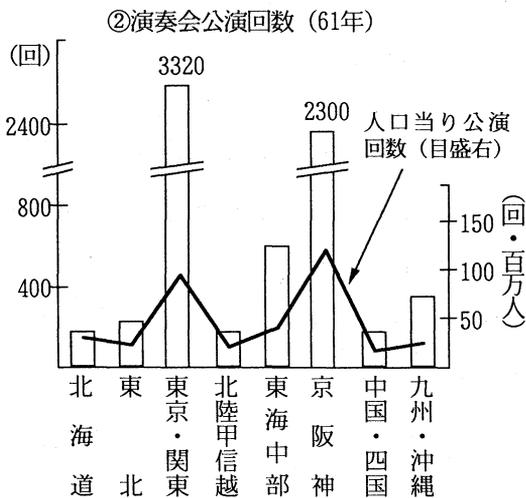
一方、地方圏では、「大都市と地方の文化活動」の比較を見てもわかるように、文化の施設面では水準が高いが、音楽家、舞台芸術家数、演劇公演回数、演奏会公演回数などソフト面での立ち遅れが見られるのである（第5-10図）。これが若者の東京志向の原因の一つともなっているといえよう。しかし、この点については、地方でも世界的水準の文化・芸術活動も徐々にはじまっておき、それぞれユニークさを競い合うような取り組みが期待される。

## 第5-10図 大都市と地方の文化活動



(備考) ① 自治省「公共施設状況調査」(55年度)、総務庁「事業所統計」(56年)、「国勢調査」(55年)による  
 ② 県民会館等：県民会館・市民会館・市町村立公会堂

(備考) ① (社)日本演劇協会1987演劇年鑑による  
 ② 上記資料のうち、歌舞伎・文楽・商業演劇・ミュージカルの公演回数の合計



(資料出所) 経済企画庁「昭和62年度国民生活白書」

(備考) 経済企画庁「国民生活嗜好度調査」昭和62年度による

## (2) 地域間の格差是正

### ① 分権・分散政策の推進

あらゆる地域の均等発展は不可能だが、とくに市場経済社会を前提とすれば、経済合理性を求める企業行動は、地域間格差には無関心であり、産業の地域間の偏在にともない種々の地域間格差が生じるのは当然であろう。この地域間の格差を是正し、均衡ある発展を保証するのが政策と計画の役割である。こうした観点から戦後の第一次全国総合開発計画以降あらゆる国土開発計画は、一貫して「均衡ある国土の発展」を目標にしてきた。しかし現在進行中の第四次総合開発計画は、「多極分散型国土形成」をコンセプトに種々の分散政策を進めているが、東京一極集中の流れは変わらず成功しているとはいえない。四全総策定時に、東京を世界都市と位置づける半面、事務所税導入など東京集中を防ぐ経済・財政的手段の決め手に欠けたことが原因であろう。

またこの国土政策のもとで、政府各省庁は、それぞれの所管ごとに、種々の産業立地・再配置政策を進めてきたが、受皿となる地方の側からみると政策の統合化に欠け、郵政省の「ハイビジョンシティ構想」、通産省の「ハイビジョンコミュニティ」など屋上屋を重ねる計画もあり、産業の地方分散が有効に機能したことはいえない。

テクノポリスの停滞、リゾート法の失敗など全国画一的な産業立地計画は、どこでも似たような計画となり、地方も国だのみの指定争いを行うなど、地方の自主性を育成することになっていない。地域政策について国の役割も極力限定し計画策定・実行権限などはすべて地方に委ね、地方主体の地域政策への転換が望まれている。地方の自主的政策推進を可能とするよう権限・財源を委譲し、分権化を促進する必要がある。

92年5月成立の地方拠点都市法は、産業業務施設の再配置による東京集中の是正を目的に、知事が地域指定、市町村が計画策定することになっており、その限りで地方自治尊重は評価できるが、主管省が6省庁共管となったことから縦割り行政の弊害が懸念される。また第三次行革審のパイロット自治体構想は、当初国の権限を市町村に直接委譲し、市町村の自立的地域政策の展開を促進させる分権化の「先導

---

的試行」と位置づけられ、具体的実行が期待されたが、権限委譲を保証する法律改正などが見送られ実質的には骨抜きの答申となってしまった。しかし地方の側が、これら制度を活用し自らの知恵と努力で制約を突破し自立的地域活性化の実効をあげ分権化を一層促進させることも可能である。

## ② 東京集中排除策

今までも東京集中排除の種々の方法が提案されてきたが、なかなか実効をあげていない。首都機能の移転として各省庁1機関ずつの政府関係機関の地方移転の拡大、大学の地方移転促進、国会移転決議の実行などは引き続き重要課題である。「遷都」、「分都」構想も政治的決断があれば具体的政策化は不可能なことではないのである。

わが国では、事務・技術・管理関係職業（全国就業者の35.9%）の比率が生産関係職業（33.9%）を上回った（1990年国勢調査）ことに示されるように、工場からオフィスへの就業のシフトがみられる。これまでの産業立地策で、工場の地方分散をはかっても、それを上回ってオフィスの東京圏への集中は続くと考えられ、東京集中排除策としてオフィス抑制策が重要な課題となっている。企業の本社機能やオフィスの集中抑制と地方分散をはかるため、事務所税の実施、オフィスの地方移転誘導の税制優遇措置を検討すべきである。

あるいは市場メカニズムを活用して前述の通勤定期の廃止（新幹線通勤定期も問題となる）などの経済的手段も考えられる。これは、通勤定期の廃止で企業は通勤費コストが増大し地方移転のインセンティブが起こるだろうし、勤労者に通勤費を全額支払わせれば都心オフィス勤務が不可能になり、人材確保のため企業の地方移転のインセンティブが起こるかも知れないというものである。ちなみにアメリカなど先進諸国では自分で通勤旅費を支払うのが普通となっているのである。

さらに都市政策面からの集中排除策もある。ロンドンでは、1970年代末までオフィス立地規制（許可制）、パリでは、1950年代から立地許可制と税賦課金の併用による抑制策が続けられており、アメリカでは、「成長管理」の都市政策を導入し、都市の拡張抑制策をとっている（大西隆）。わが国では、規制緩和が近年の流れとなってきたが、都市政策、土地対策には権限の分権化と規制強化が求められており、これらの施策が検討されてよい。

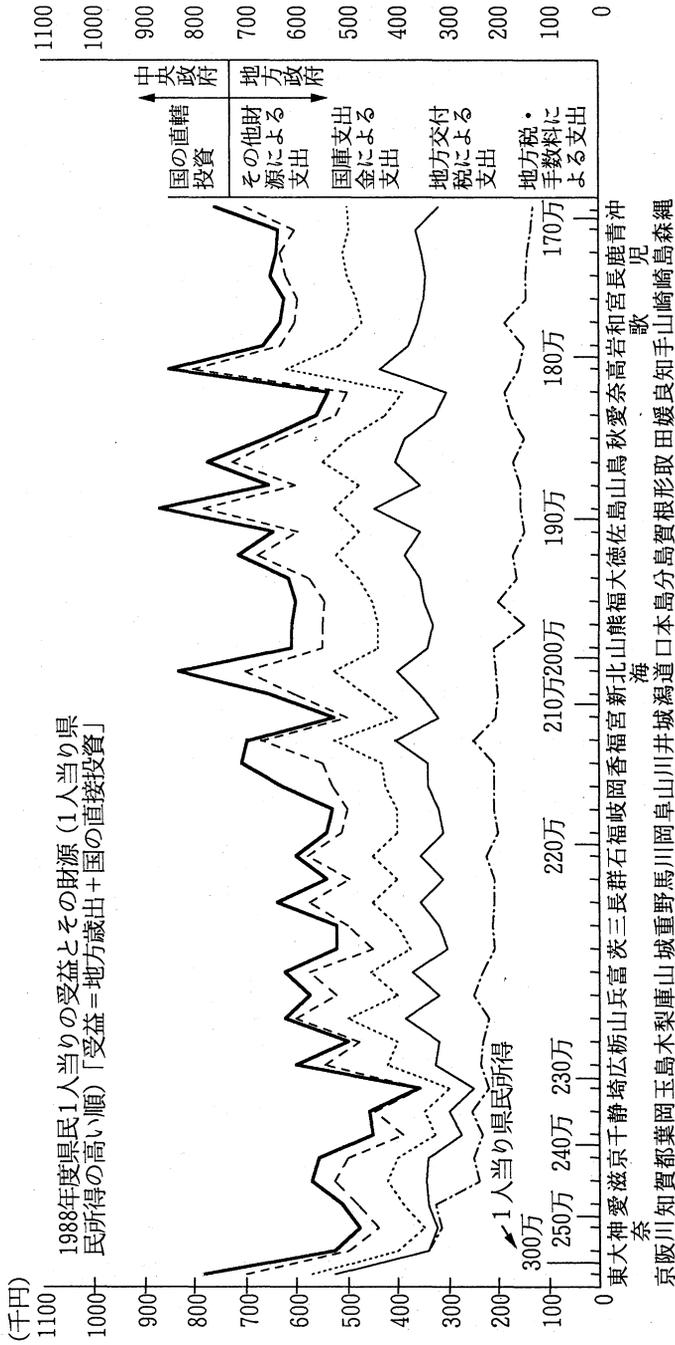
1992年20年ぶりといわれる都市計画法の改正が実施され、市街化調整区域及び白地地域の規制について、容積率の400%から200%、建ぺい70%から60%の引下げなどが行われたが、市町村の土地計画に県知事の許可を外す、開発許可基準の条例化など市町村への都市計画権限の委譲がおこなわれなかったため、神奈川県真鶴町などではリゾートマンションの開発ラッシュに歯止めがかけられなくなって、景観・町並み保存など自立的なまちづくりが阻害されている。地域の魅力あるまちづくりを促進させ、東京集中排除を実効あるものとするためにも都市計画権限の地方への委譲を実現する必要がある。

### (3) 財政による再配分

地域間の格差是正として、国から地方への財源配分は、直接的な効果がある。第5-11図をみても分かるように、地方交付税交付金、国庫支出金はいずれも、地方税、手数料など自主財源支出比率の低い、地方圏に厚く配分され、財政力のある東京圏など大都市圏と財政力の弱い地方圏との間の財政力格差の調整がはかられている。これは地方交付税（所得税、法人税、酒税の32%、消費税の24%、たばこ税の25%）が、自治体ごとの基準財政需要額と基準財政収入額の差額（不足分）について、交付される仕組みになっているため、財政力の弱い自治体に傾斜的に配分される財源調整機能が働くためである。こうした地方交付税交付金固有の財源調整機能は、今後とも強化していくべきであろう。

国庫支出金（国の責任支出の国庫負担金、奨励的補助金、委託金を含む）は、地方交付税交付金と異なり、直接的な財源調整機能が目的ではないが、公共事業の大半が地方を通じて実施されていることから、結果として地方に厚く配分され、その限りで格差是正の効果がある。また国庫支出金は、近年地方交付税への一般財源化（1992年度1,500億円）がすすんでおり、地方の自主性を高める効果があるが、一般財源化した分が地方交付税交付金の総額の拡大とならない限り、国庫負担の削減・地方への負担転嫁となることもあり注意する必要がある。

第5-11図 地域の受益と地域間の財源調整



- (備考) ① 自治省「地方財政統計年報」「行政投資実績」、国税庁「国税庁統計年報書」、経済企画庁「県民経済計算年報」、建設省「公共工事着工統計」等により作成。  
 ② 地方税・手数料とは、地方税、手数料、使用料の合計である。また、地方政府の支出は、歳出総額から二重計算を防ぐため負担金、負担金を除いた額である。なお、受益には、この他に国の消費的支出があるが、資料制約から含めていない。  
 ③ 国の直接投資は、行政投資実績の国費による国の投資の87年度の額を、公共工事着工額の87年度から88年度の伸び率を用いて88年度の額を推計した。  
 ④ 1人当り県民所得は、87年度の値である。

さらに最近公共事業については、地方単独事業（補助金なしで地方債と地方の一般財源で実施する）の拡大（92年度で前年比11.5%増、14兆7,972億円）によって推進する方向が強まっているが、補助事業とことなり地方の自主性強化になるが、地方債の拡大は自治体の公債費比率を高めることになり、健全財政を指向する自治体では政府計画どおり、単独事業の進捗に積極的になれないだろう。政府による地方単独事業実施にともなう地方債の元利償還金の地方交付税算入措置などの財政支援が必要となろう。

国庫支出金については、総合化、第2地方交付税化など思い切った一般財源化を実施し、国と地方の歳出ベースの現状（大略国3対地方7）に合わせて、歳入ベースの現状（大略国7対地方3）を改め、適正な国と地方間の財源再配分を実行に移すべきであろう。

#### (4) 社会資本形成による格差是正

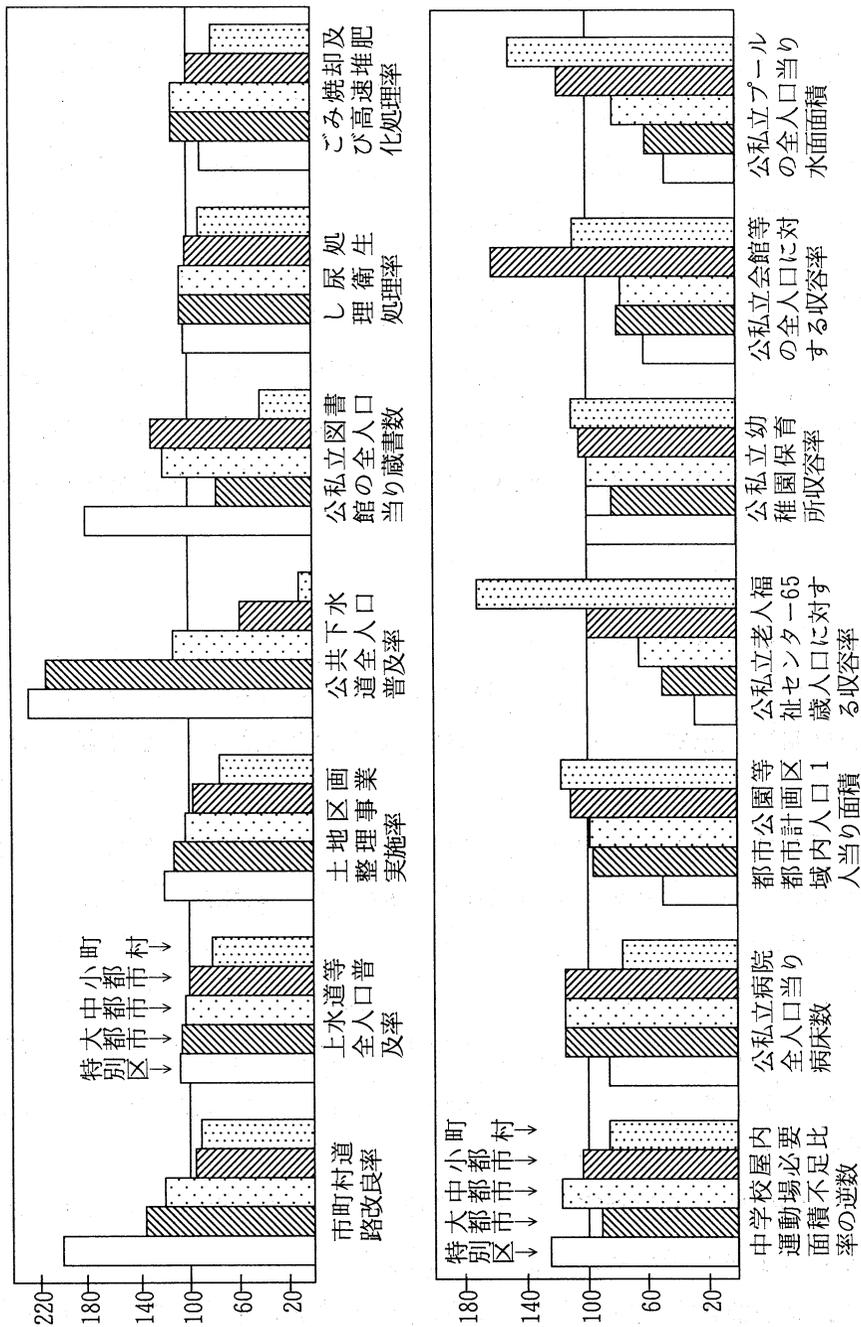
地域間の生活格差の是正には、財政の再配分による地方間の財政力格差の不均衡調整をはかると同時に、市民の生活の質改善に直結した生活関連の社会資本の形成を通じた、再配分策も有効である。

まずわが国で生活の豊かさが実感できない原因として欧米諸国と比しても社会資本の形成が立ち遅れていることが指摘される。一般的にも下水道、都市公園、道路などの社会資本は国際比較しても先進諸国の水準以下である。80年代の行政改革、財政再建の中で、公共事業予算のマイナスシーリング方式などで社会資本形成が遅れたことも原因の一つといえよう。とくに首都圏の住宅、交通、ゴミ処理、災害、電力、水資源などの社会資本の立ち遅れは深刻であるが、これは、まず東京集中排除策の中で解決していく方向を追求すべきであろう。

これからは高齢化による貯蓄率の低下も予測される中で、21世紀の残された10年間をチャンスとして生活の豊かさに直結する社会資本形成が求められている。

自治体の公共施設設置の現状をみると、東京の特別区、大都市では、公共下水道、公私立図書館などの設置が進んでいるが、都市公園、公私立老人福祉センター、公市立会館、公市立プールなどは大きく立ち遅れている。町村では、逆に公市立労働福祉センター、公市立プール等の設置が進んでいる（第5-12図）。首都圏をはじめ大都市

第5-12図 公共施設状況の市町村規模別比較  
(1988年度末、全市町村を100とした指数、市町村分)



(備考) ① 自治省「公共施設状況調査」により作成。  
 ② 大都市とは政令指定都市、中都市とは大都市及び特別区を除く人口10万人以上の市、小都市とは人口10万人未満の市である。  
 ③ 都市公園等には、児童公園は含まない。全人口には、住民基本台帳人口と外国人登録人口の合計を用いた。

圏での土地価格の高騰が、公的部門による公共施設の設置の制約となっていることは否定できない。適正な社会資本の配置の面からも地価抑制を中心とする土地政策の実行が望まれているのである。1992年の新経済計画では、住宅、高齢対策、生活環境、交通など社会資本の形成について、5年間の計画期間中の達成水準目標も提示されたが、確実な実行が望まれる。

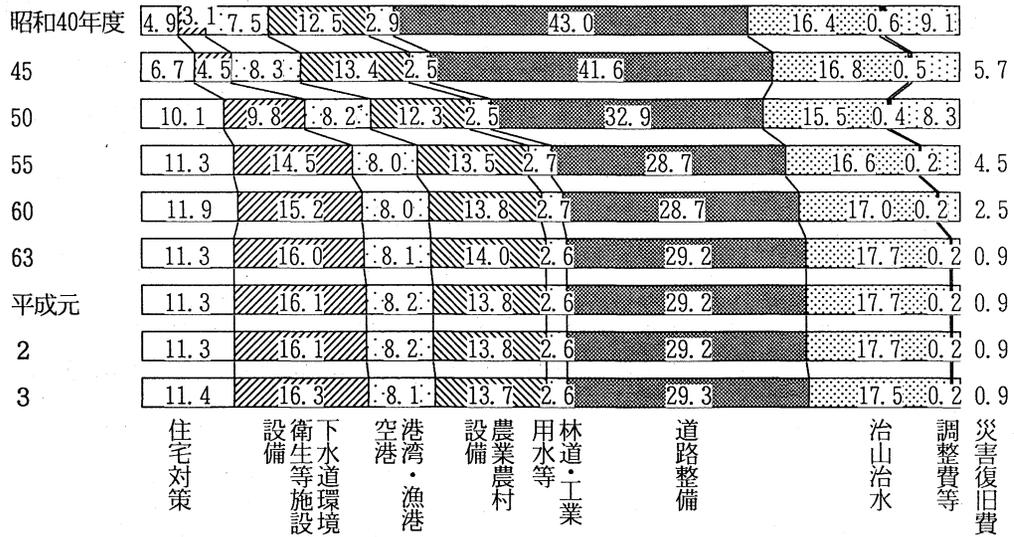
また、社会資本整備に当たって、1990年の公共投資基本計画では、生活関連重視がうたわれたが、第5-13図、第5-14図でみるように、公共事業関係費の内訳でみると、昭和50年代後半から今日まで、各事業費の配分状況、各省庁別の配分状況は、ほとんど変わらず、硬直性が際立っており、はたして生活関連社会資本の充実につながるか疑問である。

長年続いてきた固定的な事業費別、省庁別配分と予算の前年度増分主義を改め、生活関連重視にシフト可能な弾力的配分システムを確立していく必要がある。

また従来の中央省庁の厳格な補助基準・手続きにもとづく施設・設備計画は、ナショナルミニマム形成には有効であったが、現在画一性の弊害が出てきている。したがって当面社会資本の計画、建設、管理、運営を市民の身近な自治体に委ね、特色のある魅力的な社会資本形成をはかるべきであろう。

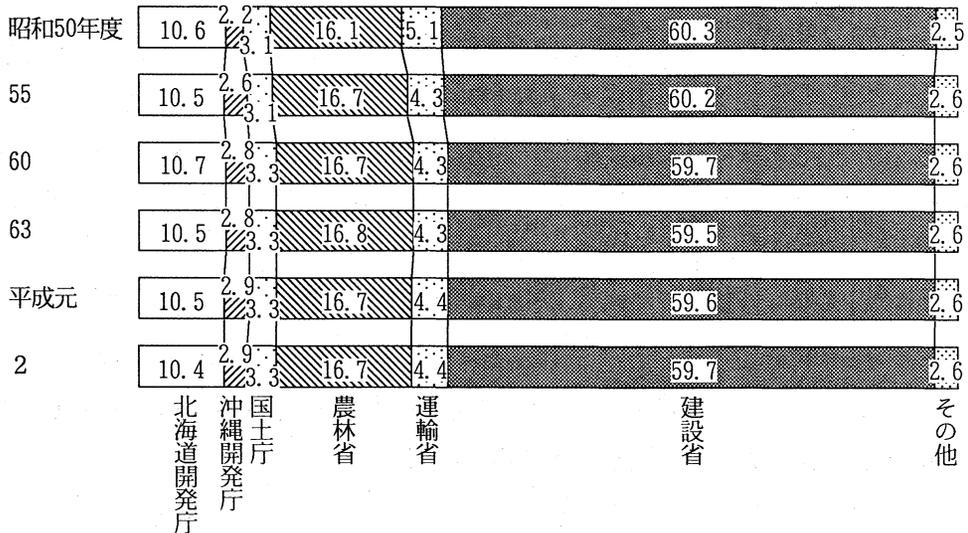
さらにこれからの社会資本のあり方を考えるにあたって、生活・産業基盤などの施設・設備の狭義の社会資本、水、河、森林など自然環境を含む自然資本、医療・福祉システム（人間を含めた）などの制度資本を合わせた社会的共通資本（宇沢弘文）の概念が参考になる。これまでのように施設・設備の整備を中心とした社会資本形成だけでは不十分であろう。美しい自然環境、町並み、景観、アメニティを保存し形成すること、マンパワーが担い手となる高齢者の介護サービス、訪問看護あるいはそのサービスネットワーク自体も施設・設備とは別に社会的共通資本と位置づけて整備の充実がはかられる必要がある。とくに地球環境を人類の社会的共通資本として位置づけ、積極的な環境保全施策の展開が期待される。

第5-13図 公共事業関係費の内訳の推移（一般会計当初予算ベース）



(注) 63年度以降は産業投資特別会計社会資本整備勘定のうち公共事業分を含む。  
 (備考) 「図説日本の財政（平成3年度版）」による。

第5-14図 公共事業関係費の所管別分類



(注) 63年度以降の計数は産業投資特別会計社会資本整備勘定計上額を一般会計の各省庁所管に加算したもの。  
 (備考) 「国の予算」各年度版による。

## 6. 社会保障を通じた分配是正

### (1) 社会保障制度の目的

社会保障制度の基本的な目的は、戦後の我が国の社会保障制度の方向を示した1950年の社会保障制度審議会の勧告では次のように述べられている。

疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老齡、失業、多子その他困窮の原因に対し、保険の方法又は直接公の負担において経済保障の途を講じ、生活困窮に陥った者にたいしては、国家援助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もってすべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにする。

要すれば、この考えは社会保障制度の目的は生存権の確保にあることを基本とし、国民に経済的・心理的安定を与えることにあるものであるといえ、今日でも妥当するといえよう。

社会保障制度を経済的な機能の観点からアプローチした場合、社会保障制度は所得再分配機能と資源配分機能を有しているといえる。本稿では前者に焦点をあてることになるが、所得再分配は同一所得階層内の水平的再分配と高所得階層から低所得階層への垂直的再分配に分けられる。また、世代内再分配か世代間再分配かに着目した分類も近年、年金制度の成熟化に伴い、重視されるようになった。

いずれにしろ社会保障制度による所得再配分がどの程度必要で望ましいかは、抽象的には、公平性や公正性という基準で判断されることになるが、究極的には国民のコンセンサスを基礎にする政策的判断に帰着せざるをえない。

### (2) 社会保障制度による所得再分配の状況

我が国の所得再分配調査は、次のように行われてきた。

1952年 社会医療及び所得再分配調査

1962年 社会保障水準基礎調査

1967、72、75、78、81、84、87、90年 所得再分配調査

これらの調査は、社会保障制度及び租税による所得再分配の実態を明らかにしよう

---

とするものであるが、67、72、75年の調査は、国民生活実態調査と同一調査票によって行われてきた。78年調査からは、国民生活実態調査とは同時に行うが、単独の調査票が使用されるとともに、私的抛出・給付も調査項目に加えられている。

直近の利用できるデータは、87年調査であるので、これを基に我が国の所得再分配の状況をみよう。なお、87年調査は、86年1月1日から同年12月31日までの状況を調査したものであり、次の点に留意すべきである。

- ・層化無作為抽出された7,617世帯を調査客体とし、住込み、寮・寄宿舎に居住する単独世帯は除外されている。
- ・社会保障給付のうち医療の現物給付は、87年7月15日から8月14日までの1カ月間の受療日数を調査のうえ、国民医療費の平均単価を用いて推計している。

#### ① 再分配による所得分布の変化

当初所得と再分配所得の階級別世帯分布の変化をグラフ化したものが第5-15図である。当初所得の世帯分布の頂点が最も低い所得階級であるのに対して、再分配所得では中央部に移動し、山型を形成していることから、所得再分配効果により所得格差が縮小していることがわかる。

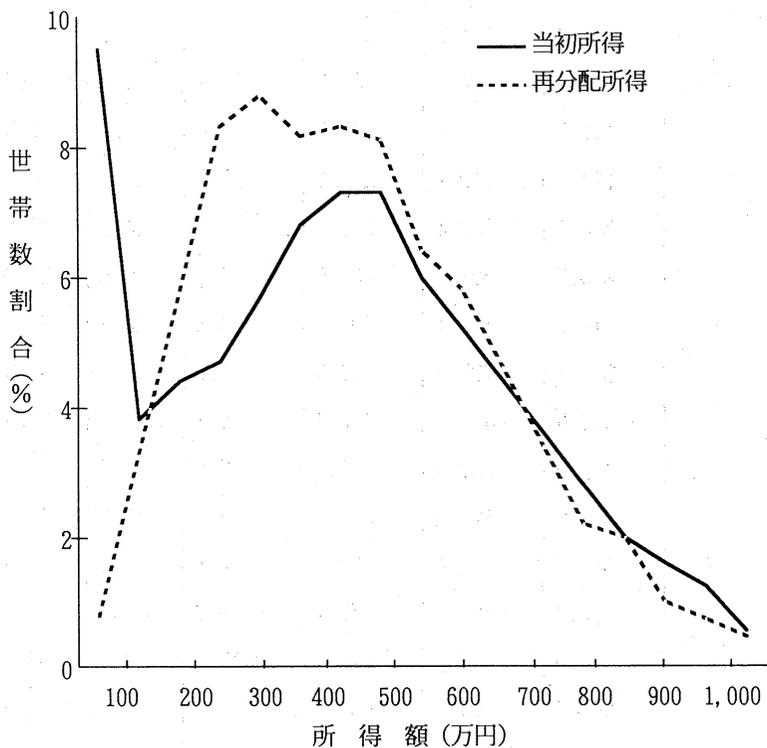
#### ② 当初所得階級別所得再分配の状況

再分配の状況を当初所得階級別にみたのが第5-4表である。当初所得が400万円未満の階級で再分配係数が正の値になっている。当初所得400万円以上の世帯から400万円未満の世帯へ所得の再分配が行われている。再分配係数は当初所得800～900万円の階級を除いて、低所得から高所得へ増大していることから、税・社会保障制度による所得再分配機能が働いているといえる。

税金及び社会保険料の税・社会保険料控除前所得に対する割合は、全世帯で税金が10.5%、社会保険料が6.7%となっている。税金の比率は、所得の高い階級に向かって増大しており、税金の累進性を示している。一方、社会保険料の比率は、当初所得200～250万円の階級が最も高くなっており、高所得者では低く、逆進的になっている。これは健康保険や厚生年金保険の保険料徴収の基礎となる標準報酬に上限が設けられていること、国民保険の保険料に上限が設けられていること、国民年金保険料が一律定額であることなどに原因している。しかし、社会保険制度では

抛出に対応した給付が行われる仕組みとなっているので、抛出面だけでの判断は避けなければならない。

第5-15図 当初・再分配所得階級別世帯分布



(注) ① 当初所得…雇業者所得、事業所得、農耕所得、畜産所得、財産所得、家内労働所得及び雑収入並びに私的給付(仕送り、企業年金、退職金、生命保険金等の合計額)の合計額をいう。

② 再分配所得…当初所得から税、社会保険料を控除し、社会保障給付を加えたものである。

$$\text{③ 再分配係数 (\%)} = \frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$$

(資料出所) 厚生省大臣官房政策課「所得再分配調査」(1987年)

第5-4表 当初所得階級別一世帯当たり平均金額等

当初所得階級	当 所 初 得 (万円)	税・社会 保険料控 除前所得 (万円)	再 分 配 得 (万円)	再 分 配 係 数 (%)	拠 出 (万円)		受 給 額 (万円)
					税 金	社 会 保 険 料	
総 数	468.7	515.8	466.9	- 0.4	54.4	34.4	87.1
50万円未満	6.4	154.3	211.8	3,214.9	5.1	5.1	215.6
50～ 100 万円未満	74.1	157.9	188.7	154.9	6.3	8.2	129.1
100～ 150	123.2	179.8	201.3	63.4	7.9	12.5	98.4
150～ 200	174.1	219.2	223.2	28.2	11.7	16.3	77.1
200～ 250	223.7	258.5	248.5	11.1	14.7	20.9	60.4
250～ 300	273.5	301.0	296.6	8.4	16.6	24.3	64.0
300～ 350	319.8	347.1	333.7	4.3	22.5	26.4	62.8
350～ 400	370.7	400.3	378.3	2.1	27.6	30.8	66.1
400～ 450	420.8	450.3	419.4	- 0.3	33.1	32.9	64.7
450～ 500	472.3	501.1	455.7	- 3.5	38.4	38.0	59.8
500～ 600	543.5	577.2	526.7	- 3.1	49.7	42.7	75.6
600～ 700	642.4	673.4	594.5	- 7.5	64.9	48.3	65.4
700～ 800	742.0	774.0	671.1	- 9.6	83.8	52.4	65.4
800～ 900	842.0	878.0	749.1	-11.0	108.9	59.1	75.1
900～1,000	945.8	988.9	854.7	- 9.6	125.0	67.0	100.9
1,000万円以上	1,492.9	1,538.9	1,214.8	-18.6	290.2	74.7	86.7

(資料出所) 厚生省大臣官房政策課「所得分配調査」(1987年)

③ 世帯主の年齢階級別所得再分配の状況

世帯主の年齢階級別所得再分配の状況は、第5-5表である。当初所得より再分配所得が上回っているのは、60歳以上の世帯である。若い世代から高齢者世代へ所得再分配が行われていることが明らかである。公的年金制度の成熟化、老人医療費の増大によるものであるが、この趨勢は、高齢化の進展、世帯人員の減少などにより今後さらに高まっていくであろう。社会保障給付には、老人福祉法による施設収容の措置費は含まれているが、在宅福祉サービスのホームヘルパー、デイサービス

などが除外されている。今後の老人福祉サービスは、金銭サービスよりも対人福祉サービスが重視されてくるので、所得再分配状況の分析にあたってはこの扱いが必要になってくる。

第5-5表 世帯主の年齢階級別所得再分配状況

世帯主の年齢階級	当初所得	再分配所得	再分配係数
総 数	468.7万円	466.9万円	- 0.4%
30 歳 未 満	314.1	285.0	- 9.3
30 ~ 39 歳	448.0	414.1	- 7.5
40 ~ 49	537.4	491.6	- 8.5
50 ~ 59	605.4	560.4	- 7.4
60 ~ 69	384.9	465.4	20.9
70 歳 以 上	279.4	429.9	53.9

(資料出所) 厚生省大臣官房政策課「所得分配調査」(1987年)

④ 世帯構造別所得再分配の状況

世帯構造別所得再分配の状況は、第5-6表である。夫婦と未婚の子のみの世帯だけが、再分配係数は負になっている。この世帯は、30~50歳台の働き盛りの層からなっていると考えられるためである。三世帯世帯は、当初所得が多いものの、高齢者が含まれていると考えられ再分配所得の方が多くなっている。単独世帯にも高齢者世帯の割合が多く、片親と未婚の子のみの世帯の大半は母子家庭であると思われる、社会保障制度の対象となっている。

⑤ 世帯人員別所得再分配の状況

世帯人員別所得再分配の状況は、第5-7表である。一人世帯の再分配係数が高いのは、高齢者世帯の割合が多いためと考えられ、世帯人員2人の場合は、高齢者世帯や母子世帯がかなり含まれているためである。6人以上については、三世帯世帯が多く含まれているためである。

第5-6表 世帯構造別所得再分配状況

世帯構造	当初所得	再分配所得	再分配係数
総数	468.7万円	466.9万円	- 0.4%
単身世帯	173.9	200.0	15.0
夫婦のみの世帯	358.7	406.3	13.3
夫婦と未婚の子のみの世帯	554.9	495.3	-10.7
片親と未婚の子のみの世帯	269.6	321.9	19.4
三世帯世帯	603.9	652.6	8.1
その他の世帯	482.9	527.7	9.3

(資料出所) 厚生省大臣官房政策課「所得再分配調査」(1987年)

第5-7表 世帯人員別所得再分配状況

世帯人員	当初所得	再分配所得	再分配係数
総数	468.7万円	466.9万円	- 0.4%
1人	173.9	200.0	15.0
2	335.9	384.3	14.4
3	480.7	469.0	- 2.4
4	564.7	512.4	- 9.3
5	603.2	580.1	- 3.8
6人以上	642.5	688.2	7.1

(資料出所) 厚生省大臣官房政策課「所得再分配調査」(1987年)

⑥ 所得再分配による不平等是正効果の年次推移

所得再分配による不平等是正効果の年次推移は、第5-8表である。ジニ係数は0から1の間の数値を示し、0に近い程所得格差は縮小していることを示している。当初所得のジニ係数は、0.4049と過去の調査の中で最高になっており、当初所得格差は拡大している。これは高齢化が進行する一方、核家族化に伴い高齢者のみの世帯が増大していることが大きく寄与している。

しかし、再分配所得のジニ係数は過去の調査の中では突出した数値ではないが、改善度は16.5%と過去最高の値となっている。これは年金、医療などの社会保障制度の充実と年金受給者の増大などが原因している。

社会保障制度による改善度は、12.0%と過去最高の値となっており、社会保障制度の所得再分配機能は今日でも適切に働いているといえるだろう。

第5-8表 所得再分配による不平等是正効果（ジニ係数）の年次比較

調査年次	当初所得	再分配所得		税による再分配所得 (当初所得-税金)		社会保障による再分配所得 (当初所得+医療費+社会保障給付金-社会保険料)	
	ジニ係数	ジニ係数	改善度	ジニ係数	改善度	ジニ係数	改善度
1981	0.3491 (0.3515)	0.3143 (0.3177)	10.0 (9.6) %	0.3301 (0.3348)	5.4 (4.8) %	0.3317 (0.3332)	5.0 (5.2) %
1984	0.3975 (0.3997)	0.3426 (0.3496)	13.8 (12.5)	0.3824 (0.3846)	3.8 (3.8)	0.3584 (0.3592)	9.8 (10.1)
1987	0.4049 (0.4038)	0.3382 (0.3439)	16.5 (14.8)	0.3879 (0.3867)	4.2 (4.2)	0.3564 (0.3536)	12.0 (12.4)

- (注) ① ( ) 内の数字は、私的給付(仕送り、企業年金、退職金、生命保険金等の合計額)を当初所得に含めない場合。  
 ② 当初所得とは、雇用者所得、事業所得、農耕所得、畜産所得、財産所得、家内労働所得、雑収入、私的給付の合計額をいう。  
 ③ 再分配所得=当初所得-(税金+社会保険料)+社会保障給付金+医療費  
 ④ 税による再分配所得=当初所得-税金  
 ⑤ 社会保障による再分配所得=当初所得-社会保険料+社会保障給付金+医療費  
 ⑥ ジニ係数の改善度(%) =  $\frac{\text{当初所得のジニ係数} - \text{再分配所得のジニ係数}}{\text{当初所得のジニ係数}} \times 100$

(資料出所) 厚生省「所得再分配調査」

---

### (3) 社会保障制度と資産問題

これまでの社会保障制度では資産問題をほとんど視野に入れてこなかった。しかし、最近の地価の上昇に伴う住宅取得の困難化や資産格差の拡大は、社会保障制度にも様々な問題を投げかけ社会保障制度と資産問題との関連に着目した政策の構築が必要とされるようになってきている。

第一は、住宅問題である。健康は住宅環境によって大きな影響を受ける。厚生省の「健康と住宅に関する調査」（1975年）によると、住宅環境を日照・通風・振動・空気汚染等と一人当たり昼数によって上・中・下と分けた場合、疾病を持つ者は、「下」では「上」に比べて神経痛11.2倍、高血圧10倍、リュウマチ9.5倍、心臓病9倍等、著しい対比を示している。

一方、我が国の居住水準は満足できるものではない。1984年の住宅統計調査によると、全世帯で最低居住水準（第5期住宅建設5カ年計画において定められた目標であり、例えば世帯人員が二人の場合の居住室面積は17.5㎡）を満たさない住宅は、9.5%となっている。高齢者夫婦世帯で2.3%となっている。比較的良好な数字といえるが、高齢者の住宅については身体機能の衰え等高齢者の特性に配慮されているものは少ないという大きな問題が存在している。

高齢者や障害者の在宅福祉の推進の必要が求められているが、その基礎となる住宅水準の確保が前提となる。近年の若い世代の住宅取得難、高齢者居住賃貸住宅の建て替えによる高齢者の追い出しなどの居住問題も深刻化している。欧米の社会保障制度では住宅対策がその重要な柱として位置付けられている。例えば欧米で家賃補助制度が社会保障制度の一つとして設けられている。我が国でも高齢者のためのシルバーハウジング、ケアハウス等、障害者のためのグループホーム、福祉ホーム等の住宅対策が社会保障制度で行われるようになったが、欧米のような本格的な取り組みが必要であろう。

第二は、社会保障制度の仕組みの中に保有資産の状況を導入することである。これまでの社会保障制度の受給要件、受益者負担などは所得の状況を基準に決められている。例外的に国民健康保険料は固定資産税額が算定基礎の一部に算入されているが、社会福祉施設の費用徴収額、児童手当、児童扶養手当等、各種手当の支給制限などは

年間所得額によって定められている。

しかし、資産の保有額の格差が拡大し、多額の資産を保有する者も存在している今日、フローの所得のみに着目し、資産を無視することは公平性、公正性を害するケースが生ずる。例えば、同一所得でありながら一方が借家、一方が時価1億円の持家の場合、生活の困難性の差は歴然としているが、費用徴収額は同一でよいのか検討が迫られている。ただ、どのように資産の要素を勘案するか行政技術的に難しい面もある。

第三に、社会保障制度の対象となる人が、資産を保有している場合、その活用を援助するシステムを構築することが必要になっている。とくに高齢者について必要となっている。総理府の「老人福祉サービスに関する世論調査」（1986年）によると、年をとってからの貯蓄などの資産の使い方については、「自分たちの夫婦の老後の生活のために活用する」という意見に賛成と答えた者が64.6%であるのに対して、「自分たちではあまり使わないで、できるだけ子供たちのために残す」という意見に賛成と答えた者は18.7%で、前者が圧倒的に上回っている。

一方、高齢者の資産水準は近年著しく上昇している。65歳以上の高齢者のいる世帯の持家率は、1984年で85%、金融資産は1,131万円となっている反面、住宅ローン等の負債は減少し、さらに高齢者所有の土地、家屋について取得時に比べて資産としての価値が高まっている。

このような状況にかんがみ、高齢者が所有する不動産を担保として、高齢者が必要とする生活費や介護費用を融資し、高齢者が死亡時に融資額と利息分を担保物件を売却して精算するというシステムが信託銀行等の金融機関によって販売されている。

また、武蔵野市、中野区等地方公共団体でも同様な制度を設けるようになっている。たとえば、武蔵野市では条例に基づいて不動産を担保として高齢者、障害者に対して生活費、医療費、住宅改良等資金を貸付け、死亡時に担保物件を処分して精算する。

しかし、この制度には融資の長期化や担保価格の下落等にとまらぬ担保切れ、高齢者の保守的な心理等の問題もあり、適切な公的関与が必要である。

また、老人ホーム入居者や生活保護受給者の資産の取り扱い方も、公的扶養と私的扶養の関係、扶養義務と相続の関係の見地を含めて検討しなければならない問題である。

---

---

## 第6章 労働分配率を改めて考える

### 1. 労働分配率をめぐる最近の議論

労働分配率をめぐるのは、これまでも多くの分析や議論が積み重ねられてきたが、どちらかという春闘を迎えての労使の討論という側面が強かったように思える。分配率は成果配分の重要な指標であるから、そのこと自体は当然なこととはいえ、とくにこのところの分配率の中期的な低下傾向のなかで賃金問題との関連づけでの議論が目立っていた。

このような労働分配率についての議論の流れに大きな一石を投じたのが、盛田氏の論文「日本型経営が危ない」であった。氏の論旨は多面に及んでいるが、その基調は日本の企業経営の理念を、国際社会との共生という視点から模索したものであり、分配問題についてもこれまでの企業経営理念との関係を明確にしたうえで国際社会のなかで通用するフェアなルールかどうかを問われている点が特徴的である。

氏の論文は賛否両論を含めた大きな反響を呼び多くの議論がかわされた。これは経済界を代表する氏の立場や論文の発表が春闘を控えた時期であったことが多少影響していると思われるが、決してそれだけではあるまい。分配の問題をこれまでの労使間の賃金問題という限られた土俵から、将来の日本のあり方という、より広いより大きい土俵に置き直したからである。

もちろん、これまでもそのような視点からの議論がなかった訳ではない。しかし、氏の論文を契機にこれまでより幅広い視点からの議論が活発に行われ、その過程で企業を通じた分配の問題は、今日の日本のかかえる課題、将来の日本のあり方に関するテーマである、国際社会との共生、経済大国から生活大国への転換、あるいは企業型社会からの脱皮等々と深い係わり合いを有していることが、次第に注目されてきつつあるように思われる。このような観点から、労働分配率に接近を試みようと思うが、

その前にまず労働分配率はどのように定義され、現状ではどのように推移しているかを整理しておくことが必要であろう。

## 2. 労働分配率の現状と推移

### (1) マクロレベルの労働分配率

労働分配率は、通常、国民所得ベースによるマクロレベルと、企業ベースによるミクロレベルとに分けられる。

まず、マクロレベルからみると、次のようにいくつかの計測方法が試みられている。

- ① 雇用者所得／国民所得
- ② 雇用者所得／国民所得－個人企業所得
- ③ 雇用者所得／雇用者所得＋法人企業所得
- ④ 1人当り雇用者所得×就業者／国民所得

上記のうへ、①は最も一般的な定義であるが、雇用者比率の変動がその値に影響するため、国民所得の資本と労働への分配が適切に示されないという問題がある。また、国際比較の上でも、就業構造の違いが反映されてしまうという問題がある。

これを調整するため、②～④までの計測が試みられるが、各々一長一短がある。すなわち、②の方式では付加価値に財産所得が含まれるためにやや過小推計となること。③の方式では公共部門の雇用者所得が分子に含まれるために高めの推計となること。④の方式では修正した雇用者所得が過大になり、かなり高めの傾向を有することとなる。

いずれにしても、以上の4通りの方式で国際比較を含めた計測結果は、第6-1表～4表に示す通りである。この4表の評価を一概にまとめるのは困難であるが、①わが国の労働分配率が欧米諸国のそれに比較して低い水準にあること。②労働分配率は景気動向に対応して変動する傾向を有しているが、このところ低下傾向にあることについては、大方の意見の一致をみるところといえよう。

このような特徴点をどう理解したらよいであろうか。わが国の労働分配率が相対的に低いのは、高い設備投資と密接に関連しており、その意味で経済成長率に差のある

国との単純な比較はできないという考え方も、それなりに一理あるといえよう。景気後退期に労働分配率が高まり、上昇期に低下する点については終身雇用慣行と密接に関連しており、このこと自体には問題はあるまい。問題は今のところの低下傾向を景気循環の一過程とみるか、やや行き過ぎとみるかであるが、ここでは国際的にみた分配率の低さの根底にあるのは何かに焦点を当てることとしたい。

第6-1表 労働分配率の国際比較

(分配率=雇用者所得/分配国民所得)

単位：%

暦年	日本	アメリカ	イギリス	西ドイツ	フランス
1977	68.00	72.70	75.70	72.00	70.60
1978	66.30	72.30	74.80	71.40	70.90
1979	66.50	72.80	76.30	71.50	70.90
1980	66.80	74.30	79.30	73.50	74.30
1981	68.20	74.00	78.80	74.40	75.00
1982	68.60	75.70	76.80	73.80	75.70
1983	69.30	74.30	74.20	71.60	75.70
1984	68.90	73.10	73.70	70.30	74.90
1985	67.80	73.20	73.10	69.80	73.80
1986	67.90	73.60	73.70	69.00	71.20
1987	68.10	73.40	72.90	69.20	70.90
1988	67.70	72.90	72.70	71.50	70.00
1989	68.40	72.90	73.30	70.40	69.30
1990		73.40		70.20	

(資料出所) 日銀「国際比較統計」

第6-2表 労働分配率の国際比較  
 (分配率=雇用者所得 / (分配国民所得-個人企業所得))

単位：%

暦年	日本	アメリカ	イギリス	西ドイツ	フランス
1977	80.30	80.30	81.30	91.20	88.00
1978	78.50	80.00	80.30	90.20	88.20
1979	78.50	80.40	81.70	89.60	87.90
1980	76.90	81.00	84.80	90.00	88.30
1981	77.60	80.10	84.30	89.20	89.10
1982	77.90	81.40	82.50	88.80	89.90
1983	78.20	79.90	79.80	88.50	89.90
1984	77.50	79.20	79.60	87.40	88.80
1985	76.80	79.50	78.70	88.10	87.50
1986	76.80	80.20	80.20	88.40	84.30
1987	77.00	80.50	79.60	88.80	84.10
1988	76.30	80.00	79.60		83.30
1989	76.40	80.10	81.20		82.80
1990		80.80			

(資料出所) 日銀「国際比較統計」

第6-3表 労働分配率の国際比較  
 (分配率=雇用者所得 / (雇用者所得+民間法人企業所得))

単位：%

暦年	日本	アメリカ	イギリス	フランス	
1977	90.60	89.70	88.70	94.70	
1978	87.30	89.70	88.80	94.40	
1979	87.10	90.90	89.50	94.10	
1980	87.90	83.00	92.60	95.30	
1981	88.80	83.60	92.90	96.90	
1982	88.40	95.80	91.40	97.50	
1983	88.30	93.40	88.20	97.00	
1984	86.90	92.20	86.60	95.10	
1985	86.00	92.20	85.90	94.00	
1986	86.20	92.90	87.40	89.80	
1987	85.90	92.70	86.70	89.30	
1988	84.70	92.70	86.80	88.50	
1989	86.40	94.20	89.20	88.30	
1990		95.20			

(資料出所) 日銀「国際比較統計」

第6-4表 労働分配率の国際比較  
 (分配率=一人当り雇用者所得/一人当り分配国民所得)

単位：%

暦年	日本	アメリカ	イギリス	西ドイツ	フランス
1977	96.30	80.20	82.00	83.80	85.50
1978	94.40	79.60	81.10	82.70	85.60
1979	94.00	80.30	82.60	82.40	85.40
1980	93.20	82.10	86.30	87.20	89.30
1981	94.30	81.60	86.50	84.30	90.10
1982	94.40	83.80	84.60	83.60	90.60
1983	94.40	82.30	82.10	81.20	90.30
1984	93.10	80.70	82.90	79.60	89.20
1985	91.20	80.50	82.60	79.00	87.80
1986	90.80	80.80	83.60	78.00	84.50
1987	90.90	80.60	83.60	78.00	84.00
1988	89.70	80.10	83.60	80.50	83.10
1989	89.60	80.00	85.20	79.10	81.60
1990					

(資料出所) 日銀「国際比較統計」、OECD[LABOUR STATISTICS]

(2) ミクロレベルの労働分配率

ミクロの企業ベースでみる労働分配率については、一般的には企業の付加価値額に占める人件費としてとらえられるが、ここでは下記に示す3通りの方式で計測を行った。

- ① 人件費 / (人件費 + 経常利益 + 支払利息・割引料 + 減価償却費)
- ② 人件費 / (人件費 + 経常利益)
- ③ 人件費 / 付加価値額

その結果は、第6-5表に示す通り景気対応的であり、特にオイル危機時の労働分配率が高い一方、最近における低下傾向が目立つなど、マクロレベルでみた場合と同様の動きが見られる。

第6-5表 ミクロベースの労働分配率

単位 %

年度	1	2	3
75	65.73	89.23	47.30
76	64.87	85.03	44.80
77	66.40	85.26	46.60
78	60.70	83.58	46.90
79	64.81	80.19	45.00
80	62.85	79.94	40.80
81	65.06	83.50	42.70
82	66.11	84.97	43.80
83	66.29	84.67	44.60
84	65.55	82.94	43.50
85	65.39	83.45	44.30
86	65.90	84.09	45.70
87	64.28	80.91	44.70
88	62.98	78.11	42.80
89	61.76	77.47	42.00
90	61.01	78.86	41.80

① 人件費 / (人件費 + 経常利益 + 支払利息・割引料 + 減価償却費)

② 人件費 / (人件費 + 経常利益)

③ 人件費 / 付加価値額

(資料出所)「法人企業統計年報」

企業ベースでは規模別の労働分配率も計測が可能であるが、資本金1億円以上の大企業と1千万円から1億円未満の中小企業との間では、おおむね10~15ポイント程、中小企業の方が高い水準で推移している。

また、国際的な比較は定義や統計の上の面で推測は困難であるが、日本生産性本部の計測によると第6-6表の通りで、欧米諸国に比してわが国の労働分配率が低いことが示される。

第6-6表 企業ベースでみた労働分配率（製造業）の国際比較

(単位 %)

国名	労働分配率		調査対象	備考
	1973年	1986年		
日本	33.7	36.7	4人以上の事業所	現物給与除く。付加価値には、補助金、間接税除く。73年はタバコは含まず
アメリカ	44.0	38.8	全規模の事業所	本社管理部門・補助部門除く
イギリス	48.4	42.8	20人以上の事業所	現物給与除く
イタリア	39.1	42.6	20人以上の事業所	正味の間接税、補助金は付加価値に含む
カナダ	49.5	45.3	全規模の事業所	
ノルウェー	55.7	62.3		付加価値に付加価値税含まず
スウェーデン	47.6	36.5		
ベルギー	46.3	46.2	5人以上の事業所	86年欄は85年の数値
オーストラリア	54.3	48.1		現物給与除く。期間は7～6月。86年欄は85年の数値
韓国	24.8	26.2		
シンガポール	33.8	31.7	10人以上の事業所	賃金には使用者の賃金引当金含む

(資料出所) 生産性本部「活用労働統計」(1992)

### 3. 高い内部留保

#### (1) 内部留保と設備投資

国際的な比較において示されるわが国の低い労働分配率は、企業の内部留保の高さを意味するといえよう。

八代氏はその論文「日本の労働分配率は何故低いのか」において、国民所得に占める営業余剰とその用途別内訳を日米間で比較し、両国の大きな差異として日本の企業貯蓄が米国の約2倍に及ぶことを指摘している。

まさに、すべての持てるリソースを競争力強化のため研究・開発や設備投資に注ぎ、また経営環境の悪化に備えるというわが国の経営理念のあらわれといえよう。また、このような経営行動がわが国の持続的な高い経済成長を維持してきた要因であることは事実であり、前述したように成長率に差のある国との単なる労働分配率の比較には問題があるという考え方は、それなりに意味を持つ。

しかし、内部留保が設備投資の絶対的要件ではなく、家計部門を含めたマクロベースの貯蓄率によることをどう受け止めるかという問題があろう。いうまでもなくわが国の家計部門の貯蓄率は比較的高く、法人部門から家計部門に所得が移転しても金融市場を通して必要な資金が法人部門に還流する余地は十分にあると考えられる。さらに経済成長の主要因は設備投資のみでなく、個人消費も大きく係わり合っていることも考慮する必要があろう。

以上の点については、経済企画庁編「経済成長と所得分配」の指摘が参考になるので、少し長いが引用しよう。「昭和40年代には、労働分配率と経済成長率の間にはかなり明確な逆相関関係が存在していたが、50年以降はこのような明瞭な関係は認められず、少なくとも近年は労働分配率の上昇が経済成長の制約条件になるといえなくなってきた」「個人消費のGNPに対する割合と労働分配率との間には正の相関関係が見られる。一方、設備投資のGNPに対する割合と労働分配率との間には負の相関がみられるが、これは長期的にみた場合であり、昭和50年代には、このような関係は明瞭にはみられなくなっており、労働分配率の上昇が設備投資の制約条件とはいえなくなってきた」。

---

---

## (2) 内部留保とフリンジベネフィット

高い内部留保の行方というより、低い労働分配率と関連する行方のもう一つの問題が、フリンジベネフィットである。一口にフリンジベネフィットといってもその形態は様々であり、人件費に含まれるもの、人件費以外のコストに計上されるもの、あるいは企業内貯蓄から支払われるものなど多様であり、この点の吟味はなお必要と思われるが、分配問題に関して重要なテーマであることは否定されないであろう。

まずフリンジベネフィットの実態については労働省の「労働費用調査」によると、昭和63年の一人当り法定外福利費は13万3千円、従業員規模5千人以上の大企業は27万5千円、小企業が7万円となっている。内容的には多い順に、住宅、医療保健、文化、体育、娯楽等となっている。

大企業を中心とした低家賃の社宅・独身寮の整備、低利の住宅融資、豪華なスポーツ施設、宿泊施設、海外保養施設等の設置運営や利用者への援助などについて、統計上でどの程度接近し得たかや疑問は残るところである。実態的には、おそらくこれを相当上回るとみた方がよいであろう。

ところで、フリンジベネフィットについては、労働者の労働条件や福祉面の向上という面で大きな役割を果たしていることは間違いない。しかし、現状においては少なからぬ問題を有していることも事実である。たとえば、現在勤労者の最大の関心事である土地・住宅市場に個人と比較にならない資本を有する企業の介入による混乱、各種のフリンジベネフィットの増大による企業型社会の一層の強まり、賃金以外の面での規模間格差の拡大、その透明度の低さによる税制面での不公平の拡大などが考えられる。

## 4. 労働分配率をどう考えるか

### (1) 分配率問題への一つの視点

労働分配率の現状をここでもう一度整理してみると、景気対応的な分配率のこのところの低下傾向の問題はさておいて、欧米諸国に比してその水準が低いことと、反面において企業貯蓄率が高いことは明らかである。

その背景としては、競争力の維持、強化のためその持てるリソースの全てを研究・開発や再投資に向けるという企業の経営理念の存在があり、またこの理念を支える基盤としてわが国特有の雇用・賃金制度にもとづく企業の運命共同体意識の存在があったといえよう。さらに、運命共同体意識を基盤としつつ、一方でそれを強めるものとして、各種のフリンジベネフィットが広く行き渡ったと考えられる。

これを一つの方程式とみた場合それから導かれる解は、これまではより効率的であり高い成果を挙げてきたということであろう。いうまでもなく、世界の奇跡といわれたようにわが国は戦後の復興をいち早く遂げた後、高い成長を持続し、完全雇用と大幅な所得の向上を実現してきた。今や世界の経済大国と称され、その軌跡を学びとらうとする事例は多い。

しかし、この方程式はほころびというか、矛盾というべきか、それが次第に広がり累積し、もはや無視でき得なくなったのが今日の姿といえよう。経済大国と称されるに応わしい生活の豊かさを本当に享受しているのであろうか、GNPと生活実態にギャップがあるのではないかという疑問、国際社会の進展とともに国際的に解決しなければならぬ共通課題が多く存在するなかで、これまでの姿勢で日本は世界と共生できるのか、その地位に応わしい役割と責任を果たせるのかという疑問、個々人のライフスタイル、生き方のあり方として、企業型社会は応わしいのか、もっと個人の責任と自主選択を活かす社会が望ましいのではないか等々の疑問が生じつつあるように思える。これに答えるためには、日本の経済社会の行動パターンを規定していたこの方程式を新たに組み直すことが、先決であり課題であるといえよう。

## (2) 生活大国と労働分配率

新しく策定される経済計画においては、「生活大国」がその主題に位置づけられている。これはGNPに示される豊かさと生活実感としての豊かさと乖離に対しての国民の疑問や不満が高まり、これに応えようとした姿勢の表われであろう。

振り返ってみるとGNP重視、効率重視の政策目標のなかで経済規模は拡大を続け、これに伴い生活面も間違いなく豊かに、そして便利になった。日常生活の面で例をあげればきりが無い程であるし、かつては夢物語に近かった海外旅行も年間1千万人を

---

---

超える状況にある。

しかし、この過程で改善が著しく遅れたり、あるいは新たな発生をみた問題は数多い。まず第一が生活のゆとりに関する事で、未だに年間2千時間を超え、欧米諸国に比し200～400時間も長い労働時間の問題である。第二は実態面での疑問に関する事で、一人当りGNPと一人当り賃金とのギャップの問題である。第三は質的な側面に関する事で、各個人がその価値観にもとづき自己実現が図られるような環境条件にあるのかという問題である。第四は人生設計に関する事で、これまでは計画性をもてば何とか購入し得た住宅が高嶺の花となってしまったこと等である。

第四の問題を除いて第一から第三までは、いずれも労働分配率のあり方と密接に関連している。企業活動の成果配分について、競争力の強化を重視するとともに固定化する賃金より弾力性のあるフリンジベネフィットに注目する姿勢の累積が、現在の課題を生み出した大きな要因といえよう。

政府全体としてGNP重視、効率重視の経済社会構造を是正し、国民生活重視の経済社会の樹立を基本的目標とした今日、その根元にある労働分配率のあり方も賃金問題を中心としたものから、広く国民的な課題として検討される必要があろう。なお、豊かな国民生活を円滑に実現していくために安定した経済成長が不可欠なことはいうまでもない。この側面から労働分配率の上昇に対しての否定的な見解もあるが、前述したように実態的な状況から労働分配率の上昇が経済成長の制約要因でないことは証明されている。それどころか内需中心の経済成長という今後の日本のとるべき姿に、まさに合致した道筋といって過言ではあるまい。

### (3) 国際的共生と労働分配率

日本が経済小国であった時期においては、我々は国内の事のみを考え、行動しても大方は認められた。しかし、経済大国への道を歩んだ今日、国際的な地位の高まりに応わしい行動と責任が要求され期待されている。

冷戦構造が終結した今日、世界的な繁栄と平和を模索し新しい秩序づくりへの努力が続けられている。その中で一国繁栄主義は到底許されるものではない。盛田論文の「欧米と整合性のあるルールの上でフェアな競争をする。共存共栄を図る。」「競争

力の維持強化の経営理念から従業員との関係、取引先との関係、地域社会との関係において配慮が足りなかったのではないのか。」という指摘は、日本に求められている国際協調の基本的な部分にあたろう。

日本企業の競争力の強さは、企業家精神や先見性、長期的な視野からの企業経営マインド、あるいは教育水準が高く質のよい労働力の存在によるものだという考え方もあろう。また、文化や習慣の違いを持ち込まれても困るという意見もあろう。しかし、盛田氏の主張は国際的に認められる企業のあり方、企業責任の問題をいっておられるのにすぎない。

いやしくも企業経営に当たる以上、最低守らねばならないルールは何か、企業責任とは何か、この点に関する議論が残念ながらわが国ではあまりにも少なかった。成果配分のあり方を含めた検討の深化が必要であらう。またそれによって、国際社会と共生できる条件が確立されるのではなかろうか。

#### (4) 企業型社会と労働分配率

企業型社会という言葉が、最近よく使われるようになった。この言葉はいろいろな意味を持つと思われるが、労働あるいは労働者生活という側面から定義を試みると、次のように表現されると思う。終身雇用慣行や年功序列制度を基盤とした企業との運命共同体意識が、各種のフリンジベネフィットを通じた住宅から冠婚葬祭の世話にいたるまでの援助制度のなかで一層強まり、企業中心的、企業依存型の意識、行動パターンをとる社会。この端的な現れが私生活を犠牲にした、いわゆる働き中毒的な行動や社会通念に違反しても企業に献身するという行動パターンといえよう。

これが人間のあり方、生活のありざまとしてハッピーな姿であるだろうか。戦後の国も、企業も、個人も貧しく、生きるために懸命であった時代の考え方や行動がそのまま残っているのではないのだろうか。企業中心の生活パターンを変え、家庭生活や地域社会との調和がとれ結びつきが図られるような生活パターンを取り戻すことが今求められているはずである。さらにいえば、自分の価値観にもとづいた自己実現が図られるような社会の形成が求められており、このような充足が満たされて初めて豊かな生活、生活大国が実現するといえよう。

---

---

企業型社会の問題は、職業生活の間にとどまらない。家庭や地域社会との結びつきが薄かったいわゆる会社人間の、定年引退後の戸惑いや悲劇的な話は、よく見聞きするところである。この企業型社会は弊害があるから変化さすべきというだけの問題ではない。経済的に豊かな社会で生まれ育った若年者の職業意識は大きく変化しており、これに対応した雇用管理の検討がいやおうなしに迫られているのである。

このような企業型社会を見直す観点から、フリンジベネフィットを含めて労働分配率のあり方を検討する必要があるだろう。さらにいえばこの恩恵にあずからないパート労働の問題、あるいは雇用システムのあり方まで含めた方が有意義と思われる。また、フリンジベネフィットについては、前述したように給与以外の面での所得格差や税制面での不公平の問題があり、すっきりと給与に置き直す方向が望ましいであろう。

#### (5) 労働組合の役割

盛田氏は日本の熾烈な競争のもとで企業人の意識を変えることの困難さを訴えられているが、労働分配率をめぐる問題は企業人に限らず各面においての努力が必要と考えられる。その場合における労働組合の果たすべき役割は極めて大きいといえよう。

これまでも春闘時を中心に連合において分配率の検討と提言が行われている。これをもっと進め、1～2年かけても将来の経済社会のビジョン、雇用、生活ビジョンなどとの関係あるいは労働分配率やフリンジベネフィットの定義、実態面などを、国際比較を含めて分析検討するなど理論武装を強め、労働分配率白書というべきものを策定し、広く世に問うとともに中長期的な視点からの議論として春闘時をはずして労使間でテーブルをはさむことは有益と思われる。

最近、短期間のモデルチェンジはやめるべきであるという非常に有益かつショッキングな組合幹部の発言が報道された。企業経営から一步離れ客観的な判断が可能な労働組合にはこのモデルチェンジの他、24時間営業等の生産流通システム、多頻度小口配送の問題、あるいは取引先との関係、地域社会との関係等についての積極的な取り組みを強く期待したい。

意識の変化が困難なのは経営者のみでなく、勤労者も国民も同様である。政・労・使であれほど意見の一致をみ、またその促進のための各種の施策が講じられながら

遅々として進まない時短、年休の未消化の背景の一つには、時短よりは給与、働き中毒症状、休みを取ることへの戸惑いや気兼ねなど勤労者の意識の問題があると思われる。労働分配率をめぐる諸問題の解決には、勤労者自身の意識変革に係わる部分は多い。この点に関しての労働組合のリーダーシップの役割は極めて大きいといえよう。

---

## 第7章 現代の格差と労働組合の役割

現代の格差を政策・運動課題と関連させて考察すると、やはりそこには個別の政策技術に到底つくしえない経済社会システム総体が深く関わっていることを認識させられる。

市場経済の発展と20世紀における展開は、この経済発展は自ずから市民社会に福祉やくらしの質の向上をもたらすものではなく、多くの対抗的なパワーの発展や所得再配分をはじめとする社会的・制度的枠組みの目的意識的な形成によって所得の向上と平準化が可能となることを示している。

そして日本においては、長年にわたる生産者優先型の「開発主義」の日本のゆき方が、「企業中心型社会」という独特の型を形成し、価値観・文化観を含め資源配分をゆがめ、くらしに「ゆとり、豊かさ、社会的公正」に欠く状況に帰結している、このような認識が今日的なものとなって広がっているわけである。日本の政府や行政、そして経営側においてもこれまでの日本の経済社会のあり方の自己改革への挑戦がみられはじめている。日本の企業別組合は、分析的にみればこの「企業中心型社会」と同心円をもっていることは否定できないが、その現実に立脚しつつ労働組合自身もその短所について自己改革努力を行なわねばならないのである。

### 1. 賃金・労働協約、就業規則の見直し

以上の視点に立って、まず労働組合の対企業との関係で日常的な活動領域である労働協約、賃金協定について、またそれと関係の深い就業規則についての見直しが求められる。

(1) 人間を基準にした賃金交渉を —— 個別賃金の重視

第一に賃金については、これまでの春の賃金交渉が、労働者ひとりひとりにとっての賃上げ交渉として実感しうるような個別賃金表示が軽視され、企業として負担する賃金源資総額の交渉（ベースアップ交渉）のみに傾きがちであったことについて見直し、かりにベア方式を併用することが不可避だとしても、労働者にとって労働の対価として実感しうる交渉の仕方、要求の立て方が工夫されねばならない。企業源資を尺度とするのではなく、それぞれの属性をもった人間としての労働者の側を尺度とする賃金交渉のあり方は、個別企業を越えた労働者の連帯を産業レベルや地域レベルで作りあげていくときの基礎となる面がある。

(2) 時間に関する協約の見直し —— 実効性ある協定を

第二は時間外労働・残業規制のあり方を含む労働時間に関する協定のあり方と運用の改善である。もともと、残業に関する労使の36協定は、勤労者の権利を守るために、例外的な場合のみ労働組合の同意を条件に時間外労働を容認する趣旨のものであった。ところがこの36協定を楯に、経営側が大幅な残業を強いることがまみられる。しかし、これは労働協約の内容いかんで、年当たり、月当たり、週当たり、一日当たりを含め労働時間に関する実効ある協定化は可能である。

(3) 時間主権 —— 個人に選択権を

また残業を個人が拒否できるかどうかをめぐって、また長期有給休暇の取得の仕方をめぐっても裁判上の争いがあったが、これらは基本的には全員が残業をせず、有給休暇を100%取得すれば成り立たなくなるような要員配置、経営システム自体に問題がある。このようなギャップを埋めつつ、理論的には職場の仲間との調和をもちつつ個人の選択権とその条件設定について労働協約で明示することはむろん可能なのである。

労働時間は勤労者の生活時間のあり方と一体のものであり、時間の配分が企業本位に展開すれば勤労者のライフスタイル、生活の質が大きく歪められる。ILOがいう『時間主権』は人間に属する」という当然の認識が大切である。人間の生活リズムは個別企業を越える、より普遍性の高い社会尺度なのであり、またそうあるべきなので

---

---

ある。

#### (4) 単身赴任 —— 「同居権」の主張を

日本の単身赴任については欧米からはそれこそ日本異質論の代表事例としてしばしばとりあげられている。家族が同居することを妨げられるというのは基本的人権の侵害だというのが常識だからである。

日本の単身赴任問題は、移動困難な住宅事情や子弟の教育に関する困難というだけでなく、本人の選択権が事実上大変に弱いという問題がある。これも労働協約、就業規則の見直しを必要とする部分である。

この問題だけではなく「個の尊重」と選択権を保障していくという点は、これまでの労使関係、労使慣行の惰性を含め、労働協約、就業規則の面で不十分な面が多かった。悪しき「集団主義」に陥ることを回避し、個人の自由選択の幅を調和をもって保障しうる職場、協約へ改革していく必要がある。

これらの問題は、おのずから要員配置や仕事のリズムに関する日常の職場のあり方の見直し、改革の問題に連動する。

## 2. 職場の人間化と産業民主主義の確立

### (1) ヒューマンな職場づくりを —— 「過労」のない職場をめざして

職場の仕事観についての国際比較調査は、日本は仕事の満足度が低い現実のなかで、これを「集団主義でカバーしている」(駒井 洋 前掲書)とみられるが、このような過度の集団主義や集団帰属意識のもとでの長時間労働がいわゆる「過労死」の原因であることはすでに知られている。東京都の「都市生活に関する世論調査」(1991年秋実施)では、「あなたやあなたの身近な人に過労死の不安を感じますか」という問いに対し、「多いに感じる」が20.8%、「少しは感じる」が40.0%と合わせて6割以上のものが不安を感じるという高い数字を示している。

現在の労組の日常の活動をこのような職場の要員配置や仕事のリズムに関与しうる

ものへと向けていく「職場の常識」を確立する必要がある。仕事のあり方をめぐる職場協議、そのうえに立った団体交渉の強化がもとめられるのである。

そのようなひとりひとりの労働者にとってアメニティー（快適性）のある職場づくりにあたって、職場は人間にとって自己実現の場でもあり、いまひとつの生きがいである点をふまえる視点も不可欠となる。仕事に喜びと生きがいを感じるような職場への改革、仕事の間人化が課題になってくる。このような職場が、これから比重を高め定着することが期待されている女性や高齢者にとっても働きやすい、やりがいのある職場であることはいうまでもない。そしてこうした職場づくりが、これからの情報化時代や技術や社会の変化に対応する企業力を支えることにもつながるのである。

## (2) 労使対等関係の形成と産業民主主義

このような職場の改革を進めていくには、日常的に個人個人の職場の苦情や提案、個性的な要求が労働組合の中に吸い上げられ、活動に生かされていく組合運営が不可欠である。職場や労働条件に関する協議、交渉が力をもつには、やはり真に労使対等の関係がきづかれていなければならない。企業別組合が個別企業の経営側に対し、力を持ちうるためには、経営側に入らない第一次的な組合員の声を掌握し、企業を越えた社会的標準形成の役割を担っている産業別組合、地方連合など地域労組に依拠する以外にない。産業民主主義は企業の内部のみでは歪みがちで、社会的力となりえないのである。

日本の産業民主主義についての議論は1975年頃に頂点に達した観があったが、その後しばらく論議が途絶えた。それは、その後日本の良好なパフォーマンスを独、北欧の社会的パートナーシップ型の「マクロ・コーポラティズム」に対して、企業内的な「ミクロ・コーポラティズム」とむすびつけ、結果的には日本モデルを礼讃する役割となったような見方が多数を占めたからである。しかし、今日やはり、「企業中心型社会」の見直しと共にこのような企業内的な「ミクロ・コーポラティズム」を産業民主主義の発展として手放しで評価するわけにはいかないことも明らかとなった。より社会的で、より制度化された産業民主主義の今日的あり方が問われているのである。

---

### 3. 社会的標準形成機能を担う労働組合

そのとき、戦後の企業別を基本単位とする労働組合がいかに機能してきたかを考える必要がある。それはまず、戦前の権威主義、あるいは家父長的労使関係（パターナリズム）に対して戦後民主主義の基本価値である勤労者の尊重を持ち込み、またブルー・カラーとホワイトカラーのそれまでの大きな差別を縮めたことである。これが戦後型の「企業主義」の基盤であったともいえよう。また、社会組織としての労働組合の「市民権」を獲得し、政治社会にも「労働の世界」が一定の位置を占めることになった。

これを分配面からみれば、高成長と労働市場の逼迫にも助けられた、それまでに存在した「二重構造」ともいわれたような大きな所得格差を縮小させ、全国的に平準化させることにも役割を果たした。都市のホワイトカラーとブルー・カラーの間の、また都市と農村での異質性の高かったライフスタイルは1960年代後半には社会的標準化が顕著にすすみ定着していった。1950年から出発した「春闘方式」は「社会的相場」として全国的な波及効果を高めたものといえよう。全国レベル、地域レベル、産業レベルにわたり所得の上昇や時間短縮（1960～1973年までの進展）を実現していった社会的拮抗力を含めて「戦後民主化は高成長の有力な要因」（有沢広己）であった、というのが通説である。

このような労組の社会的機能は1974年からの2回の石油ショックのなかで低下していったことは否定できない。所得の上昇と平準化機能が下がり（都留 康「春闘における産業間波及効果の変化」、一橋大学『経済研究』1992年7月）、労働時間短縮はその後10数年にわたり停滞することになった。すなわち企業別組合という形態をとりながらも、1955年から第一次石油危機の頃まではもっていた社会的拮抗力や社会的影響力は、経済環境の変化の中でやはり若干後退したとみざるをえないであろう。労働分配率の低下はその端的なあらわれにはかならなかった。

企業別組合という形態をとった日本の労働組合は、「企業中心型社会」の矛盾に対して本当に立ち向かっているのか、本来果たすべき社会的機能について目的意識的な努力をしているのか、これがいま問われているのである。

#### 4. 労働組合内部機構と運営の見直し

いま、労働組合のあり方、運営・組織のあり方に関して、新たな論議がはじまっている。このような経験は戦後には何回かあったように思われる。最初は1950年代の前半、各産業の解雇反対闘争のなかで、あるいは賃上げ交渉のなかで、各企業別労働組合が単独では経営側の攻勢には抗しえず崩れていったことから、産業別組合の機能に依拠するか（近江絹糸争議など）、または春闘方式のように全国的連携の上に交渉を進める動きが強まった。また1960年代半ばからは、当時の開放経済体制への移行と産業再編成の波のなかで、「産業政策」のあり方を含め産業別労働組合の機能強化がいわれ、その後いくつかの産別組織で組織整備が進んだ経過があった。

いま、これに続いて、社会労働標準に関する「相場形成力」を高めることをめざし、企業別組合と産別組織、地域組織、あるいは全国中央組織との関係を見直す必要があるように思える。このような労組の内部機構と運営の見直しが、単組、職場での新たな組合機能の活性化と結びついたときに、総合化されて労組の社会的機能の拡大が進むとみられよう。1992年春の自動車総連の産業政策「世界・消費者・従業員と共生する自動車産業へ」「DIPS-21」やゼンセンの「Z. I」、また単組レベルでの松下電器「組合未来図」などの方向はこのような試みの一環にほかならないといえよう。

## 現代の分配を考える

---

1992年12月10日

第2版発行

編集 財団法人 連合総合生活開発研究所  
理事長 中村卓彦

〒104 東京都中央区新川1丁目23番4号

I・Sリバーサイドビル2F

TEL 03(3297)3663(代)

FAX 03(3297)3620

---

制作 株式会社 コンポーズ・ユニ

〒108 東京都港区三田1-10-3

TEL 03(3456)1541(代)

FAX 03(3798)3303

---